

文學士高山林次郎著

菅公傳

東京 同文館藏版

289.1 Su 699 Tr

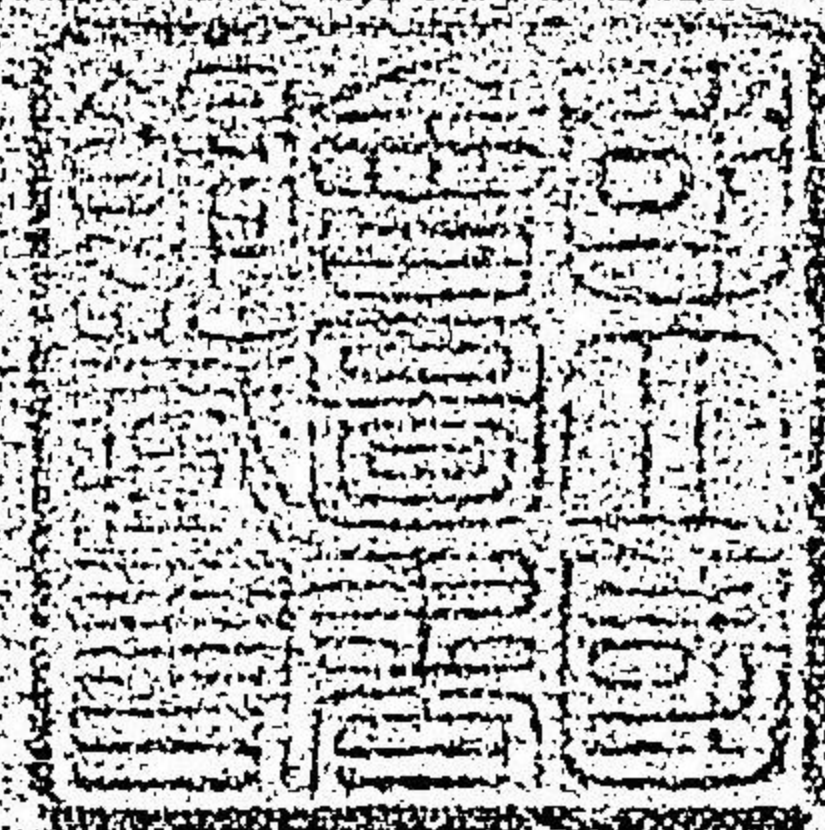
自序

去年の秋、同人集て一叢書を出版せむことを議じ、予を要して與らむ。予書窓事多きを以て固辭すれども聽かれず、乃ち已むを得ず、菅公に關する一論文を草して責を塞ぐべきを約せり。是れ平生公の事蹟に就いて多少の興味と研究とを存するを以て也。爾來年華忽茫として去り、期を過ぐるも未だ約を棄ずるに違あらず、書肆同文館主人來り促すこと甚た急なり。乃ち二月の初、大森の僑居に退き、門を杜ぢ客を謝し、終日凡に隱りて筆硯を事とするもの前後九日夜以て晝に繼ぐ。成れるものは即ち是の書也。蒼皇の間、文迫り意到らざるものありと雖も、菅公に關する平生の感想は略と披瀝し盡したるに庶幾し。潜に思へらく世未だ菅公傳無



337328

289.1Su699Tr



337328

自序

去年の秋同人集て一叢書を出版せむことを議し、予を要して與
 らしむ。予書窓事多きを以て固辭すれども聽かれず、乃ち已むを
 得ず、菅公に關する一論文を草して責を塞ぐべきを約せり。是れ
 平生公の事蹟に就いて多少の興味と研究とを存するを以て也。
 爾來年華忽茫として去り、期を過ぐるも未だ約を果すに違あらず、
 書肆同文館主人來り促すこと甚た急なり。乃ち二月の初、大森の
 僑居に退き、門を杜ち客を謝し、終日凡に隱りて筆硯を事とするも
 の前後九日夜以て晝に繼ぐ。成れるものは即ち是の書也。蒼皇
 の間、文迫り意到らざるものありと雖も、菅公に關する平生の感想
 は略と披瀝と盡したるに庶幾し。潜に思へらく世未だ菅公傳無

と、尙ほ以て時文の欠を補ふに足るものあらむか。然れども予素と歴史家に非ざるを以て、平生是種の文字に慣れず、自ら顧みて深く大方に耻づと雖も、今に於て如何ともする無き也。乃ち書の成る所以を記して卷首に序す。

明治三十三年三月十五日

東京

高山林次郎

菅公傳目次

第一章 序論

菅公に関する疑問—菅公傳の目的—歴史上の批評と道徳上の批難

一頁

第二章 菅原氏の傳統及び菅公の少時

菅原氏の祖先—系譜—古人—清公—是善—菅公の幼時—早熟—教育—對策及第—公の家庭—公の健康

七

第三章 菅公の生れたる時代

平安朝の文藝—奈良朝の漢學—平安朝の漢學及儒者—白樂天—菅公以後の漢學—菅公と佛教—平安朝は佛教の時代也—菅公の信佛及經典上の知識—儒門の争—「博士難」—「詩情怨」—菅公の南游行

二四

第四章 菅公の性格

四五

菅公の人物に關する疑惑——菅公崇拜と國民性——菅公は温厚の人
に非ず——菅公は大度の人に非ず——菅公は名譽心に富みり——菅公は
遜退の人に非ず——神經性——菅公は神經性の人也——菅公と我執の念——
菅公の意方は薄弱也——結論

第五章 政治上の菅公其一（讚岐守）……………七一

讚岐守任命の因由——菅公と藤原氏——詩人菅公——讚岐に於ける公の
行狀——公の吟詩——公の老衰——公の治績——公の歸京

第六章 政治上の菅公其二（藤原氏の政治上の位置及び宇多天皇との關係）……………八三

藤原氏の勢力の由來——百川——吉備眞備の反抗——冬嗣の計畫——
外戚政略——其成功——文德天皇と良房——清和天皇——基經——
陽成天皇の廢立——光孝天皇の擁立——擁立政略の繼續——宇多天皇——
阿衡問題の顛末——阿衡問題に對する藤原氏の二大魂膽——詔勅改作——
橘廣相の排斥——宇多天皇の憤懣——皇權振振の大計畫——菅公の登庸

第七章 政治上の菅公其三（菅公の榮達及藤原氏との關係）……………一〇四

異數の敘任——公の歡喜——類聚國史——遣唐使廢止の議——君恩優渥——
宇多帝の讓位——讓位の魂膽——宇多帝と菅公——藤原氏の門閥政略——
菅公の地位の危殆——右大臣——右大臣辭退の批評——太政大臣任命の密旨——
公の固辭——大事は去れり——天道是乎非乎

第八章 政治上の菅公其四（流竄）……………一二三

公に對する嫉妬——時平——菅公の憂慮——三善清行の書——菅公の左遷——
左遷の罪狀——公の連累——公果して罪ありしか——久米氏の說——
井上氏の說——公の左遷は斷じて證據也——公と醍醐帝——公の
遜退の批評

第九章 詩人菅公……………一四三

公太宰府に赴く——護送の官符——太宰府の境遇——菅家後集——公の詩——
貧苦と疾病——「燈滅」——公の病没——太宰府の左遷——公の人物——
菅公と風原との比較——詩人としての菅公

第十章 菅公の崇拜……………一六二

延慶寺座主章意に關する神異譚——清涼殿の雷火管根の實死——
時平の病死——右大臣公忠の冥府談——僧日禪の冥府談——大政
威赫天々としての菅公——沙門道賢の冥府談——北野天神の

緣起—官位追贈と託宣—菅公の神異譚と公の人物—兩部神道者流の附會說—菅公の威靈に関する諸種の臆說—文學の神としての菅公

菅公年表

目次終

菅公傳

文學士 高山林次郎著



第一章 序論

菅公に関する疑問—菅公傳の目的—歴史上の批評と道徳上の批難

題して菅公傳と云ふ、或は問はむ、菅公に就いて尙ほ語るべきことありやと。實に生ては忠良の臣と稱せられて芳名を汗青に留め、死しては威靈の神と崇められて千古に廟食す、今に於て國民誰か公の名を仰がざらむ。而かも吾人を以て見れば、菅公の人物性行は、既に明なるが如くにして、實は未だ必ずしも明かならざる也。

菅公の傳は明なるが如くにして實は明ならず

身備林より起りて位三公に昇れるもの、公の前代に於て一吉備氏あるの

菅公とは如何なる人ぞ其一

み事既に異例に屬す。當時藤原氏は外戚の餘威に誇り、攝關の門閥に乗じ、一族の權勢上下に蔓延せり。菅公一寒儒の身を以て是の間に處し、俄に天子の信任を得て聲名一時を鼓動す、其の蹟尋常ならざるものあり。一朝讒奸君明を掩うて邊陲に左遷せらるゝや、榮辱忽ち處を異にせるも、而かも一語の天を怨み人を憎むもの無し、其の情亦人に異なるものあり。薨じて後官位幾もなく舊に復し、遠靈長へに神として祀らる、天滿天神の名、何ぞ夫れ莊嚴偉大なる、其跡寧ろ神怪なりと謂ふべし。吾人は是に於て問はざるを得ざる也、菅公とは夫れ如何なる人ぞ。

實に歴史家は幾たびとなく菅公の讚美を繰り返しぬ、吾人今に及びて一字の是に加ふべきものあるを見ざる也。洵に公の人物性行果して傳ふる如くむば、正に是れ一世の賢哲、百代の龜鑑、誰かは敬して而して仰がざるべき、其の盛徳を稱揚するに於て寧ろ詞人の筆の短かきを恨とすべき也。然れども菅公果して是の如き人なりし乎、其性行果して爾かく圓滿なりし乎。

菅公とは如何なる人ぞ其二

若し然らずとすれば、吾人は當に問ふべきなり、菅公とは夫れ如何なる人ぞ。

菅公の身世は其の一生に於て幾度か轉變せり。公は一度び學者たり、一度び政治家たり、而して二度び詩人たりき。公の天分は夫れ何處に存せし乎。殆ど歴史上の套語となれる菅公の盛徳は、其の政治家たるにあるか、然らば則ち政治家としての功業徳澤は如何。其の詩人たるに存する乎、然らば則ち詩人としての性情辭藻は如何。抑も其の人物の上にある乎、然らば則ち公の人物の如何なる點か果して能く是に當るべき。是に於て吾人は問はざるべからず、菅公とは夫れ如何なる人ぞ。

菅公とは如何なる人ぞ其三

菅公の一生は常に時代に接觸せり、王朝の文學政治は公の生涯に於て正に其一半の歴史を啓示せり。是を以て公の傳記を語るは即ち當時の時世を語る也。即ち公の一身は文學上に於ては本邦に於ける漢學發達の最高潮を標榜し、政治上に於ては藤原氏の權勢に對する最後の反動を代表す。公死してより日本の漢學は永く振はず、皇家の權力全く藤氏に移れり、是

平安朝史の最も趣味ある部分も語るものは公の傳記也

の、一、大、轉、換、の、樞、機、に、當、り、て、平、安、朝、史、の、最、も、趣、味、あ、る、部、分、を、語、る、も、の、は、實、に、公、の、傳、記、也。

世に或は菅公を知らざる者はあらむ、而かも一人の天滿天神を拜せざるもの有らざる也。然らば則ち天滿天神とは如何なる神ぞ、如何なる威靈、如何なる功德の爾かく國民の崇拜を受くべきものありや。是の如き崇拜は菅公其人の追慕及び崇敬と如何なる關係ありや。人既に神として祀らる、其の死後の威靈は、即ち其の生前の心事ならず、むばあらず。是の二つの者は菅公に於て果して如何の關係かある。公の傳記を言ふもの亦是事に及ばざるべからず。

吾人は是の如き疑問の解釋として聊か公に就いて語る所あらむとする也。吾人は是の目的の爲に、暫く公に對する一切の傳說的感情を擺脫し、事に冷靜なる史的批評に従はむことを力めむ。唯恐る、人或は吾人を以て好で異を樹て、故らに公の徳を傷くるものとせむことを。然れども事の實は

菅公傳に關する著者の用意

人物崇拜と史的批評とは別問題也

掩ふべからず、理の當は狂ぐべからず、信すべきを信じ、疑ふべきを疑ふ、吾人に於て又奈何ともすべからざる也。今の世に於て歴史の研究に忠なるものは、一種の道德的惡感の爲に動もすれば社會の誹詆を受く、是れ歴史家に取て悲むべき迫害也。一私人の時勢の大體に關せざるもの、例へば辨慶有無の問題の如きは強て言ふを要せざらむ、而かも身一世の樞要に當り、事百代の文化に關はるもの、例へば菅公の如き人物にありては、傳說的感情を離れたる史的研究の特に必要なるものあり。世人は是の如き研究に對して、猥りに道德的誹詆を加ふること無かるべき也。世に、温良、恭謙、忠良、博雅、傳ふる所の菅公の如き人物あらば、苟も本邦の民たるもの、誰か崇敬追慕せざらむや。唯菅公てふ實在的人物が是の如き性行を有せしや否やは、全く別問題に屬するを記し、せざるべからず。

從來菅公の傳記に關する書少からず、然れども零碎斷片に非ずむば、年譜縁起の類のみ、一として吾人の提供せる疑問に對して公を解釋したるもの

あらざる也。近時文學博士井上哲次郎氏、公に關する雄麗なる論文を『太陽』紙上に公にせられ、公の事蹟爲に大に顯はれたりと雖も、公の性行の批判に於ては尙ほ一段の精到を望むべきものあるが如し。吾人素歴史家に非ず、又傳記家に非ず、唯平生公の史蹟に關して興味を感ずること頗る多し。近時同人集て一叢書を出版するに當り、吾人自ら撰びて是に當る。必ずしも自得する所ありと謂はず、暫らく其の好む所に從ふのみ。

第二章 菅原氏の傳統及び菅公の少時

菅原氏の祖先—系譜—古人—清公—是善—菅公の幼時—早熟—教育—對策及第一公の家庭—公の健康

(一)

菅原氏は代々儒道の家たり。傳ふる所によれば、其先は天穗日命十四世の孫、野見宿禰に出づと謂ふ和歌色葉集上之二。野見宿禰は垂仁帝の御母の人にして、出雲國の勇士なり。當麻蹶速と角觥を試み、是を踏み殺せしかば、其勇によりて蹶速の食色を給はれる事、及び土偶を以て殉死に代へむことを乞ひ、依て土師姓を賜はりし事は、人の知る所也。三世の孫、身臣、改めて土師連姓を賜はる。身臣十一世の孫、古人フシノに到り、初めて菅原姓を賜はる。時に天平元年六月、聖武天皇の第六年なり。菅原姓茲に初まる。古人より菅公に至るまで四世、凡そ一百二十年、其の系譜左の如し。



古人

古人は菅公の曾祖父なり。官遠江介に至り侍讀たり。弘仁十年卒す。想ふに儒道を以て聖武孝謙弘仁の諸朝に歷事したりしならむ。菅原氏の儒家たるは是より始まる。古人の後を清公（清公）と云ふ。清公に至りて菅原氏の儒業大に振ひ、爵として一代の詞宗となれり。延暦二十一年遣唐使となりて唐に趣く。僧空海亦從て其行にあり。留まること一年、歸て文章博士大學頭となり名聲漸く高し。天長中出で、播磨權守と爲る。未だ幾ならず、公卿議奏して曰く、清公は國家の元老なり、遠く都を離れしむべからずと。乃ち詔して是を召還し、再び文章博士を兼ねしむ（大日本史列傳）。又以て清公の人物如何に當代に重せられしかを見るべき也。其の撰著亦少からず、令義解は清原夏野等と共に撰ぶ所、凌雲集は小野岑守等と共に撰ぶ所、其他文華秀麗集三卷、經國集二十卷あり。其の上表には何れも大官の名を書せりと雖も、實は清公の力最も多きに居る。今日奈良朝の末期及平安朝の初期に於ける漢文學の狀態を知らむと欲せば、必ずや是等の諸集に據らざるを得

清公の事業及性行

す、然らば則ち清公の文勳獨り當代のみに限らざる也。惜むらくは史の傳ふる精しからざるを以て、其の事蹟を審にするを得ずと雖も、其の詩文に緣りて察するに、清澹高潔の生涯を送りしものゝ如し。殊に性甚だ音樂を好み、長じて尙ほ耽る。經國集に嘯賦の一篇を収む。其序に曰く、「清公少うして音樂を好み、長して而して尙ほ耽る。造次と云ふと雖も心未だ暫くも捨てず。然れども性好む所と背き、事意と違ふ。未だ曾て手に一絃を撫し、口に一管を吹かず。池亭景落ち、物色將に涼ならむとするや、吟咏乍ち疲れ、之に繼ぐに嘯を以てす。洪纖口に在り、脩短心に任す、曲として寫さざるは無く、歌として習はざるは無し。即ち知る音樂の妙は嘯に過ぎたる莫きを」と（經國集序）。又以て其の人物の一端を想見すべきか。又文章院を建設して學を講したるか如きは、教育上の一事業也。晩年深く佛法を信奉し、造像寫經を以て自ら樂めり、と謂ふ（大日本史清公傳）。蓋し菅原氏の傳統は累代儒家たると共に佛教の熱心なる信者なりしが如し。菅公の如きは壯にして一度び

是善

薙髮を企てしが果さず、晩年に及びては緇衣を纏はざるも、殆ど一沙門の生活を爲せり。是の信佛の精神は己に公の祖父たる清公に胚胎せるを見る也。清公の二弟清岡清人は其名多く著れずと雖も、經國集に其詩を載せるものあるを以て觀れば、是の二人も亦文墨の人たりしが如し。經國集卷一及卷十四清公二男を生む、長を善主と云ひ、次を是善コレヲと云ふ。善主年二十三文章生となり、承和の初め唐に入る。其名は顯はれずして己む。菅原氏の遺跡を受けて儒業を繼ぎたる者は是善なりき。是善も亦其子なる菅公と等しく、頗る早熟の人なりしが如し。幼にして父祖の業を享け、弘仁の末殿上に侍せりと云ふ、時年僅に十一。承和の初め文章得業生に補し、同七年大學少允となり、次で大内記文章博士となり、東宮學士を兼ね、前後三朝に歷事し、貞觀十四年に至りて官參議に昇る。父祖三代の餘力に據り、文章經學共に一世の宗師たり。貴紳學士其門に出づる甚だ多し。當時儒家門戸を張て相下らず、菅原氏は間に立ちて、家名益々隆なるは、主として是善の材能に歸せざ

是善の著書性行

菅原氏の家庭に於ける佛敎の勢力

る可らず。是善著書頗る多し、文徳實錄十卷は、都良香等と共に撰する所、貞觀格は藤原氏宗等と共に作る所也。其他東宮切韻二十卷、銀勝輪律十卷、會文類集七十卷、有集十卷は、悉く其の自ら著はす所に係る。深く佛法を尊信し、夫子伴氏死して其一週年に會せる時、法華經一部八卷、普賢觀經無量義經各一巻、般若心經一巻を寫して其冥福を祈る。伴氏の冥福の爲に一禪院を建てむと欲せしも力及ばず、乃ち道具に遺命して其志を達せしむ。法華經は殊に其の愛誦せる所也、薨するに先づ一年、菅公に言て曰く、「法華大乘。寄汝報恩。當共隨喜。唯念懸車已迫。死門在前。須待明年豫歸。田舎。歸去之次。將聽妙理。妙理已。將結因緣。因緣已。余無後累。」菅家文章會願文。卷十一。吉是の文に依て察すれば、是善は晩年田舎に歸りて講經を樂まむとせしもの、如し。夫人伴氏も亦是善と等しく、熱心なる佛敎信者なりき。其の卒する日、菅公に遺命して曰く、汝年尚幼にして多病なり、吾れ死後の憂に堪えず、宜しく觀音像を造り奉りて祈願する所あるべしと、同是に

よりて見れば菅原氏の家庭に於ける佛教の勢力畧く想像するに餘りあるべし。

以上略述せるは菅原氏の傳統也。菅公は即ち是の如き家門の傳統を享けて生れたる也。古人以來備業を以て榮え來りたる菅原氏は公に到りて其の盛榮の絶頂に達せり。而して公の生涯は實に一門盛榮の絶頂を飾りたるのみならず當代歴史の大潮流に接觸して更に國家的の意義を有し來れり。是れ公以前の菅原氏が文章經學の間に終始して殆ど時勢の經綸と爲す所無かりしに比すれば實に一大飛躍と謂はざるべからず。清公是善の如きは或は尙ほ歴史家を累はすに足らざるべし菅公に到りては則ち傳記無かるべからず。

(一一)

菅公名は道真小名は阿呼是善の子なり。母を伴氏と云ふ。仁明天皇の御宇承和十二年六月二十五日平安菅原院に生る其の地は今の京都府島丸下立賣下町今も尙菅原院あり

菅公に到て菅原氏大に興る

菅公の誕生

公の誕生に關する神異譚

公の早熟と十歳の詩

公に兄弟ありしや否やは明ならず。菅原氏系譜には忠臣興善の二兄あり興善は承知元年入唐せりと記すれども或は公の詩に「内無兄弟可相語」と云へるを以て見るも或は諸種の記録に絶て二兄の事を言はざるを以て見るも事頗る疑はしきが如し。菅家御傳記以下の諸書多くは是善の三男と爲すも亦信し難きに似たり。或は公の出生に關して奇蹟を説くものあり。曰く是善獨り南軒に憑れる時庭上俄に髣髴兒あり。年五六歳肌肉玉雪の如し。是善驚き問うて曰く卿は是れ何れの家の子ぞ。曰く吾れに父母無く又定住の家無し願くは相公を親とし事へむと。是善乃ち養て子と爲すもの即ち菅公なりと北野縁起。荒誕笑ふべしと雖も奇蹟を假りて公の誕生を神秘にせむとせる後人崇敬の心の如何に深きかを想像すべき也。

公の幼時は史是を傳へざるを以て知るに由無しと雖も其の早熟なりしことは國史中稀に見る所也。歳僅に十一の時是善田口達音をして公を試みしむ。是時作れる「月夜見梅華」と題する公が最初の詩は夙に人口に膾炙

せり。

月耀如晴雪。梅花似照星。可憐金鏡轉。庭上玉房馨。菅家文

十一歳の小兒の作としては、着想措辭共に驚嘆するに足る。田口達音は當時の一儒者にして、菅公の永く先輩として師事せし人なり。菅家文草に所謂田進士、田達音、或は田詩伯と云へるもの、何れも達音を指せる也。

天安二年、年十四にして『臘月獨興』の詩あり。貞觀十四年、年十六にして『殘菊』の作あり、何れも詩才の非凡を證するものに非るは無し。

臘月獨興

十四歳の詩

玄冬律迫正堪嗟。還喜向春不敢除。欲盡寒光休幾處。將來暖氣宿誰家。氷封水面聞無浪。雪點林頭見有花。可恨未知勤學業。書齋窓下

過年華。菅家文草

殘菊

十月玄英至。三分歲侯休。暮陰芳草歇。殘色菊花周。爲是開時晚

十六歳の詩

當因發處稠。染紅衰葉病。辭紫老莖凋。露洗香難盡。霜澀艶尙幽。低
迷馮砌脚。倒惡映欄頭。霧掩紗燈點。風披匣麝浮。蝶栖猶得夜。蜂
採不如秋。已謝陶家酒。將隨郾水流。愛看寒暑急。秉燭豈春遊。同上

十五にして元服を加ふ。是の夜母伴氏歌あり、曰く、

久かたの月の桂も折るばかり
家の風をも吹せてしかな拾遺集

文章得業生

當時試問に及第せるものに桂の枝を賜ふ、是を折桂と云ふ。伴氏の歌蓋し豫め公の折桂を祝したるもの、如し。清和天皇の貞觀元年四月、公年十八、及第して文章生となる。二十三歳にして文章得業生となり、正六位下を授けられ、下野權少掾に任せらる。是時にありては公の學才大に進み、作る所の詩文往々成儒を壓するものあり。是善亦獨り詞賦駢麗の空辭を以て公に課せず、方めて諸史を講じて經綸の大體に通せしむことを期せり。貞觀六年八月、後漢書を授けて諸生と共に公を試みたる時、公史を詠じて黃

憲を得たり。其序中に曰へるあり、

嗟嗟四百之年。圖書絕筆孝獻。桓靈之弊。禮樂墜文於山陽。諸葛亮所謂。親小人遠賢士。是所以後漢傾頽者也。於是順陽范蔚宗。終紀傳而繫日月。巨唐太子賢。通注解以振膏肓。南陽故事。雖百代而可知。東觀群言。成一時之茂典。易曰。觀人文以化成天下者。文之謂哉。晉書卷一

史乘に憑りて人文の功過を辨じ、文章によりて經世の偉業を濟さむとす。其志すところ尋常腐儒とおのづから同じからざるものあり。病中肩に汗簡を昇て暴雨の漂流を覺えざるものを笑て書淫となし、手に韋編を執て坑岸の顛墜を知らざるものを嘲て傳癖と曰ふが如き、公の志操の彷彿として見るべきものあるが如し。當時都良香は大内記たり。儒門巽然として榮ふ。公就いて學びしが、良香公の才に感じて其の師たるを耻ぢたりと云ふ。聖廟 事或は訛誤ならむも、公の才學群を抽でたるを見るべき也。

英傑偉人の傳記に珍らしからざる如く、公の生涯を通じて幾多の神異譚

都良香公の師たるを斬つ

公と良香とに關する二個の傳説

の襯附せるを見る。公が五六歳の時菅原氏の後庭に現出せりと云ふを初めとして、五十九年の一生に於て其事一にして足らず。第十卷 都良香に關しても、亦二個の異譚を見る。一は公を以て鬼語を知れりと謂ふにあり。都良香嘗て羅城門を過ぎ、陌頭の楊柳を見て句を得、曰く、氣霽風梳新柳髮と。沈吟久しうして次句を得ず。忽ち空中聲ありて是に續て曰く、氷消浪洗舊苔鬚と。良香大に喜び以て已れの作の爲して、菅公に示す。公笑て曰く、上の句は卿の作なるべきも、下句は則ち鬼仙の語ならむのみと。聖廟 是の如きは畢竟俗人公の鬼仙に通ずるを證して其跡を神怪にせむとせるもの、寧ろ公の人品を傷くるものと謂ふべし。且良香は達音と共に公の師事せし所何ぞ是の無禮あるべけむや。他の一は公を以て文事のみならず、又武藝に達せりとするにあり。公年廿六歲其師良香の門にありし時、門人相集り公をして射を試みしむ。蓋し公の文事有りて武備無きを笑はむが爲也。然るに公弓矢を執て場に立てば進退悉く節に稱ひ、其の矢一として中らざる無し

と北野。是事亦甚だ信すべからざるに似たり。儒臣の家に武技を習ふは、
と録起 當時の俗に非ず、菅公豈に獨り習はざるの技に達するの理あらむや。後年
大將を辭するに當ても、身儒林に生れて武事を解せざるを言ふこと數ふ、是
れ素より真情ならずむはあらず。蓋し是れ後世の人、公の威靈を加へむが
爲に、擬するに釋迦傳中の一節を以てせるに非る無きを得むや。

公二十六歳對
策に及第す

貞觀十二年三月、公廿六歳にして對策に及第し、茲に初めて進士の登龍門
を經過せり。試験官は文章博士都良香、課題は『明氏族』及び『辨地震』の二題に
して、公の成績は中の上なりき。二文共に載せて菅家文章卷八にあり。今
日を以て見れば、文を先にし、理を後にし、狠に故事を援引して、駢麗四六の典
型を墨守するところ、空言虚辭奪る厭ふべしと雖も、當時是の如き文章を能
くするに非れば、對策に及第する能はざりし也。地震の辨の如きは、一篇の
大意天地二道の相關を説くに存するも、或は易に據りて『通三之位。得一之
儀』を説き、或は呂氏の十二紀を引きて、春秋を錯るを責め、或は書に證して笑

對策試文と良
香の評定

子の洪範九疇を述べ、或は老聃の玄聖、釋迦の妙理を論じ、或は六震動の名と
三因縁の別と、念佛三昧經、大智度論宗に詳なるを言ふ。博探弘搜、汲々とし
て學殖の深大を示さむとするものゝ如し。而して是の如き對策を評定せ
る良香の文、亦頗る奇なるものあり。其一節に曰く、

又寓言海水、難得游鳧之談、探跡幽荒、未能鳥禽之怒、理窟難究、

空疲五大山之往還、思風妄吹、徒共六萬歲之交戰、又所引念佛三昧

經、及大智度論、只舉六踊六使六體征、不分各六合三之因縁、部氏文
集卷五

又以て對試の一端を知ると共に、菅公の學殖如何をも想見するに足らむ。
即ち廿六歳の當時に於て、公は既に經書子史に通じ、略々佛典を涉獵せしこ
とは、是の對策によりて明なり。

公は是の如くにして對策に及第し、茲に愈々其の私生涯より公生涯に遷
らむとす。吾人は茲に公の家庭及び健康に就いて一言する所無かる可らず。
菅原氏は累代富家には非りしが、如し。其祖古人は大學頭文章博士なり。

公の家庭及び
健康
菅原氏は富家
に非ず

しが家に餘財無く、諸子飢寒を免れず、是を以て朝廷特に其四子に給ふに勤學の資を以てせしことあり。菅公の父是善の如き、官參議に上りしも、其家尙富まさりしが如し。是れが一禪院を建て、一觀音像を造らむと歎して而して容易に其の志を達し難かりしを以ても想像することを得べけむ。然れども是善は古人の如く、裘葛の遺全く無かりしには非ず。是れ菅公が父公の宿願を繼續して、吉祥院を建て、法華會を開きしは、是善の薨後一年余の事なるを以て明に推察し得べき也。

父公たる是善が、一代の祠宗として上下の信任を得たる事は、其の君子人たるの事實を證するに足らむ。且公が博士となりし時却て榮達の速きを憂へて驕慢を戒めたるが如きは、恭謙の人なるを證すべし。其母君伴氏の、如何の人なりしかは、多く知る能はずと雖も、公の元服の際に詠じたる和歌及び其の終に臨みて公に遺囑したる所を以て見れば、賢明にして、慈愛ある母たりしを想ふに餘あり。殊に元服の和歌中に、公の將來を祝し、儒林の宗

圓滿なる家庭

師たるべき希望を述べたるが如きは、實に儒宗菅原家の夫人たるに背かずと謂ふべし。想ふに公は、是の賢父慈母の間に成立せる圓滿なる家庭に鞠養せられ、其の好望なる將來を夢みつゝ、生育したるならむ。

公は壯健の人に非ず

然れども茲に吾人の注意を要するは、公の健康なり。母伴氏臨終の際公に謂て曰く、「汝幼稚之齡、得疾危困。余心不堪哀感之深。發奉造觀音像之願。念彼觀音力。汝病得除愈。」菅家文庫卷十。吉祥院願文也。是れ幼時の病を言へるに過ぎざれども、恐らくは公は成長の後に於ても尙は羸弱の人なりしならむ。公の詩には其根底に於て常に憂鬱の調あり、動もすれば風物に感じて輒ち悲哀の音を作し來る。而して心境轉々として遷り、悲愁歡樂立るに其地を代ゆることあり。所謂神經性の人也。是の如き氣質の人にして、身體強健なる者は甚だ少し。公の詩甚だ多く病苦を言はざるも、蒲柳の質なりしことば數し、是を言へり、或は年四十にして「顔容衰へ白絲髮邊に懸るを嘆じ」菅家文庫卷五。對鏡。或は殘菊を惜み。此是殘花何恰似。行年六八早霜鬢。同前と歌ひて、其韻

髣も亦白きを悲む等何れも公の強健肥滿の人に非ざる證とすべし。而して晩年太宰府の謫居にありて、常に病苦に惱みしことは、其詩の明に訴ふる所なりとす。第四章 参照

身體の羸弱に次で、公に於て最も注意すべきことを佛教の信奉となす。佛教の信奉が菅家の遺法なることは、己に述べぬ。而して公にありては其の信念殊に深固なるものありしが如し。其精細は公の性格を論ずる際に於て説述すべきを以て、茲に贅せず。

公が生涯の二方面

以上述ぶる所によりて、讀者は略々菅公の祖先、幼時、及家庭を了解せられたるならむ。菅公は一面に於て政治家たり、他面に於ては詩人たり、而して是兩面の生涯は公に於て並立するを許されざりき。今や公年二十六、天は先づ公を導きて政治家たらしめむとす。蓋し詩人として成功せむが爲には、公は先づ政治家として失敗せざるべからざりし也。

然らば則ち政治家としての公の出處進退は如何。吾人は是を語るに先ち

當時の時代、並に公の性格に就いて少しく觀察する所無かるべからず。

第三章 菅公の生れたる時代

平安朝の文學——奈良朝の漢學——平安朝の漢學及儒者——白樂天
 ——菅公以後の漢學——菅公と佛敎——平安朝に佛敎の時代也——菅
 公の信佛及經典上の知識——經門の爭——博士難——詩情怨——菅
 公の南海行

(一)

菅公の生れたる承和十二年は、仁明天皇の第十二年にして、桓武天皇平安遷都より第五十二年に當る。平安朝の文物將に其全盛期に入らむとするの時也。蓋し本邦の文化は佛法の傳來によりて革新の端緒を啓き、大化の維新より淨原の朝に到りて、律令制度漸く整ひ、奈良朝に入るに及びて文學美術大に振興せり。殊に天平時代の彫刻の如きは、高渾典雅、遠く後代の標範たり。文學に於ても詩賦に懷風藻あり、和歌に萬葉集あり、其他古事記日本書紀の如き國史の撰あり。加ふるに聖武天皇は、帝威を傾けて像法の興隆に力め、至尊の身を以て三寶の奴と稱し、甘じて金仙の前に膜拜し給ひた

公の生れたるは如何なる時代ぞ

る程なれば、佛敎の盛大前後に比無し。三笠山以西一帶の平原は、堂宇丹堊相望み、梵唄讚誦の音且暮に相響く。小野老が『青丹よし平城の都は咲く花の匂ふが如く今盛りなり』とは、正に平城七代の榮華を歌ひたるものと謂ふべし。萬葉集、平安朝是の後を繼いでより、太平、恬熙の餘澤は大に文藝の上に顯はれ、燦然として煥發せる趣あり。殊に貞觀、元慶は、漢文學全盛の時期にして、本邦文學史上絶て其倫を見ざる所。儒者としての菅公は、實に是の時勢の高潮に乗じたりし也。

(二)

蓋し本邦に於ける漢學の發達は、平安朝に始まりしに非ず、遠く佛法の傳播に伴うて漸く其勢を得來りしが如し。聖德太子の十七憲法の如き、漢文の體裁大に備はれるを見る。奈良朝以前に於ける詔勅上表も、亦多くは漢文なりき。奈良朝に入りて、律令制度多く唐制に倣ひしより、漢學は大に獎勵せられ、侍讀、學士、文學等の官職新に定められ、天皇皇太子皇族の教育を司

奈良朝の漢學

奈良朝に於ける漢學と國文との關係

り、大學には明經紀傳等の六科を置き、盛に經史を講し、詞賦を授けたり。天平勝寶三年に撰ばれたる懷風藻は、是の時代の詞人六十四人の詩百二十首を收めたるもの也。以て當時漢學の狀態を見るに足る。然れども國文は奈良朝に於て全く廢れたるにあらず、祝詞、宣命等、祭祀或は宮庭の大禮に關するものは、概ね國文にして朝紳の間には和歌遙に漢詩よりも行はれたりき。萬葉集二十卷は、即ち是の時代の歌集にして、風調の雄大、古今に獨歩すと稱せらる。是を懷風藻の漢詩の幼稚未熟なるに較ぶれば、同日の談に非る也。是を要するに、漢學は奈良朝に於て漸く進歩の途に就けりと雖、而かも未だ國文を凌駕するに至らず、宮庭朝紳の間に行はれたる文學は、尙ほ主として國文なりしが如し。

平安朝に入りてより是の關係は顛倒せり

然れども平安朝に入りてより、是の關係は漸く顛倒せり。平城嵯峨淳和の三朝は殊に漢學を獎勵せられ、一世靡然として風を爲せり。爾來才を言へば乃ち漢才を尙び、文を言へば則ち漢文を重す、朝臣有司の最も主要なる

漢學を以て國文學めらる

資格は、支那の詩文を賦し、支那の典故を暗するにあり。人又國文國史を言ふ者無きに到れり。大學に於ける紀傳道は文章道と改められ、文章生を以て進士と稱し、文章得業生を以て秀才と名け、科擧對策の法一に詩文に據れり。官文詔敕亦概ね漢文を用ひ、朝野の縉紳漢文に非れば書かず、國文を用ふをを以て耻辱とせり。是を以て漢文を以て男子の文字とし、眞名或は男文字と稱して是を貴び、國文を以て女子の文字と爲し、女文字又は女手と名けて是を擯斥せり。大勢既に是の如きを以て、詩文の士彬々として輩出し、嵯峨淳和兩朝の間に撰するところの詩集三種の多きに及ぶ。經國集は凌雲、文華秀麗二集の欠を補ひたるもの、而して慶雲四年より天長四年に至るまで作者百七十八人、賦十七首、詩九百十七首、序五十一首、對策三十八首を收め、全部二十卷に亘れり。滋野貞主是れに序して

先歲昇踐之駕。叙漢猶遺當代。重輪之光。精華爾盛。臣閱史籍之卷。未有如此之時。經國集

と言へるもの、即ち是の時代の文華を誇耀したる也。菅公の祖父清公の如きも、當時儒林の耆宿たりし也。

私立學校大に起る

漢學隆興の氣運に伴ひて、官立大學以外幾多の私立學校の起りしこと、亦注意すべき事實なり。和氣弘世の弘文院、菅原清公の文章院、橘皇后の學館院、恒貞親王の淳和院、在原業平の獎學院、藤原冬嗣の勸學院を初めとして、儒家大抵私學を有し、各々門戸を張て相競へり。碩學鴻儒として當世に名あるもの、累代其人に乏からず。弘仁天長の頃にありては、菅公の祖父菅原清公、勇山文繼、滋野貞主、桑原腹赤、南淵弘真、安野文繼、安部吉人等、其名最も顯はれ、承和貞觀の頃にありては、菅公の父菅原是善、田口達音、都良香、橘廣相等、其譽最も高し。菅公と年輩を同ふするもの、三善清行あり、紀長谷雄あり、善淵愛成、大藏善行、藤原佐世等亦顯はる。其詩は概ね、白樂天を師とし、力めて、其の流麗典雅を摸倣せり。蓋し白氏は我承和十一年に死せるもの、其詩集既に早く我邦に傳はれり。其詩の平明解し易く、流麗詠誦に適せるとこ

菅公時代の重なる儒者

當時の詩人多く白樂天を模す

る會々邦人の嗜好に投せしならむか。都良香の如きは、白氏文集を激賞して、『集七十卷、盡是黃金』都氏文集卷三白樂天發白樂天發と言ひ、或は渤海大使斐文籍が菅公の詩を評して、『道真文筆、似白樂天也』と言へるを以て、時人は是を無上の榮譽とし、菅公亦自ら誇りて、『只恐前身是白樂天』と云へる等、何れも以て當時の人が如何に白樂天を崇拜せしかを推察するに足らむ。

是の如きは平安朝の初より、承和貞觀の頃に至るまでの漢學隆興の狀態也。而して菅公は是の如き時に於て、儒宗の家に生れし也。況むや、其天品の材能を以て、父祖三代の餘勢を受く、門地名望、蔚然として、儒林の間に卓出せしは、自然の結果なりと謂ふべし。

菅公以後に於て漢學は衰へたり

而して菅公以後に於て、漢文學の漸く衰頽に赴けることを注意するは、公の位地を了解する上に欠くべからざる也。今茲に其の原因を説明するの遺無しと雖も、從來詩賦の排對駢麗は、事を叙し情を抒ふるに於て盡さいる所あるを免れざるは、其一因なるべし。典據を述べ、故事を證するは、畢竟空

其の理由

文虛辭毫も事の實際に益無きも其の一因なるべし。而して寛平以來遣唐使を廢してより、漢唐文物の輸入全く杜絶せられしことも漢學の挫折を來したる主因なりしならむ。而して是等諸種の因縁を綜攝して、其の原動力となりたるものは、國民的精神の發動に外ならざるべし。蓋し王朝時代の後半期は、其政治に於ても、宗教に於ても、文學美術に於ても、漢竺文明の模倣を擺脫して是を日本化したる時代也。密教の苦行道漸く衰へて、他力往生の易行道の起りたるは是時代也。惠心弘法の梵相より、金岡春日の一派に轉じたるも是時代也。天平の佛像は再び見るべからず、却て定朝によりて風格の一變を來せしも是の時代也。是に於てか、凌雲集、經國集の時代漸く去りて、古今集先づ起り、次で源氏以下の諸物語の時代漸く來らむとす。寛平以前にありては和歌國文は男子の耻辱なりき、然れども紀長谷雄の孫貫之は、土佐物語の作者にして、又古今集の撰者なり。大勢己に遷れるを見る。菅公は漢學發達の最高潮に乗じて、而かも其衰頽を見るに及ばざりし也。

菅公は時勢の寵兒、漢學發達の最高潮に乗ず

平安朝の文學史は、公の生榮せる貞觀、寬平、延喜を境として、和漢文學の分水嶺を劃せり。而して是の線上に立ち、前後を俯仰したる人は、實に公なりき。是の點に於て公は時勢の寵兒なりと謂ふべし。

(三)

漢學の隆盛は、菅公に及ぼせる時代の影響として最も注意すべし。是れと同時に公の性格を作るに於て頗る大なる勢力を有せるものを佛教と爲す。蓋し公の時代は漢學の時代なると共に佛教の時代也。公、獨り、特に、佛教を信せしに、非る也。

時代の勢力としての佛教

奈良朝以前の佛教

史を案するに、佛教の興隆と漢學の發達とは、決して其道を異にせるものに非ず。漢學は寧ろ佛教に伴うて進歩し來りしに似たり。抑、推古以來、佛教は歴代の天皇概ね是を信じ、大臣有司亦競うて是を擁護せり。神祇伯の後たる藤原氏、實に其の尤なるものなりき。即ち聖武天皇以前に於て、鎌足は其の山科の家を捨て、精舎と爲し、不比等は興福寺を建て、氏の寺となせ

平安朝に入りて
佛敎大に興る

り。聖武天皇が光明皇后と共に、專念斯敎の爲に盡されしは、素より言ふまでも無し。妖僧道鏡の左遷と共に、政敎の一致全く破れ、天平以降の全盛一時の挫折を招ぎしが、平安朝に入りてより更に一層盛大の氣運に向ひ、最澄空海、慈覺、智證等の名僧是間に續出し、一世の人心靡然として是に赴けり。嵯峨天皇曾て嘆じて曰く、朝家英俊無し、法侶賢才を隠すと。蓋し當時高材逸足の士、門閥の拘束を屑とせざるもの、競うて佛門に入れり。佛門に入れば、人々其才に隨うて青雲の志を達し得べければなり。佛敎は是の如く人才を收容したるのみならず、本地垂迹説を立て、神佛兩道を調攝するが如き、教義の應與頗る巧妙なるものあり。例令へば最澄は入唐に先ちて宇佐八幡大神の爲に法華經を神宮寺に講じ、歸朝して叡山を開くに當ては、叡山奉祀の大山咋神を山王と稱して、天台擁護の神也と宣言せり。又空海の高野山を開くに當ても、丹生都姫の神地を奪ひて、金剛峰寺を立て、以て神佛二道の同軌を明にせり。而して説て曰く、神佛素一體たり、佛は是れ神の本地、

人材收容及び
兩部神道

平安朝は佛敎
の時代也

神は是れ佛の垂迹、表裏元と一體たり、權實初より二道無しと。上下悉く是の説を信じ、從來神祇に事ふる所以を以て、安じて佛法を禮拜せり。是れ佛法を禮拜する無く、ひば、即ち神祇に事ふる道を失へば也。神佛調和の思想は、素より當時に初まりしに非ず。聖德太子の十七憲法は、已に佛敎の上には、神佛の兩道を統一せむとしたるもの也。聖武天皇の東大寺を建つるや、行基伊勢の神宮に赴きて、我本地は大日如來なりとの御神託を請けしは、即ち明に神佛合體の思想なり。佛敎が國體と調攝せむが爲に、數百年來苦心したる事業は、平安朝の初に於て最澄空海の手によりて見事に成就せられたり。是に於て日本は神國たるが如く、佛國となれり。國民は其神を拜するが如く、其佛を信せざるべからざることをなれり。故に曰く、平安朝は佛敎の時代なりと。

(四)

菅公の生れたるは、是の如き時代なりき。佛敎が朝野の間に顯はしたる

佛敎が儒家に及ぼせる勢力

菅公は最も熱心なる佛敎信者也

諸般の勢力は茲に列擧するの遑無し、唯當時の儒家が爲に如何なる影響を被りたるかを一瞥せむに菅公の祖父なる清公が深く佛敎を信じ、晩年に及びて造像寫經を樂とせし事は、已に述べたり。道理の上より兩道の差別無きを論じ、『雖默語別道、辯有頗異、而聖哲同致、何錯乎』と説きしも、亦清公なりき。滋野貞主亦熱心なる信佛者にして、『禪心彌觀世間空』の如き思想は、其詩中に數々見る所也。凌雲、文華、秀麗、經國諸集を繕ける人は、無常を觀じ厭世を説ける詩句の勢からざるを發見すべし。菅公の師事したる、是善の友朋たる都良香の如き、田口達音の如き、何れも公及びは是善と同じく佛敎を信じ、經典に通曉せり。殊に達音は初めて金剛般若經を轉讀せし時、深く是に感し、『丈六合容一子恩、衆生誰不賴空門、始知佛母應尊重、我是金剛般若孫』の詩ありき。田氏家集卷之中菅公の父是善が、法華經の信奉者にして、其終生の志は佛恩に報せむが爲に一寺院に建立するにありしことは、先に説けるが如し。菅公も亦是の時代の風潮に動かされ、是等先證の微を履みて、佛敎信者な

りき。恐らくは其祖父より、其父より、是等先輩の何人より、更に熱心なる信佛者なりき。公は何歳の時より佛典に親しみしか明かならずと雖も、其信佛心は已に幼冲の時に於て成立したしりならむ。其父母已に信者たり、其愛兒たる公のみ獨り不信者たるが如きは、恐らくはは無かるべし。三十歳の頃安才子を傷むの詩に、『爲君西向彌彌陀』の句あるを見れば、菅家文章草卷一當時の信仰想ふべし。公三十八歳の頃、其子阿滿を失ひ、是を夢るの詩に、『到處須彌迷百億、生時世界暗三千、南無觀自在菩薩、擁護吾兒坐大蓮』菅家文章草卷二夢阿滿の句あり。又先に數々述べたる吉祥院法華會願文は、尤も明に公の佛願を表はせり。其末文に曰く、

弟子無父何恃、無母何怙、不怨天、不尤人、身之數寄、夙爲孤露、南無觀世音菩薩、南無妙法蓮華經、如所説、如所誓、引導弟子之考妣、速證大菩提果、無邊功德、無量善根、普施法界、皆共利益。菅家文章卷十一

佛前に向て自ら弟子と稱するは、公にありて敢て珍とするに足らず。『弟子

公は亦佛典に
通曉す

菅道真』と云ひ「佛弟子道真」と云ふは公の詩文に於て數々見る所なり。獨り文學の上に於てのみならず、公は物議身邊に集まりし時、薙髮して僧侶たりと欲せしことありき。公が菅著作の慰問に答へて「對客頻逢珠子白、從師殆入薛衣鉢」と云へるもの也。菅家文章卷二下 作詩情怨云々 公自ら其下に註して曰く「余自開惡名有意出俗。故云」以て道眞の消息を解すべき也。讃岐守となりて身境落莫の嘆轉、切なりし時「天與人失心與事違、非佛力不至」と云ひ、菅家文章卷四 蓮池篇序「諸誦禪經三四遍、是身斗薙潔於水」と云へるもの同、何れも公の衷情を見るべし。又公は心に佛を信せしのみならず、經典の理に通曉せることは、當時貴紳の爲に佛事に關する願文を作りし事甚だ多きを以ても想像すべき也。顯揚大戒論序殊に明に是を證す。顯揚大戒論は天台安慧座主の著はす所、貞觀八年公父君の命によりて是に序せる也。其の首に曰く

夫菩薩戒者。流轉不滅之教也。盧遮那佛傳之於前。文殊師利弘之於後。故與彼談小乘者。一道而二門。與此說聲聞者。異器而同響。我本朝

馳神異際。求法道邦。先請業者。偏執律儀。後研精者。更傳圓戒。猶如前途覆車而未歸。晚進指南而必達。自後師資不絕。積習爲常。論者東西。互相矛盾。殊恨保執者自謂除非小律儀。更無大乘戒。遂毀梵網宗以爲沙彌宗。貶三聚教以爲非僧教。悲哉。知其一而未知其二。未可與談道者也。菅家文章卷七 顯揚大戒論序

以上略々漢學及び佛教の狀態を叙述せり。今時代の上より菅公を解釋するに當て、尙ほ二事の言はざるべからざるものあり。其一は當時の政治界に於ける藤原氏の位置也。菅公が政治家としての行動は、皇室及び朝廷に於ける藤原氏の勢力を知るに非ざれば、一として解すべからざる也。他の一は當時儒家の間に於ける家門の爭也。是れ亦公の性行を明にするに於て知らざるべからず。政治界に於ける藤原氏の位置は、後文詳説する所あるべきを以て、茲には單に儒爭の狀況を一瞥せむ。

(五)

師賢相援引し
異門相排斥す

平安以降儒家各々其の門戸を張りて獨立したるを以て其の自然の結果として元慶の頃より争闘の弊漸く現はれたり。學者各々其宗とする所に據り自ら矜持して他を輕蔑し其門を異にするもの其師を戴て相傲る。其争有司の間に蔓延し其の出同じき者は材に依らずして援引し其門異なるものは器に拘らずして排擠するに至る。儒家の中是の争を厭ひて故らに門人を謝遣せるもの春澄善繩の如きありと雖も是れ異例のみ。當時の堂々たる學者は自ら是の分争の渦中に陥れるもの多かりき。菅公の當時に於て是の弊殊に甚しかりしが如し。三善清行は紀長谷雄と文を論じ大に罵りて曰く古より不才の博士無し其の是れ有る汝に始まると大日本史 清行傳又清行は巨勢文雄に學びたる者なり文雄是れを菅公に薦めしに公是を冷笑して顧みざりしと云ふ。都良香は同臭相庇護して逸材の顯はるゝ時無さを嘆じ『辨黨猶論』を作りて憤を漏して曰く『曲阜尼丘比培塿而無別。紫蘭紅蕖。渾蒼艾而不分。何其謬乎』と都氏文集 卷第三又曰く『今之君子若能杜絕

門閥の勢力偏
争に加はる

鳩之啄。令久其芬芳。鋤除其莠之根。無雜其穢惡。不同器而藏。當異處而種。美種香。惡種臭。可得而明矣』と上。以て當時の情實を想ふべし。文章博士藤原佐世は藤原基經の家人たり貞觀中對策を望みし時儒官皆是を拒て曰く藤原氏にして博士ならば夫れ吾曹を如何せむとする。基經百方周旋して遂に及第するを得たり。試験官都良香憤慨して曰く藤原氏にして求むる所ある何事か意の如くならざらむと。當時佐世の成績甚だ佳ならず即ち評定して曰く『何責一日之失對。唯喜千年之得人』都氏文集 卷五是れ事實に於て對策の主旨を没し去りたるもの良香の衷情察すべきものあり。

菅公亦迫害せ
らる

門閥の力遂に學閥を動かすに至りたるの例は獨り藤原佐世に於て見るべきのみならず亦橘廣相に於ても是を見るべし。廣相は阿衡の詔勅を草したるの故を以て遂に藤原氏の構陷するところとなりたるもの也事後學菅公も藤原氏の出に非ず故に文章博士と爲るや廣相と同一の迫害を受け

しが事の乗すべき無きを以て僅に免かるゝを得たり。『博士難』の一篇は是間の事情を窺ふに足るを以て左に其の全文を掲ぐ。

博士難

吾家非老将。 儒學代歸耕。 皇考位三品。 慈父職公卿。 已知稽古力。
 當施子孫榮。 我舉秀才日。 筭斐欲勤成。 我爲博士歲。 堂構幸經營。
 萬人皆競賀。 慈父獨相驚。 相驚何以故。 曰悲汝孤悻。 博士官非賤。
 博士祿非輕。 吾先經此職。 慎之畏人情。 自始聞慈誨。 履水不安行。
 四年有朝議。 令我授諸生。 南面纒三日。 耳聞誹謗聲。 今年修舉牒。
 取捨甚分明。 無才先捨者。 讒口訴虛名。 教授我無失。 選舉我有平。
 誠哉慈父命。 誠我於末萌。晉家文 草卷二

南面僅に三日
耳に誹謗の聲
を聞く

公既に博士となり、新に堂を構へて子弟に接す。人争て來り賀す。父是善獨り喜ばず。公に誨て曰く、吾家門閥の援あるに非ず、自ら抑畏せずむば恐らくは禍を招がむと。蓋し最も藤原氏の嫉妬を恐れたるなり。果せる哉。

匿名詩人の嫌

大學に入りて諸生に授くるや、誹謗四もに起る。公以て才無くして捨てられたるもの、讒口なりとし、深く是善の先見に服す。當時公が儒争の間に立ちて嫉妬の府となれる事察するに足る。想ふに公を誹りし者は、獨り藤原氏の黨奥のみに非りしなるべし。曾て詩を紀長谷雄に寄せて元慶以降學士の間公私の論議絶えざるを嘆きて、『風情斷織壁池波、更怪通儒四面多』晉家文草卷二 勸の言あり、亦公が儒争の間に立ち昂然として自ら高うせるを見るべき也。

元慶六年夏の末、匿名の詩を作りて藤原冬緒を誹れるものあり、詩才凡ならず。時の人多く以て菅公の手に成れりと爲す。藤原氏の反對を憂苦せる時に當りて、是の如き嫌疑は、公に取りて甚だ恐るべき結果を生ずべし。其位置の安固を憂慮せる公が是の如き無謀の舉に出づべしとも思はれず、恐らくは藤原氏の黨奥佐世の一輩若くは他の儒臣公に善らざるもの、所爲ならむ。公乃ち『有所思』の長篇を賦して辨妄に代ふ、中に曰へるあり。

狂暴之人難指我。 文章之士定爲誰。 三寸舌端馴不及。 不患顔紙思名。

顔疵を患へずして名疵を憂ふ

誹謗の聲尚ほ已ます公の時拙なりとの評起る

疵。功名未立。年未老。每願名高。年又耆。况名不潔。徒憂死。
功名未だ立たずして纔者の爲に中道に挫折せむ事を憂ふるの情太だ切なるを見るべし。天神地祇を要請して、其の赤心を照鑑せむことを乞ひ、若し詐あらば禍爵立るに至らむと曰へる者、亦公が如何に是の嫌疑の爲に心を苦めしかを見るに足る。是事幸にして公を傷けざりしが、誹謗の聲は尚ほ已まざる也。渤海大使斐文籍來るや、公接遇の任に當る。時の人、公が應酬の詩の拙劣なるを詆るもの多し。公是を憂へ、「詩情怨」の一篇を作りて懷を遣る。其の詩に曰く、

詩情怨

去歲世驚作詩巧。今年人謗作詩拙。鴻臚館裏失驪珠。卿相門前歌白雪。非顯名賤匿名貴。非先作優後作劣。一人開口萬人喧。賢者出言愚者悅。十里百里又千里。駟馬如龍不及舌。六年七年若八年。一生如水不須決。一生如水穢名滿。氏名何水得清潔。天鑑從來有孔明。

「今年人謗非真說」

讃岐守の任命は儒争の結果に非る乎

人間不可無則哲。惡我偏謂之儒翰。去歲世驚自然絕。呵我終爲實落書。今年人謗非真說。草家二文。

公を誹謗する者の甚だ多きを見る。公は是の如くにして紛々の間に一生を終るあらむことを患ふるの情に勝えざりし也。是の事ありてより後二年、仁和元年一月、公は其の官職たる文章博士、式部少輔を罷られ、讃岐守に任せらる。是の時公の作る所の詩、凡て悲愁憂悶の情を訴ふるものに非る無し。是を以て見れば、讃岐に赴任するは、公の素志に非りしこと明也。潜に想ふに、謀るものありて、公を左遷せしに非る乎。當時公に詩あり、曰く、

我將南海飽風煙。更妬他人道左遷。情憶分憂非祖業。徘徊孔聖廟門前。草家三文。

南海に行て風煙に飽かむとは、詞人憂を隠す常套のみ。人或は目して左遷と言はむこと、是れ功名心ある公にとりて最も快からざる所なりしならむ公の家累代儒官たり、今や式部少輔文章博士、凡て罷られ、遠く南海の地方官

たらむとす。是れ公の惆悵として心を傷むる所なるべし。『情憶分憂非祖業徘徊孔聖廟門前』低回顧望去るに忍びざるの情切に想ふべき也。想ふに儒争の弊自ら此中に在り。

菅公碩儒の家に生れ、佛教の世に長じ、而して儒争の間に入り、而して今や祖業を捨て出で、牧民の職に就く。公の政治的生活漸やく是より初まらむとする也。吾人は是を叙するに先ちて暫く公の性格に就いて考察する所あらむとす。

公の政治的生
活はより初ま
る

第四章 菅公の性格

菅公の人物に関する疑義——菅公崇拜と國民性——菅公は温厚の人に非ず——菅公は大度の人に非ず——菅公は名譽心に富めり——菅公は遜退の人に非ず——神經性——菅公は神經性の人也——菅公と我執の念——菅公の能力は薄弱也——結論

(一)

世の菅公の人物を言ふもの多くは以爲らく菅公は忠良無双の臣也温厚篤實の士也恭謙寛雅の君子也一身の毀譽を事とせず公義の爲に危地に處るを辭せざるの國士なりと。概ね是の數者は菅公の名と離るべからざる徳名にして公は殆ど人生道義の理想を一身に具足せるの觀あり。古より賢哲の士忠良の臣其人に乏しからず而かも其性格の追慕せらるゝ菅公の如きは少し。兒童走卒だも尙ほ敬語を冠せずして敢て公を言ふもの無きに至ては亦盛なりと謂ふべき也。

今の人菅公を
見るもの殆ど
理想的人物を
以てす

吾人は世の多数者其の見解を異にするを悲む

吾人は公の盛徳を疑ふものに非ず、我邦人が臣民の理想、國士の標範として公を崇拜し、追慕するは、眞に國家の慶事なり。吾人は公の如き人物を崇拜追慕するの性情、永遠に我國民の間に繼續せられ、且つ發達せられ、むことを希望して、已まざる也。蓋だし忠良を尙ふの民にして初めて忠良の人を拜すべく、篤實を好むの民にして初めて篤實の人を崇むべし。設令ひ菅公其人の性格は歴史家の研究によりて今日思惟せらるゝ所に異なるものなることあるも、吾人は是の史的事實の如何に係らず、一個の傳説理想の人物として公の崇拜の永遠に持續せらるべきを疑はず。理想は外物に縁て現はるゝも、而かも理想其物の本然は外物を離れたる。一個の實在なれば也。吾人は必ずしも公の盛徳を疑ふものに非ず、唯暫らく歴史研究の良心を縦して吾人の觀る所を言はしめよ。吾人を菅公の性格に關して世人の多数と其の見解を同じうせざらむことを恐る。然り吾人實に是れを恐るゝ也。

菅公は忠良の臣なりしならむ、然れども果して爾かく温厚の士なりし乎。公は正義を尙びたる人なるべし、然れども果して爾かく一身の毀譽を事とせざる人なりし乎。公は恭謙寛雅の士と稱せらる、然れども公果して爾かく恭謙寛雅の士なりし乎。公が危地に處るを辭せざりしは事實也、然れども是れ公義を全うするが爲めのみなりし乎。吾人願はくは世人と共に其の盡く然るを信するを得む、唯是間に多少の疑團の左右を決し難きものあり、謹で吾人の所見を提供して世上識者の高鑑を好がむ。

(二)

若し温厚と云ふ事にして寛裕雅量あり、物に忤はず、能く好意を以て人に許すの性質の義に解せらるべくむば、菅公は恐らくは温厚の人に非りしならむ。吾に温厚の人に非りしのみならず、恐らくは狭量にして、性急、已を持する事、嚴なると共に、人を責むる事亦嚴なりし人ならむ。吾人を以て見れば、菅公の大量の人に非りし事は、寧ろ明なる事實なるが如し。巨勢文雄が

人は言ふ、公は温厚の人なりと、果して然る乎

管公には温厚寛雅の人の爲さるべき處多の行爲あり

が三善清行を薦めて、才學時輩に超越すと言へる時、公は却て是を冷笑せり。是れ儒家分争の餘弊なるべしと雖も、襟度宏雅の人の爲さるべき所也。藤原菅根庚申の節會に際し、公の意に稱はざる事あり、公笏を揮て其額を撃ちたりと云ふ。北野録 起上。是れ亦寛厚の人の爲さるべき所に、あらずや。文章博士となりて誹謗の聲起るや、公の憂感措かざるの情は、『博士難』詩情怨の數篇明に是を證す、無實の惡名に苦惱して僧とならむとせしが如きは、大度自ら安ずるの士に非るべし。況してや是れ才無くして我がために捨てられたるもの、讒口のみと放言するが如きは、己を樹て、人を傷くるに似たり。寧ろ、狹量ならずとせむや。凡そ他人の評聞に喜愛し、忤々として功名の全きを圖り、或は行路の蹉跎に遇うて、輒ち慰むる所無きは、公の生涯を通じて見る所なり。是れ公をして、因て以て、詩人たらしめたる、天與の性情なりと雖も、寛厚の徳に於ては、大に至らざる所ありと謂はざるべからず。又、公が細心自ら持し、嚴峻人に待つ事は、『書齋記』の一篇最も明に是を證す。書

「書齋記」記する所何ぞ夫れ映々たる

す。書齋記は公が壯年の作にして、公の家熟及び書齋の状態を誌せるものなり、初めに家屋の構造を記し、半より以下は、細かに熟生友朋の行狀を列擧し、公の勉學を妨ぐるを訴ふ。用心の緻密頗る敬服すべきものありと雖も、苟も意に稱はざるものは一々打撃を加へて假借する所無きを見る。就中刀筆を弄ぶものあるを責めて曰く、

又刀筆者。寫書刊謬之具也。至干鳥合之衆。不知其物之用。操刀則削損几案。弄筆忽汚穢書籍。管家草卷七

又抄録の紙片を亂失するものあるを嘆じて曰く、

又學問之道。抄出爲宗。抄出之用。稿草爲本。余非正平之才。未免停滯之筆。故此間在々短札者。總是抄出之稿草也。而闖入之人。其心難察。有智者見之。卷以懷之。無智者取之。破以棄之。上

是の如く刀筆を以て案書を削汚し、或は抄出の稿草を破棄するを以て「内疾之切者也」と言へり。又訪問の友人禮無きを刺りて曰く、

又朋友之中、頗有要須之人。適依有用、入在籬中。闕入者、不審先入之有用。直容後來之不要、亦何可悲上。

書齋中の行狀は尤も好く其為人を顯はすものなるべし。是の文に據りて菅公の爲人を察するに、細心丁寧、日常の瑣事と雖も苟もせず人の是を等閑視するものあれば、太だ是を嫌忌したるか如し。然らざれば一々友朋の非を指摘して、是を云々する是の如くならむや。

菅公に親善の友少し

公の氣宇是の如く小なりしを以て、交友亦甚だ多からざりしが如し。書齋記には「唯知我者、有其人三許人」ありと云ひ、讃州に在る時も「交遊少、白心

如水菅家文草卷三と云へり。其の詩文集に就いて應酬贈答の跡を察するに、

永く公と相知れるもの、田口達音、紀長谷雄等兩三人に過ぎざりしが如し。橘廣相、善淵愛成、大藏善行、三善清行等、當時の儒者少からざりしが、一も公と親善なるもの無く、清行の如きは寧ろ隠然として公の反對者たりしが如し。藤原菅根は素と公の推薦する所なれども、幾もなく公に辱められて却て公

の仇敵となれり。畢竟公の人たる察々の明かり切々の直わり、而かも清濁並せ吞み若くば温雅人を容るゝの器に非りしが爲ならむ。公を以て廉直細心人の惡を假借せざるの人となすは可なり、所謂温厚の君子と爲すは聊か其の當を得ざるに似たり。

(三)

公を以て毫も一身の毀譽に關せず、私己の榮達に苦慮せざる高風清節の士なりとするも、亦吾人の疑はざるを得ざる所也。吾人を以て見れば、公の名譽心に富めることば寧ろ明かなる事實なり。公は素と多情多恨の人感興到る毎に心機忽ち遷轉し、殊に悲愁の情に傾き易き、所謂神經性の人なるを以て、其の名譽心は公の行爲に對して終生不變の動機には非りしなり。

而かも其の生涯の或時期に於て、最も顯著なる發動を示したるは實に公の名譽なりき。是の時に當てば、公は一身の毀譽に醒醒し、私己の榮達に煩悶せり。畢竟公は多くの詩人天才に見る如く、我執の念慮最も強かりし人也。

人は言ふ、公は謙にして名譽心なき人なりと、果して然る乎

公は一身の毀譽に醒醒せり

吾人は先に公の『博士難』を掲げたり。公年三十三、初めて文章博士となる。乃ち新に堂屋を經營し、盛に門下の慶賀を受く。父是善是を誡めて以爲らく、是の如くむば人見て倨傲となし、引いて世人の物議を招がむと。是に依て見れば公は決して恭謙退讓を旨とせし人には非りしならむ。公に對する物議は果して起りたり。匿名詩人の嫌疑公の上に懸るに及び、公憂懼措く所を知らず、百年の功名一朝の冤枉の爲に挫折し去らむことを患ふるや、太だ切なり。即ち詩を作て其情を暢て曰く、吾は面疵より寧ろ名疵を患ふ。吾れ年尚ほ老ひず而して功名尙未立たず、日夕願ふらく名年と共に高からむと、今に及びて不潔の名を被りて徒に憂死するを得むやと管案文章卷文辭切迫功名の念中に燃ゆるが如きものあるを見ずや。詩人詩を作る、巧拙の批判須らく知る人に任すべし、衆庶の流言に拘泥して一々其作を辨護するが如きは寧ろ笑ふべき也。公は是の笑ふべき事すらも尙ほ爲すを憚らざりき。『詩情怨』前出の一篇、説くところ何ぞ夫れ一に歎々たる。況むや是の篇

「博士難」詩情怨」是を証す

は公の詩友菅著作其名を詳せずと紀秀才長谷雄とに視すもの、知己に向て『今年人謗非真説』を説く、是れ詩人自ら安ずる行爲に非る也。潜に想ふに、公が爾かく世上の毀譽を意に介するものは、聲名人に誤られて或は榮達の障害たらむことを恐れたるには非る乎。或は『宿業頻遭世俗猜』と云ひ或は『凡眼昏迷誰料理』と云ふもの、亦是間の消息を傳ふるものに非る乎。然れども讀者は吾人の意を誤る可らず、吾人は菅公に名譽心ある故を以て私利の外何物をも願みざる人と爲すに非ず。人誰れか名利榮達を願はざるは是を願はざるは人の情に非る也。菅公にして是事ある、寧ろ當然とすべきのみ。若し夫れ公が居常君恩の重きに感じ、報復の誠意を效し、事は疑ふべからず『余心無一徳、身有三官』と謂ひ、『三官過分知恩日』と云ひ、『爲吏爲儒報國家、百年獨立一恩涯』と云ふもの、公が終生渝らざるの衷情也。唯吾人は菅公を以て曠遠恬淡、名利を以て事とせざる人と爲すの當らざるを言へるのみ。談鼓に赴くに臨みて世人の認めて左遷と爲さむことを妬めるの

然れども公の忠貞感服の士なることは明也

一事尙は公の面目を躍如たらしむるに非ずや。

而して是れ獨り吾人の外より揣摩するのみに非ず公亦自ら是を言へり。

公遠く京城の煙火を離れて讃州に客たること四年寂然として獨坐す。

幾年名利の爲に競奔して茲に暫く人生の幽味を味ふ。即ち嘆じて曰く、

少日爲秀才。光陰常不給。朋友絕言笑。妻子廢親習。壯年爲侍郎。

曉出逮昏入。隨日東西走。承顔左右揖。結綬與垂帷。孜孜又汲々。

榮華心尅念。名利手偏執。菅家文章卷四苦日長

唯名利我執の心は公自ら是を白す

榮華心尅念、名利手偏執、是れ豈公が中心の懺悔に非ずや。公の朝宴に連りて作る所の詩は、題筌を探りて強て情を致すもの多し。唯公の生涯に於て

眞詩人を見るは、讃州の客居と筑紫の流竄とにあり。然らば即ち是の如きは公の天真の流露せるものに非ずや。

公が後年の事は今茲に詳に述べずと雖も、阿衡事件以來漸く宇多帝の値遇を受け、藏人頭より俄に累進して右大臣と爲る。是時三善清行知足の徳

を述べて、公に退讓を勸めしが、聽かず。遂に藤原氏の爲に筑紫に左遷せらるゝを致せり。史家多くは以爲らく、菅公如何ぞ其身の危さを覺らざらむや。是を覺りて而して安きに就かざるは、寛平帝の殊恩に報ひむが爲のみと。吾人は是點に就きて聊か疑惑を挾まざるべからざるものあり、後章詳に是を論すべき也。

後年蓋聞の進退亦情むべし

是の如く、菅公は世人の言ふが如く、爾かく名利榮華の私念無き人には非りし也。世人は又多く公を以て恭謙の君子人なりとすと雖も、果して然りしや疑ふべし。公は素と神經性の人なるを以て、情緒甚だ多端なり、而かも吾人は、公の史蹟に於て多く恭謙の事例を發見する能はざる也。人に對して輒ち自ら不才と云ひ迂愚と云ふ、是れ日常の儀禮のみ。是の如き儀禮は公に於て獨り珍とすべきに非ず。藏人頭に任せられてより、官位累進する毎に數々上表して是を辭せりと雖も、是の如きは當時の習慣のみ。公に於て獨り異例とするに足らざる也。否塞に處りて尙は君恩を感謝するは、公の

第四卷 菅公の性格 五十五

公に一種矜高の風あり

性格中の最も高且美なる所眞に仰望すへしと雖も、恭謙の性とは自ら其類を異にす。吾人公の詩を讀めば、管に多く恭謙自ら卑うするの意に遭はざるのみならず、一種矜持の風あり、傲として人に許さざるものあるを覺ゆ。已れ一度び誹謗せらるれば、輒ち他を罵りて「無才」と云ひ、「昏迷」と呼び、或は意に會せざるものあれば、羅怒りて「烏合之衆」と罵る。清行を嘲り、管根を打つ、皆恭謙の所爲に非るなり。夫の儒林の争を刺りて、「痴鈍」と云ひ、「醉舞狂歌、罵辱凌轢」と云ふが如き、亦一種人を凌ぐの氣あり。若し夫れ「文章博士非材不居、吏部侍郎有能惟任。自余祖父降。及余身三代相承。兩官無失」と云へるは、恐らくは暗に自己の材能を標榜せるもの、徒に謙遜の謝意のみに非らむか。是を要するに、公は名利榮達に苦心せしこと、多く常人と異ならざりしなり。其の矜高自ら持して、容易に人に許さざることも、亦多く常人に異ならざりし也。世の公を以て恭謙にして名利の念無しと稱揚するものは、吾人少しく疑無き能はず。藤原保則は温厚篤實の君子なり、吏才に長じ、財政に勝れ、

又出羽秋田の亂に趣き、一兵を損せずして邊陲を悦服せしむ。當時得難きの人材なりしが如し。菅公任に諛岐に趣くや、保則に代れる也。當時保則公を見て潜に評して曰く、

藤原保則公を評して危殆の士とす

新太守當今碩儒。非吾所測知也。但見其內心。誠是危殆之士也。保則傳

保則傳は、三善清行の作る所、而して清行素公と親善ならず、其言或は誇大に失するが如き事あらむ、但若是言をして保則の口に出でしめば、公の人物亦想見すべきものならずや。「見其內心、誠是危殆之士也」とは、公が昂然として人に下らず、名譽心の甚だ熾なるを看取して、是を諷せしには非ざる乎、暫く疑を存して識者に質す。

(四)

以上述べたる所にして、大過無からむ乎、菅公は世人の思惟する如く爾かく温厚恭謙の人に非ず、又爾かく名利の念を絶せる大雅の人にも非りし也。公の忠亮と廉直とは誰か是を疑ふべき、唯其の局量寧ろ太だ狹猛にして、我

公は又大量の人に非ず、所謂剛健性に近し

執の念慮亦淺からざることも亦明瞭なるが如し。今公の一生の事蹟と其の詩文とを綜合して、熟々其の爲人を考ふるに、公の根本性格は、世俗の所謂神經性なるものに酷似し、而して其氣宇の狹猛と、我執の念慮の大なるとは、是の根本性格の側面なるが如し。

所謂神經性

今夫の所謂神經性なるものを觀るに、心常に境と共に移る。喜べば則ち欣然として并舞し、悲めば則ち潸然として涕泣し、怒れば則ち赫然として擠攘す。一絲一毫已れの意の如くならざれば、動もすれば快々として樂まず、忽ち萬端の愁緒を誘引し、憂情雲の如く湧起して、身世前後に暗澹たり。已にして心機倏忽として一轉すれば、苦悶霧の如く消え、身は忽ち光風霽月の間に立つの思あり、先の憂愁を顧みれば、恍として夢の如し。心境を抑ゆる能はず、境常に心を制す。唯淪らざるものは我執の一念のみ。其悲むや我の爲なり、其の喜ぶや我の爲なり、百般の哀樂我自ら我が爲に是を求む。是の如くするに非れば、我なるもの遂に安する能はざる也。萬境既に我の爲

に存し、我の爲に移る。故に事心と違へば、茲に乃ち葛藤起る。而して意力強き者は進で争はむ、意力弱きものは退いて悲まむ。是に於て葛藤の結果或は慘劇となり、或は咏嘆となる。若し夫れ事心の如くなれば、得意滿盛揚々として樂む也。是の種の人には狂し易し、失意にも能く狂し、得意にも能く狂す。

是の如きは所謂神經性の人に於て多く見る所の性格なり。而して詩人に於て殊に多し。パインズ、バイロンは是の種の人なりき。キーツも亦是の種の人なりき。ゲーテもハイネも亦恐くは然りしならむ。天才を以て狂したる幾多の藝術家は、大抵是の種の模型に入るべきなり。吾人は菅公に於て其の一事例を加へたるを見る。

菅公とは何人ぞやと云へる疑問に對して、最も簡短なる答案を求むる人あらば、吾人は直に『詩人』と答へむ。公の天分は寧ろ學者に非ず、教育家に非ず、道徳家に非ず、經濟家政治家に非ず、而して詩人也。而して天は公に縦す

に是の天分を發揮し得べき絶好の境遇を以てせり。是を以て公は政治家として失敗せしが、詩人として成功せり。公が五十九年の生涯は公にとりては其終を全ふせるものに非ざりしと雖實は公自ら識らずして皇天の祝福を受けし也。乞ふ吾人をして公の神經性に就いて少しく語る所あらしめよ。

公は羸弱の人也

公の神經性を解するに於て先づ注意し置くべきは公の健康なり。是事に就いては前章已に言ふ所ありしが、公は多病には非ずとするも、少くとも健康の人ならざりしことは、想像するに餘りあり。況むや公自らも亦「早衰」早衰「瀟柳雖同願」瀟柳雖同願と云ひ「猶恨虚勞動宿病」猶恨虚勞動宿病の句あるをや。宿病とは蓋し脚氣と頭瘡の二病ならむ四家本草卷四依病附居羸弱なるもの神經性なるか、將た又神經性なるもの羸弱なるか、兎に角是兩者の相伴ふは多く見る所の事實也。

公の性情が多情多恨、英語の所謂 *Impressionist* なりしことは最も明に其詩賦の上に顯はれたり。三十歳頃迄の公の詩の坦々として和平なること、

公の多情多恨

猶は公の閱歷の平板多奇無きが如くなりき。内宴に侍し詩筵に上りて作るところ、概ね樂天怡悅の情あり。一旦博士となりて、世路の崎嶇に逢遭してより、其詩調俄に悲哀を帯び、動もすれば命を傷み、世を厭ふの語あり。是れ先に説ける「博士難」詩情怨「諸篇に於て明に看取すべし、加ふるに當時父君の薨去に遇ひ、又其の二子を失ふ、元慶の初より末に至るまで公は常に憂愁の中に經過せしが如し。其子阿滿の死せる時の如きは、神を怨み、佛を憎み、天地身世を忘却して、慟哭せりと云ふ。四家本草卷四夢阿滿公の安立を托せる佛教も亦是を如何ともする能はざりし也。讃岐に於ける前後五年の生活は殆ど全く愁嘆の間に過されたるが如し。嘗て京に在りし時、公を喜ばせし風物、今は凡て愁緒の端となり、塵に佛教に縁りて安慰を求めしのみ。正月二十日、遂に禁中の内宴を憶うて作れるもの、宛然として、謫居の詩を讀むの感あり。

寒氣逼身、夜淚多。春風爲我不誰何。廻頭左右皆潮戶。入耳高低只棹

歌。遠憶群鷺馴藥樹。偏悲五馬隔滄波。諸兒強勸三分酒。謝日忘憂莫此過。管家文 草三卷

自餘の詩概ね是の如し。諛岐より京師に召還せられたるは公にとりて流竄の赦免に均しかりき。公の詩を讀むものは、是の前後に於て、詩情の頓に轉化せるを認むべし。『餞別與州刺史』の一詩の如きは、公が其の得意の現狀より、樂天的に諛岐の客居を回想し、以て遠行の客を勵ますところ、殆ど公が前年の面目を留めず。

我試爲吏諛州去。且行且泣沙浪春。一秩四年盡忠節。歸來便作侍中臣。文章我謝君成業。政理君嘲我化民。文拙政頑者多幸。況乎文巧政能循。在官五袴當成頌。歸路折轅莫患貧。努力努力猶努力。明々天子恰平均。管家文 草卷五

一秩四年忠節を盡し、歸り來て便ち侍中の臣と爲る。文拙く政頑なる者も是の如く幸多し、努力せよ明々たる天子上に照臨す。是の如き言を以て遠

公は京師に在る諛岐又は太宰府に在るさによりて別人の觀あり

公の心、境に共に變ず、變ぜざるしのは我執の一念のみ

行の客を諭す得意の狀想ふべき也。蓋し公が眞に詩人の本色を著はせし時期は、生涯に於て前後二回あり。一は公の諛岐に在りし時、他は公の筑紫に在りし時也。蓋し京師の地は公をして詩人たらしむるには餘りに安逸に、又餘りに形式的なりき。是を以て、京師にあると諛岐又は筑紫にあるとによりて、公は殆ど別人の觀ありき。神經性なる公は際遇の異なるに隨て、毎に別様の性情を現せしに非ずや。

諛岐より還りてより、筑紫に左遷せらるゝまでの十二年は、公が一代の榮華を極めたる時也。公は是間に於て、其の本領たる詩人を已めて政治家となれり、政治家として得意の絶頂に達せし時、運命は茲に一大轉換を爲し、公は俄然として失意の深淵に陥りたり。而して同時に公が詩人の天分は最も赫灼たる光明を放て、公の末路に永遠の祝福を與へたり。是の間公の心機は常に事境に隨て轉々し、而して渝らざるもの唯我執の一念のみ。

(五)

我執は多くの場合に於て天才の一證候也。天地人生の萬象、凡て一我の中に攝容し、一華の開くを見、一葉の零つるを聞くも、尙ほ且つ箇中に我の消息を觀すむば已ます。到底彼れは心を虚しうして、外物に同ずる能はざる也。

昔公は多感多恨の人なりき。而して其の感觸し怨嗟するところのもの多し。我執の一念に本づけりしが如し。公の樂む處に榮達あり、公の悲む處に否塞あり、其の讚岐に在るや、賦する所の咏嘆の詩一として公の一身に關せざるは無し。或は佳節に遇うて宮中の詩筵を憶ひ、或は家書に接して近親の越在を悲み、春夕海に遊びては、『釣歌漁火非交友』と嘆きて、『抱膝閑吟、涙巾を濕ふ』し、秋日菊に對しては、『天下涼陰花下冷、主人外吏故人稀』と咏じて、『徘徊未だ早く南に歸るを得』ざるを恨む。概ね是類なり。試に左に『春盡』の一首を掲げて、公が當時の情懷を示さむ。

風月能傷旅客心。就中春盡淚難禁。去年馬上行相送。今日雨降臥獨

花鳥從迎朱景老。鬢毛何被白霜侵。無人得意俱言咲。恨殺茫々一水

深菅家文

公は死するまで一我の満足な求めたり

見るべし、花鳥風月一として公が身境に隨て悲哀の相を帯びざる無きを。公が流竄中の詩に到りては、一字一句公が斷腸の思を暢べたるものに非るは無し。恩愛に執着し、現世に纏綿し、死に到るまで求むる所のものは一我の満足のみ。『千萬思量身上事』是れ公が常住の用意也。菅家文草卷四 冬夜閑思 夫の人生世界を大觀し、人間喜憂の外に逍遙するが如きは、公に於て殆ど見るを得ざる也。凡そ尋常の人、公の如き境遇に遭はば、たのづから超世物外の心を起し、悠然として自得する所あらむ。公や齡耳順に垂れ、而かも其の我執の念を絶たず。遂に怨嗟の中に其の生を終る、慘憺なりと謂ふべし。然れども我執の強きに比して、公の意力の寧ろ弱き事は注意せらるべき也。公は徹頭徹尾、咏嘆の人にして、憤激の人に非ず、受動の人にして、能動の人に非ず、公は如何なる境遇に對しても感興を有し得べき人たるなり、然れ

我執の強きに比して公の意力は弱し

公は其の境遇に反抗して戦ひたること一度もあらざり

とも同時に如何なる境遇に對しても服従を辭せざる人たるなり。世事の如くならざらむか、公の悲むや甚だ切なり、然れども敢て是に反抗し、世事其物を改造して已れの意の如くならしめむとは爲さざる也。凡そ公が外に向て懐く所の愛憤は、却て内に向て動く。是を以て身世一度び乖離すれば、愁緒紛々として亂れて絲の如く、萬斛の愛情雲の如く湧く。其の現はるゝ所は即ち一の詩あるのみ。是を以て、公が一代の詩集は即ち公が一代の心史也。公は外に向て目覺しき活動を爲さざりし代りに、内に向ては最も多事なる閱歷を有せし也。畢竟公は行爲の人よりは寧ろ咏嘆の人也。意志の人よりは寧ろ感情の人也。是を以て公の傳記の大半を語るものは公の詩篇也。

公の博士となるや、誹謗四もに起れり。而かも公は是に反對せざりし也。公の渤海大使に接するや、贈答の詩の拙を笑ふもの多かりき。而かも公は其友人に視して其妄を訴へしのみ。匿名の詩ありて藤原冬緒を誹謗する

や、公は嫌疑の衝に當れり、而かも公は憤激して讒奸を懲すこと無かりし也。讃岐守に任せらるゝや、流涕して命を拜せり。恐らくは奸佞の爲に左遷せられたるならむも、而かも公は一も明に是を訴ふることを爲さざりき。一度び寛平帝の拔擢に遇ひ、官位其次を超へ、上下目を側つと雖も、其の危さを見て、而かも帝の意に戻ることを敢てせざりし也。恐らくは是の時期に於ける公には政治上の抱負ありて、帝と共に藤原氏の跋扈を挫かむとせしやも知るべからず、而かも公は機幾度か乗すべくして、而かも斷する能はざりし也。藤原氏は遂に先じたり、而して公は俄然遷客として邊陲に赴けり。而かも公は是の讒奸の迫害に遇うて大に憤激する所あらざりき。若し公をして藤原廣嗣たらしめば如何。決して徒に嗟嘆して其命を受くべきに非ざる也。公の筑紫にあるや、毫も君を恨みず、人を惡まず、讒者の榮達を目して、而かも一字の憤激を漏すもの無く、偏に一身の非運を悲めるのみ。是の如くにして公は咏嘆の間に五十九歳の生涯を終りたりき。

然れども公は
隱忍の人に非
ず公の心事は
常に公明也

然れども公を以て隱忍の人と爲さむは大なる誤謬なるべし。隱忍とは陽に忍びて陰に憤るの謂也。公は則ち然らず進で物に逆はず退いて自ら悲むは是れ公の天眞の流露也。公や逆はむと欲するも逆ふ能はざる也。悲まざらむと欲するも悲まざるを得ざる也。是の間に些の隱蔽無く些の矯飾無し。是を物に喩ふれば公の心は如何なる場合に於ても明鏡也。其の面の曇れると明なると一に映る物の性には是れ依る。是を以て公の情と行と如何なる場合に於ても其本心に背けること無し。公は是の意味に於て眞に己を欺かざるの人なりと謂ふべし。想ふに公が詩人として成功せる一主因は實に自ら欺かず自ら飾らず其眞情を吐露して直に人の肺腑に訴へたるが爲にあらずや。

叙し來れば公の意力の弱きこと寧ろ分明なるが如し。吾人は是の間に毫も衰貶の意を挟むものに非ず單に事實を語るのみ。想ふに意力の強大なることは必ずしも人の性格を偉大にする所以に非ざるべし。公が咏嘆

結論

の人たりし事は却て公の性格を高且美ならしむるに於て大なる力ありしを見る。公が詩人として成功したる所以亦實に是に存する也。

(六)

以上菅公の人物に就いて述べ來りたる所を約言すれば公の爲人たる、廉直にして而して直に過ぐる所あり明察にして而して察に過ぐる所あり器宇寧ろ狹隘にして容易に人を納れず矜持自ら持して輒すく人に許さず功名榮達を顧慮せること寧ろ常人に過ぎたり。而して所謂神經性の人に見るが如く極めて多感多恨心境共に轉々として其間常に我執の念を捨てず而かも意力弱くして輒ち境遇に屈從す而して憂憤の漏るゝ所の詩あるのみ。畢竟公は主我の人なり感情の人なり咏嘆の人なり而して其性格の天分歸して詩人の二字に存す。世の公を稱して温厚寛雅の君子となし一身の毀譽に拘泥せずして名利の外に逍遙せる達人となし公義是れ重じて私情是れ輕じたる高士となすは少しく事實を盡さざる批判なるに似た

り。吾人の觀る所或は到らざるものあらむ唯傳説に是れ憑據して公の爲人遂に現はれざらむことを恐る。茲に疑を存して譏者に問ふのみ。願くは觀る人予を以て時平菅根の先輩と共に公を傷くる者とする無からに認むことを。若し夫れ公が才識超脱生れながら忠厚の念に篤きことは天下の既むるところ吾人に於て一辭の加ふべきもの有らざる也。

第五章 政治上の菅公其一（讚岐守）

讚岐守任命の因由—菅公と藤原氏—詩人菅公—讚岐に於ける公の行狀—公の吟詩—公の老衰—公の治績—公の歸京

(一)

讚岐の守に任ぜらる

其の因由

仁和元年一月菅公讚岐守に任せられ式部少輔文章博士共に罷めらる。是れ公が父祖の遺業たる儒官より轉じて政治上の生活に入れる初也。公が是の叙任を受けたる因由は明ならず。讚岐守は官位強ちに卑からず藤原保則の如きは出羽平定の大功を負ひたる後に於ても甘じて是に赴き程なれば菅公の赴任亦或は他故無かりしならむか或は却て陞進なりしやも知るべからず。然れども一事の最も明なるは是の赴任の大に公の素志に違ひたる事也。公は出發の前後に於ても任地に在りし間も居常太だ樂まず動もすれば舊官を慕ひ京地に歸らむことを愁訴せり。「更妬他人道左遷」と云ひ「莫黨同門妬道真」と云ひ「不愁官考三年黜唯嘆生涯萬事非」と云

政治的生活に於ける詩人の首途

へる等を以て見れば菅家文章卷三、或は藤原氏一門の嫉妬の爲に左遷の待遇を受けたるに非ずやと想はる。然れども公は讃岐守となりたるが爲に、其の政治的、生治の首途に於て、詩人の天分を現はすを得たり。而して是れと同時に、自ら後日の爲に悲むべき先容を作りたり。蓋し天は一度公を試むるに詩人を以てし、二度公を試むるに政治家を以てし、而して三度公を試むるに、其の長處に隨て最後の運命を授けし也。讃岐守の任命は公自らの最も悲みたる所なりと雖も、實は公の天分の爲には大に祝すべき發道なりし也。

(一)

讃岐守に任せられたる年の四月七日、公惘然として任地に赴く。其の前日禁中に宴あり、公亦許されて席に列る。王公次に從て酒を詩間に行ふ。太政大臣藤原基經、次に當りて公の前に佇立するもの多時、吟じて曰く、「明朝風景屬何人」と。一吟の後、公に命じて高く咏せしむ。公命を被りて咏せしむ

「明朝風景何人にか屬す」

と欲するも、心神迷亂し、遂に一聲を發して流涕嗚咽す。其夜公罷て家に歸り、終夜睡らず、默然として病めるが如し菅家文章卷三。藤原佐世公を餞して言あり、公是に贈て曰く、

讃州刺史自然悲、悲倍以言贈我時。贈我何言爲重寶、當言汝父昔吾

師菅家文章卷三

熟々這般の消息を察するに、公と藤原氏との關係彷彿として見るべきが如し。基經公の前に立ち、故らに公の離愁を催すの言を爲し、公をして是を咏せしむ。是れ公に温情あるもの、所爲に非るあり。公嗚咽して言ふ能はず、衷情眞に察すべきものあらずや。藤原佐世は基經の親近するところ、文章博士として威を儒林に振はむとす。後年橘廣相を陥れたるもの、佐世實にこれが首謀たり。其の公に贈りたる詩の如何なるものなるかは、知るに由無しと雖も、公のこれに答へたる詩は意味甚だ深さが如し。「我に贈るに何の言をか重寶と爲す、當に言ふべし汝の父昔吾師なり」と。是れ佐世をし

讃岐守は左遷なりしが如し

て其の師は公の父是善なることを言はしめむとする也。蓋し佐世は素是善に學びたるもの公離別の際に及びて何爲れど佐世をして是の如き事を言はしめむとする。一見殆ど解すべからざるに似たり。潜に想ふに、公の意佐世をして公が其の舊師の子なるを憶はしめ、隨て公に對する憐憫の情を要むるに非る乎。是の想像甚だ過ぎたるが如し、而かも是の如く解するに非ざれば、是の一句何の意味する所ぞ。若し是の解にして謬らずむば、
が讃岐守に任せらたる事情亦略々想ひ見るべきに非ずや。

是の如くにして公は京師を去れり。去るに臨みて基經に贈て曰く、

爲吏爲儒報國家
家百身獨立一
風涯

爲○吏○爲○儒○報○國○家○ 百○身○獨○立○一○恩○涯○ 欲○辭○東○閣○何○爲○恨○ 不○見○明○春○洛○下○

花○上○

當時交通の便開けず、殊に四國は海を隔つを以て、行程素より遅々たりしならむ。土佐日記によれば、紀貫之は土佐より京師に到るに殆ど百日を費やせり。後年筑紫に趣ける時『東行西行雲眇々、二月三月日遅々』と云へるもの

亦此行を言へるに似たり。九十春光中道に盡き、殘紅地に委して野草青し、公乃ち唱うて曰く、

春○送○客○行○客○送○春○ 傷○懷○四○十○二○年○人○ 思○家○淚○落○書○齋○舊○ 在○路○愁○生○野○草○
新○花○爲○隨○時○餘○色○盡○ 鳥○如○知○意○晚○啼○頻○ 風○光○今○日○東○歸○去○ 一○兩○心○情○
且○附○陳○同上中
途送春

公が詩人の面目漸く現はる

宮中課題の作に較ぶれば、真情楚々として人を動かす。是篇の如きは公が集中の絶唱に數ふべし。公が詩人の面目漸く現はれ来るを見る。蓋し公は少より京師に住し、未だ曾て遠く洛外に出でず。常に暖飽の中に居りて、多く人生の崎嶇を味へず。今年年四十有二、思ひきや孤身筆々として、是の天涯に流離す、旅愁深く憐むべき也。况ひや任に就きてより、奉養意の如くならず、秋氣早く身に逼る、麗に清風、朗月に嘯て、懷を遣るのみなるをや。

初○涼○計○會○客○愁○添○ 不○覺○衣○衿○每○夜○寒○ 五○十○年○前○心○未○懶○ 二○千○石○外○口○猶○
拊○ 家○書○久○絕○吟○詩○咽○ 世○路○多○疑○託○夢○占○ 莫○道○此○間○無○得○意○ 清○風○朗○月○

入。盧。籬。同上早秋夜詠

又

涯分浮沈更問誰、秋來暗倍客居悲。老松窓下風涼處。疎竹籬頭月落時。不解彈琴兼飲酒。唯堪讚佛且吟詩。夜深山路樵歌罷。殊恨隣鷄報曉遲。同上秋

讚岐前守藤原保則

公の前に讚岐守たりしは藤原保則なり。保則は當代の君子にして文武の效績甚だ多し。時人皆望を屬す。其經獨り保則を容れず、出羽の大亂を平げて歸京せる時も、一賞をだに加へざりき。保則時世の非を歎き、自ら乞うて讚岐守となる。讚岐の古老深く保則を徳として、曰く、藤使君の在せる時、臥聽流るゝが如く、境内干戈を見ず、春には春を知らず、春遍く達し、秋には秋を省みず、秋大に成れりと。管案文章卷三 踏過白頭翁公其の後を享け、深く保則の治績を徳とせり。唯州内治まれりと雖も、公の胸裏の憂悶を如何ともすべからざりき。

(三)

讚岐に於ける公の行狀

讚岐に於ける公の行狀

今讚岐に於ける公の行狀を察するに、官務を視るの外、主として讀書と詩賦とに耽り、時に佛典を誦するの外、他事無かりしが如し。書は春秋、老子、詩書、易の諸經を初めとして、白氏集、漢書等にして、官衙業終れば即ち誦讀を初め、深更に到るまで卷を釋かざることあり。詩は遺悶唯一の具にして、日夕感觸するところ、忽ち吟咏に上れり。公自ら前代の政治に比較して、『自餘政理雖無變、奔波之間我詠詩』と云ひ、『心在吟詩、政不專』と云へるもの、如何に詩に耽りしかを證すへし。禮佛も亦詩賦に次で公の憂を托する所なりき。或は『天與人失。心與事違。非佛力不至』と云ひ。管案文章卷四 蓮池篇或は『歸依一萬三千佛、哀愍二十八萬人』同上 梅會作と云へり。蓋し一萬三千佛とは經中の諸佛を謂ひ、二十八萬人とは管内の人口を指せる也。旅館家居の狀は、『庚申夜賦』最も明に是を言へり。其詩に曰く、

旅人每夜守三戶、况對寒燈不臥時。強勸徹心雖未死。頻收落淚自爲悲。舍低應道星穿壁。山近猶疑雪照帷。四五更來無一事。唉看兒童

菅公漸く老ゆ

學吟詩 菅家文三

又以て身境の落莫を察すべきなり。人愁多ければ則ち老も菅公亦老いざるを得ざる也。『空床夜々損顔容』と云ひ『其奈家君白髮新』と云ひ『怪來日々形容變』と云ひ『四十四年人。生涯未老身。我心無所忌。對鏡欲相親。半面分明見。雙眉斗顛顛。此愁何似故。照得白毛新』と云へるもの皆公が不時の老衰を嘆したる言に非るは無し。然れども公の詩は是の間に於て漸く妙境に入れり。嗚呼憂愁と白髮と詩賦と哀むべき好伴侶なる哉。左に公が當時の境遇と心情とを想ふべき五六の詩を掲載せむ。

懷故の詩

春日獨遊二首

放衙一日惜殘春。水畔花前獨立身。唯有眩々東北望。同僚指目白癡人。
花凋鳥散冷春情。詩興催來試出行。昏夜不歸高嘯立。州民謂我一狂生。

以て吟哦に耽りたる状を見るべし。

九月偶吟

客中三見菊花開。只有重陽每度來。今日低頭思昔日。紫宸殿下賜恩盃。

同諸小郎客中九月對菊書懷

菊爲無情籬下開。人因不樂海邊來。諸郎莫怪今朝事。口未吹花淚滿盃。

冬夜閑居

懷舊猶勝到老忘。多言且怒損中腸。交遊少白心如水。閑話今霄鬢有霜。不恨寒更三五去。無堪落淚百千行。相論前事故人在。只是當時我獨傷。

對鏡

四十四年人。生涯未老年。我心無所忌。對鏡欲相親。半面分明見。

家を憶ふの情

雙眉斗頓頻。此愁何以故。照得白毛新。自疑鏡浮翳。再三拭去塵。
 塵消光更信。知不失其真。未滅胸中火。空銜口上銀。意猶如少日。
 只已非昔春。正五位雖貴。二千石雖珍。悔來手開匣。無故損精神。
 公が當時の詩に於て、最も多く遭遇するは家を憶ふの情也。『生衣欲待家人
 著』と云ひ、『兒病先悲爲遠吏』と云ひ、『燈前反覆家消息。爲客以來不安寢』と云
 ひ、『苦思洛下新年事。再到家門一夢中』と云ひ、『此間塵染斷。更懶問家情』と
 云へるもの、往々卒讀に忍びざるものあり。

(四)

牧民官としての菅公

讃岐に於ける公の治績は多く見るべきもの無かりしが如し。同僚公を
 稱して痴人と呼び、人民公を指して狂士と謂ひ、公亦『政殿人不到』と云へるを
 見れば、保則の時代に比して多く威信を加へざるは明なり。蓋し公の如き
 人にして牧民の職に當り、衆望を得るは甚だ難事ならむ、況むや元慶以來地
 方の紀綱日に弛びて、盜賊連りに起り、官僚亦私曲を遂ぐるもの多し。保則

は能く是の如き官民を御するの法を知れりき。其の部下官物を私するも
 のあれば、直に是を譴責せず、陰に招きて温顔是を獎めて曰く、卿等薄給、國家
 の事に當る、給用恐らくは足らざるべし。余潜に是が計を爲すや久し、唯謹
 で官物を私する勿れ。他日卿等の功を擧げて必ず其の欠を補ふべしと。
 下僚慚愧して悦服せりと謂ふ。保則是の法を以て下民に臨みしかば、國
 守となりて租税の返鈔卅四箇年を受け、調庸の反鈔十一箇年を受け、古來曾
 て見ざる好治績を顯はせりと云ふ。保則 今菅公の爲人を考ふるに、其政殿
 正にして苟も假借せず、所謂『政殿人不到』とは恐らくは下民の悦服を言ひし
 ものに非るべし。

公讃岐に赴きてより前後五年、任滿ちて京師に召還せらる。時に寛平二
 年、公が四十六歳の時なり。是れ菅公の政治上の生活の一轉機也。このと
 きに當り、宇多天皇位にありて勵精治を施し、上は朝權を回復し、下は綱紀を
 張らむことを力む。菅公先づ帝の拔擢する所となり、京に還る翌年昇殿を

菅公任滿ちて
京師に歸る、
得意の時代漸
く來らんす

許され、藏人頭に補せらる。是れより以來官位次を越て進み、帝の信任益々加はる。正に是れ池底に潜める蛟龍、一旦風雲に際會して天上に飛揚するの觀あり。今や愁緒の代りに、歡樂あり、失望の代りに、得意あり、公や、又、詩人たるの要なき也。是を以て讃州より歸りて凡そ十年の間、公の生涯は殆ど純然たる政治家の生活也。而して政治家としての公の生活を説くに當り、先づ當時藤原氏の政治上の位置と宇多天皇との關係を一言し、而して後帝が菅公に信頼したる因由を明にせざるべからず。

第六章 政治上の菅公其二(藤原氏の政治上の位地及び宇多天皇との關係)

藤原氏の勢力の由來——百川——吉備眞備の反抗——冬嗣の計畫——外戚政略——其成功——文德天皇と其房——清和天皇——基經——陽成天皇の廢立——光孝天皇の擁立——擁立政略の繼續、宇多天皇——阿衡問題の顛末——阿衡問題に對する藤原氏の二大魂膽——詔勅改作——橋原相の排斥——宇多天皇の憤懣——皇權振復の大計畫——菅公の登庸

(一)

歴史を讀める者の知る如く、當初藤原氏に南家、式家、京家、北家の四家ありき。貞觀元慶の際、跋扈を極めたる基經、並に其子時平等は、北家の子孫なり。北家の大に起るは冬嗣に基せりと雖も、而かも藤原氏其物の政治上に權勢を扶植したるは、其來るや頗る遠し。鎌足不比等等の事は、是を言はざるも、皇室を動かすの術は、實に百川に初まる。百川は何人も知る如く、稱徳天皇崩御の際、光仁天皇を擁立し奉りたる主謀者なり。而して亦光仁天皇を脅

藤原氏の専横
は百川に始ま
る

かし奉りて桓武天皇を儲君に立て奉りたる發頭人也。二代の皇位實に百川の意に依りて定まる、藤原氏の勢力隠然として動かす可らざるものとなる亦宜なりと謂ふべし。而して當時百川の意志に反對し、藤原氏の跋扈を妨げむとせしものは、儒臣より右大臣に上りたる吉備、眞備なりき。稱徳天皇の崩するや、眞備衆望の在る所を察して、大市王を立てむと欲す、上下是に傾く。百川獨り是に反し、左大臣藤原永手、參議藤原宿奈麻呂、藤原繩麻呂、近衛大將藤原藏下麻呂等、同族の大官と結合して、白壁王を立てむことを望む。而かも衆議大市王に決し、將に宣命を讀まむとす。百川等乃ち機に臨みて、白壁王を立つるの宣命を作り、大市王の宣命と稱して、群臣に示せり。光仁天皇は是の如き方法によりて百川等の擁立する所と爲り給へり、實に非道も極まれりと謂ふべし。眞備深く藤原氏の跋扈を憤慨すれども、又如何ともする能はず。即ち凱切なる辭表を奉りて、大に時事を諷したりき。光仁天皇立太子の事あらむとするや、百川衆望の歸する所と稱して、山部親

百川の爲せる所に比すれば、眞房基經ふに足らず

藤原氏の四家

冬嗣

王を立てむことを乞ふ。天皇許さず。百川聲を勵まして曰く、敢て聖斷を聽かずむば、死すとも動かじと。殿前に立つこと四十餘日、天皇己むを得ず是を許し給へり。桓武天皇は是の如くにして皇位に上るを得給ひき。嗚呼、百川の爲せる所に較ぶれば、良房、基經の如きは、寧ろ言ふに足らざるのみ。藤原氏一族の勢力は、是の如くにして居然として動かすべからざるものとなれり。

藤原氏の四家に就いて是を觀れば、各々盛衰あり。京家は始めより大に興らず、南家は仲麻呂に衰へ、式家は百川によりて一時大に盛なりしも、仲成を出してより又振はず。北家は内麻呂の子冬嗣に到りて漸く興隆の氣運に向へり。弘仁天長以後、藤原氏の勢力は冬嗣の一統に集まれりと雖も、而かも其根抵は鎌足不比等以來殊に百川の力によりて扶植せられたる也。其因由する所實に悠遠なりと謂ふべし。

今貞觀、元慶、寬平に於ける基經の位置を解釋するに當りて、勢先づ冬嗣よ

り説かざるべからず。當時藤原氏は仲成の餘弊を受けて其の勢力に一頓挫を來せり。冬嗣深く是を憂へ、百方力を盡して一族の興隆を計畫せり。或は施藥院を説けて同族の給せざるものを救濟し、成は勸學院を起して其の子弟を教育し、或は南都興福寺内に南圓堂を建て、一族の幸運を祈願し、大に盡す所あり。加ふるに爲人器宇曠大、材識一世に高く、時人皆是を仰げり。嵯峨天皇亦深く冬嗣を信任し、官左大臣に上れり。實に冬嗣の如き人物ありて其根底を築きたるは、藤原氏にとりて無上の福祉なりと謂ふべし。然れども各嗣は是の如き方法の外に藤原氏の大興を庶幾すべき一大計畫を運らせり。何ぞや、外戚政略是也。是れ實に藤原氏の勢力に永遠不拔の基礎を置きたるものなりき。冬嗣は是の目的の爲に其女順子を仁明天皇の後宮に入れたり、然れども其の計畫の實現せられたるを見るに及ばずして薨じたりき。

冬嗣の外戚政略は遂に成就せられたり。順子は冬嗣の薨後幾も無く皇

冬嗣の外戚政略

子道康親王を生ゆり。然れども仁明天皇は兄弟遜位の先例に遵ひ、皇子の數多きにも拘らず、又藤原氏の出なる道康あるにも拘らず、其兄なる淳和上皇の子、恒貞を太子に立て給へり。藤原氏は失望せり、而して靜に事の乘すべきを窺へり。太子亦其位地の危殆を察して位を遜るゝに意あり。承和七年に及びて、藤原氏の以て乘すべき機は遂に來れり。即ち伴健岑、橘逸勢等が太子を奉じて亂を東國に起さむとせし事は也。藤原氏の一族は手を頼にして相慶せり。健岑逸勢等は、直に捕縛せられ、太子は其位を黜けられぬ。來るべき新太子は言ふまでも無く道康也。仁明天皇崩じて道康立つ是を文德天皇と爲す。

藤原氏の外戚政略は、文德天皇の即位と共に、全く成就せられたり。是に於て冬嗣の子にして帝母の兄なる良房は、外舅の重望を負ひて右大臣より太政大臣と爲れり。時の左大臣は源信にして、右大臣は藤原良相也。良相は良房の弟、源信は嵯峨帝の皇子なれども、溫柔にして異を挾まざる人也。

外戚政略は文德天皇の即位と共に遂に成就せられたり

外戚政略の綱
續、清和天皇

大政の斗柄一に良房の掌握する所となれり。藤原氏にとりて次に來るべき計畫は、文徳天皇の太子をして亦自家の出たらしむるにあり。良房は是の目的の爲に、其女明子を後宮に入れ、嘉祥三年に到りて惟仁親王を生めり。然れども帝既に紀名虎の女に生ませしめたる惟喬親王あり、夙に賢明を以て名あり。然るに藤原氏は帝の意に反し、生後僅に九箇月の惟仁を冊立して太子とせり。是を清和天皇と爲す。

藤原氏の外戚たること既に二代、威權上下を歴す。清和天皇の立ち給ふ時年歴に九歳、外祖良房太政大臣を以て百政を攝行せり。藤原氏の攝政茲に始まる。良房が其女たる清和の母后の前に詠じたる「年経れば齡は老いぬ、しかはあれど花をし見れば物思ひもなし」と云ふ歌は實に其滿盛の榮華と得意とを誇揚したる也。良房子無し、即ち其の兄の子基經を養うて嗣となし、又基經の妹高子を清和天皇に納れて更に外戚政略の繼續を計れり。高子の生める皇子を貞明と云ふ、清和天皇の後を繼ぎて帝位に即く、是を陽成

外戚政略の綱
續、陽成天皇

天皇と爲す。文徳以來、藤原の外戚たること、茲に三代而して良房に代りて是の三代外戚の積勢を負ひ、九歳幼冲の天子を輔佐し奉れるものは、即ち基經也。

(一)

基經の勢力

陽成天皇位に即くや、太政大臣にして攝政たる基經の左右に大臣たるものは、源融、源多の二人也。共に柔懦なる執袴子にして、所謂伴食宰相に過ぎざるのみ。其實權は言ふまでもなく、擧げて基經の掌中にあり。然るに藤原氏にとりて最も痛心すべき一事件こそ起りたれ。陽成天皇の遜位を促さざるべからざる事情ありし事、是也。

陽成天皇は狂暴に御在して、其位に勝えられすと認めらる。或は藤原氏の爲に謀るも、其家の出たる故を以て是の如き天子を奉戴するは、其の永遠の利益に非すと認められしならむ。兎に角、基經は廢立を斷行せざるべからざる場合となりぬ。然れども帝の遜位を促せば、藤原氏の外戚政略は茲

外戚政略施し
離きに及び、
代るに擁立政
略を以てす

に其の終を告げざるを得ず。是に於て藤原氏たるもの自家勢力維持の上よりして預め其の善後策を樹てざるべからず。基經が數多の皇族親王の中に於て仁明天皇の皇子時康を抜き以て皇位に擬したるものは蓋し深く慮る所ありて也。即ち新天子をして篤く策立の徳を思はしめ己れ外に擁戴の威權を挾で上下に臨む陽成廢すと雖も必ずしも恐るゝに足らざる也。是れ既に往昔百川が光仁桓武の間に於て既に遺蹤を残せる所基經潛に是を學びしに非る乎。果せる哉事凡て其の期待せる如くなりき。時康立て光孝天皇となるや基經に委ぬるに萬機を以てし百官の奏事先づ基經に諮稟して後に奏せしめらる等藤原氏の權勢毫も外戚時代に異なるもの無し。基經の満足想ふべき也。

光孝天皇

然れども光孝天皇の後を如何にすべき。天皇位に即き給ひし時年五十五外戚政略を施さむには御年既に老いられたり。餘す所は例の擁立策あるのみ。是に於て基經たるもの再び百川の遺蹤を履みて桓武擁立の故事

擁立政略の類
撰、宇多天皇

を以て光孝に擬せざるべからず。是に於て光孝病篤き時帝の意を迎へて其の七子定省朝臣を立てむことを請ふ。帝大に悦ばせ給ひ急に定省を召し左に基經の手を執り右に定省の手を執り遺詔して曰く大臣の恩誠に深し汝能く是を服膺して其の意に戻る勿れと。定省立て宇多天皇となるや深く基經が二代策立の偉勳を思はせられ信頼最も篤し。基經たるもの得意想ふべき也。即位の式畢りて基經に下し給へる勅書は實に藤原氏の權力をして九鼎大呂よりも重からしめたる者也。

宇多天皇と基
經

今日之事平安令果歡喜無涯先有遺託之命況余已爲孤子而思隨教之命耳如此之言若有辭退小子不攝世間之政拋小君之號逃隱山林是所念也。萬乘の天子臣下に對して是の如き遜退の言ある前後の史上曾て其例を見ざる所也。宇多天皇は王朝の賢主尙ほ且つ是事あり當時基經を重せられたる知るべき也。基經にとりて是の勅書は即ち帝の言質なり。是の言質ありて何事をか爲し得べからざらむ。彼の驕慢漸く加はるは勢已むを得

ざる也。而して帝は基經に於て如何なる驕慢あるも是を忍び給はざるべからず。宇多帝の境遇も亦憐むべからずや。賢明なる帝は即位の喜び去ると共に漸く是の境遇を自覺し初められたり。而して藤原氏の跋扈に對して憤懣を懷き初められたり。而して事の動因となれるものを夫の阿衡問題と爲す。

(三)

阿衡問題の發端

宇多天皇即位の後四日、基經をして關白たらしむ。其權能良房の時に異ならずと雖も、關白の名是より始まる。其の詔書に曰く、

詔、朕以涼德、奉茲乾符、臨風宸而如履薄水、撫龍軒而若涉淵水、自非太政大臣之保護扶持、何得恢寶命於黃圖、正璇璣於紫極哉、嗚呼三代攝政、一心輸心先帝、聖命依其攝籙、朕之冲眇、重以孤孽、其萬機巨細、百官總已、皆關白於太政大臣、然後奏下、一如舊事、主者施行

文は時の儒臣にして左大辨たる橘廣相の作る所に係る。基經辭して受け

ず。蓋し官職の陞進に際し、再三推讓の後初めて是を受くるは、當時の慣例なりし也。基經も亦是の例に違ひたるのみ。帝即ち廣相をして重ねて勅答を作らしむ。其中に謂へるあり、卿乘鈞奕世、佐命受遺、所謂社稷之臣、非朕之臣、宜以阿衡之任爲卿之任と。文章博士藤原佐世、是の敕答を見て奇貨置くべしと爲し、基經に申して曰く、阿衡は空位にして職掌無し、是れ天子閣下をして攝政の職を辭せしむるなりと。基經是の言を聽き、憤然として曰く、果して然る乎。然らば則ち吾は一閑人のみと。命じて厩馬を放たしめ、奏して曰く、臣聞く阿衡には職掌無し、其位の崇高なる恐らくは臣の堪ゆる所に非らむ。然れども無職の地に居るは臣の素志、乞ふ攝政關白を辭せむと。門を杜ちて政を視ず、萬機壅滯せり。帝大に驚き、優詔して慰諭し給へども聞かず。左大臣源融、當時の博士に問ふに阿衡の典故を以てし、其職掌の有無を考へしむ。博士等多く權勢に阿附し、敢て理に據りて廣相を助くる者なく、悉く皆阿衡職掌無きを答申す、廣相獨り陳辨甚だ力めしが省みられず。

基經再び上奏して曰く、阿衡既に職掌無きに決せば、攝政關白の職は一日も置くべからず。宜しく別に執奏の官を設け、天皇自ら萬機を總攬し給ふべし。

阿衡問題は本體重大なれり

阿衡問題は事體甚だ重大なれり。天皇數々使を基經の第に遣はし、慰諭一再に及べども、基經は固く聽かず。曰く、論言汗の如し、臣己に無職の閑人たりと。事四月に起りて六月に到るも決せず、上下内外の政務悉く停滯し、訴訟省みられず、官奏處分せられず、地方の有司空しく愁訴すれども、是を執達するもの無し。廣相は謹慎して朝に出でず、藤原氏の一族は言ふまでも無く、公卿皆病と稱して朝せず。政務の機關全く廢止せり。

阿衡問題の二魂

阿衡問題は何が故に是の如く容易ならざる結果を生ずるに到りし乎。聖意の存する所最も明なるにも拘らず、基經は何が故に特に文字の形式に拘泥して爾かく帝を恐迫せむとする乎。其の原因として見るべきもの大凡そ二つあり。是の問題を好機とし、新帝をして藤原氏の大力を認識せ

しめむとするは其の一也。詔敕の起草者たる左大辨橘廣相を排斥せむとするは其の二也。而して是二者は藤原氏の權勢を維持し、擴張する上に於て必要なる事なり也。

夫れ宇多天皇は、藤原氏と何等近親の縁故あるに非ず、策立の功は素より是れありと雖も、藤原氏の帝に對する關係は、最早や外戚時代の如くならず、況むや帝は賢明に在しませば、將來の事未だ俄に知るべからざる也。是時に當りて藤原氏の爲に謀るものは、新たに帝に對して一族の勢力を示めし、以て確乎動かすべからざ地歩を作るの策を講ずるを利とすべき也。阿衡問題は、恰も是の計畫を實行するに好機會を與へたり。基經の頑然として動かす、名を阿衡職掌無きに藉りて飽迄帝の意に従はざるは、心素より攝政辭退を希ふものに非ず、唯帝が到底已れの職を免する能はざるを知るが故に、遂に詔敕變更の舉に出でざるべからざるを豫期したれば也。詔敕の變更は、一面に於て朝廷の事藤原氏に依るに非れば爲し能ざることを示し、他面

詔敕變更は其一なり

橘廣相の排斥は其二也

に於ては、藤原氏の勢力、詔勅をだも動かさず得る事を證する也。是の如くにして益々藤原氏の位地を鞏固にするは、必ずや基經等の魂膽なりし也。而して詔敕變更に伴へる直接の目的は、先の詔敕を起草せる者即ち橘廣相の處分也。是れ亦藤原氏の黨與が是の問題を惹起したる一主因なりき。其の故如何にと云ふに、廣相は宇多帝と姻戚の關係あり、即ち其の女は即位に先だつ四年、帝に嫁して既に二子を生めるを以て、廣相の今の位置は、外舅に均し。且帝の策立の際に於ても、百方祈請して誠を盡さざる無し。是を以て即位の後には深く帝の親任を被り、常に内庭に出入して文書を司れり。是れ藤原氏の最も嫉妬に堪えざる所ならずむばならず。他日或は橘の一家、藤原氏に代て帝寵を專にする時無さを保せずとは、恐らくは藤原氏の黨與の杞憂のみに非りしならむ。阿衡問題は恰も廣相を陥れ得べき好機會を與へたり。是れ彼等が朋黨相比周して、阿衡無職掌を咆哮し、遂に帝をして詔敕變更の己むを得ざるに至らしめたる所以に非ずや。

後に橘廣相を阿衡問題に關する旨公

是の魂膽は共に首尾好く成功せり

照の書巻を

以上の二者は、藤原氏が阿衡問題を提起して平地に波瀾を起したる魂膽也。而して是の魂膽は首尾よく成功せり。六月に到りて議は遂に詔敕改作に決し、重ねて關白の詔を基經に賜ふ。其中に曰く、先に廣相草する所の詔は、全く朕が意を失へり、朕素より奮に仍て關白の職を公に委ね、垂拱成を仰がむと欲すと。阿衡問題は是に全く決定し、起草者たる廣相は、詔敕偽造の罪科に擬せられて其職を黜けらる。唯廣に帝の恩詔によりて罪を免るゝを得たり。是に於て基經等の意志は悉く貫徹し、藤原氏の力を以て天下何事の爲し能はざる者無きを上下に示したり。

(四)

藤原氏の得意に引き換へて、思ひ遣り奉るべきは、宇多天皇の御心事也。一天萬乘の天子にして、臣下に對し「小子」と稱し給ふさへ分外の事なるに、基經何者ぞ策立の恩を賣りて暴慢無禮能く是の如くならむとは、阿衡の

藤原氏の得意、宇多天皇の心事

典故俄に斷すべからず、廣相の言ふ所豈正理無からむや。唯上下皆藤原氏の權勢を迎合し、理非正邪其處を換へ、眞に浩嘆すべき也。良しや阿衡の典故實に職掌無しとするも、文を作るもの必ずしも經史の全説に據るに非ず、何ぞ字義に是れ拘泥するを須ひむや。況むや天子數く優詔慰諭して具に聖意の存する所を告げ給ふ、基經たるもの宜しく感泣して命を拜すべき也。然るに何事ぞ飽迄文義を固守して、詔を承けず。天下の政務を抛却して一身の私心を貫かむとす。不忠不義言語に絶せりと謂ふし。唯如何にせむ藤原氏は積世の勢威を挾み、策立の大勳を負ふ、帝賢明なりと雖も亦奈何ともすべからざる也。遂に詔敕を改作して「廣相草する所朕の意に非ず」と言ひ給ふ、是れ即ち基經に對する陳謝の辭なりし也。萬乘の天子にして、臣下に迫られて其詔敕を改作し、其の意の誤れるを陳謝し給ふ、帝の衷情果して如何ぞや。帝が當時の日記に「濁世の事此の如し」と書し給ふ、御憤の程深く糾察し奉るべきに非ずや。

「濁世の事此の如し」

藤原氏に對する宇多帝の大計畫是間に成る

帝夫れ雖も共に是事を成さむ乎

宇多帝は王朝の英主也、剛邁果斷にして、襟度曠遠、勵精治を圖り、皇權の振張を以て志と爲し給へり。斯る英明の天子にして、即位早々是の藤原氏の暴慢に遭ひて深く屈辱の憤を懷かせ給ふ、如何ぞ爲す所なくして己み給ふべけむや。潜に願ふに、阿衡問題の結果は、帝をして切に藤原氏の跋扈を憤らしめ、參らせたるも同時に是を抑制するの御決心を催し奉りたるならむ。帝が一代の大計畫は實に是の間に醞釀せられたるに非ざるを得むや。帝の英邁の稟資は、決して手を拱して權臣の跳梁を默過し給ふべきに非る也。然れども帝は何人と共に是の志を成すべき乎。源融、源多は皇家の出入りと雖も、柔弱なる執持子のみ、藤原氏の頗使に是れ甘じて他意無き也。滿庭の羣臣皆藤原氏に謳歌して是に赴かざるを恥づ。橘廣相は帝の姻戚にして信任すべしと雖も、阿衡問題の故を以て俄に登庸すべきに非ず。想ふに帝は其の股肱の臣を撰拔せむが爲に苦心せられたるならむ。是時に當りて帝の醞釀に入りたるものを蒼公と爲す。

(五)

菅公の抜擢

寛平二年二月菅公任滿ちて讃岐より歸る。翌年三月藏人頭に任せらるゝまでは閑地に居りしが如し。公が是の時の文に「予罷秩歸京已爲閑客、玄談之外無物形言」と云へるを以て證とすべし菅家文章卷四。公が宇多帝の抜擢を蒙しりは帝が平生公の人物を欽せるに依るなるべしと雖も其の直接の因由は阿衡問題に關聯せるもの、如し。是より先き同問題の京師に盛なるや、公遙に書を基經に寄せ、廣相の爲に辨じ、且藤原氏の爲に説く所あり。其文初めに「作文者、不必取經史之全說、雖邂逅取之、或斷章爲義」と説き、引用せる文字の典故必ずしも直に擬解すべからざるを論じ、次に廣相と宇多帝との關係に及び、其の「大功一、至親三」を擧げ、藤原氏の是と争ふの不可なるを論せり。文辭婉曲、周匝理を争はずして情を責め、當然として人を動かすものあり。文章として見るも菅公集中の白眉に加ふべし。其の廣相の爲に辨する所は橘氏と藤原氏及び帝室との關係を知るべきものあるを以て、特に

337328

菅公阿衡問題に關して基經に就く

左に掲ぐ。

廣相爲當代所立者、大功一、至親三、何以謂之、閭里言曰、先皇欲立今上爲太子者數、而大府不務奉行、其間小事人皆聞之、廣相内結婚姻、外託師傅、萬方祈請、無不盡誠、斯事雖出于街談巷語、或萬分之可採用矣、詩曰、無德不酬、無言不報、小言小德、猶可酬報、况爲聖主、致精誠者乎、是廣相所立大功也、廣相外孫皇子有二人、今上龍潛之日、相視褻近、父子天愛也、豈無顧念乎、既愛其孫、故其祖之不可惡者、可知其至親一也、廣相女子者、今上在邸而所娶、後四年、乃爲天子、雖可不專後庭之夜、何以乍割前日之恩、既親其子、故其父之不可疎者、可知其至親二也、尙侍殿下者、今上之所母事、其勞之爲重、雖中宮而不得其功之爲深、雖大府而不得廣相始以女子附屬、尙侍轉自尙侍奉進、今上婦人以仁爲性、不必思其大義、始屬之志、寧不哀憐、故尙侍爲廣相之意、今可知其至親三也、又聞先皇晏駕之朝、今上承嗣之夕、功成漏刻、議定須臾、因緣貴府之特重、無有傍人之出言、宜哉先皇之寄願託也、夫自非聖上不能

大知故拘常品々々之人亦有常識而已。大府臨時爲社稷之器。曷若廣相積日有祈禱之功。大府居位爲師範之儀。曷若廣相口信有講授之勞。大府大口唯爲大臣之賞。曷若廣相家中有皇子之親。大府攝政爲冢宰之臣。曷若廣相承恩有近習之故。縱令聖主被過外議。豈不相近。撥其內情。未必爲噤。然則廣相逾構陰怨於大府。聖主空飾外形於大府。計之甚無謂也。云々。

是の文廣相を回護すること到れり。歴史家の中には基經是に感じて廣相の迫害を緩めたりと説く者あれど、恐らくは實を得たる説には非じ。廣相と帝との親近を叙し、大府基經臨時の績、廣相積日の功に曷若ぞと謂ふが如き、寧ろ基經をして愈々廣相の迫害せざるべからざるを悟らしめしならむ。唯宇多帝のみ公が是文を讀みて潜に悦び給ひたるべき也。

其の原因は何れにもせよ、菅公は宇多帝の拔擢を被り、前讃岐守より一躍して藏人頭に任せられたり。而して是の拔擢は、基經の薨後、二箇月にありしは、最も記應すべき事なりとす。蓋し帝如何に藤原氏を抑えむと欲し給

基經の死後二箇月、菅公藏人頭に任ぜらる

ふも、基經關白の職に在る間は、倒底手を下すに由無かるべし。恰も好し、基經は阿衡問題ありてより後二年、寛平三年一月に至りて後薨せり。而して其後を承けて藤原氏の中心となれ者は、藤原良世及び時平あるのみ。良世は凡器なり、愛ふるに足らず。時平は基經の長子にして才氣ありと雖も、年尙ほ二十一、官は參議に過ぎず。實に是れ藤原氏の積弊を削るに於て乗すべき好機會に非ずや。基經薨後二箇月にして、菅公の擢用ありしもの、明に宇多帝の志を見るべき也。

遮莫菅公果して是の如き寄託を全ふし得べき人なりし乎。帝の拔擢果して其人を得たりし乎。抑、詩人たる菅公が政治家として如何の技柄を揮ひたる乎。乞ふ徐ろに是を説かむ。

第七章 政治上の菅公中其三(菅公の榮達及藤原氏との關係)

異數の叙任—公の歡喜—類聚國史—遣唐使廢止の議—君恩優渥—宇多帝の讓位—讓位の魂膽—宇多帝と菅公—藤原氏の門閥政略—菅公の位地の危殆—右大臣—右大臣辭退の批評—太政大臣任命の密旨—公の固辭—大事は去れり—天道是乎非乎

(一)

藏人頭は菅公にとりて實に異數の叙任なりき。藏人所は嵯峨帝の時の創設に係り、上下の間に立ちて機密の文書を司る所にして、其の勢力太だ小ならず。藤原冬嗣初めて是に任じてより、歷代概ね藤原氏の占むる所にし、將來參議大臣に上るべき登龍門の觀ありき。公の前に是の職に在りしものは藤原時平なり、時平參議に上りたるに際して、公其の後を享けたる也。藏人の頭任命に接するや、公自らも其の異數なるに驚喜せるものゝことし。『奉、昨日任藏人頭之敕旨、夢中之想、經曉猶迷』と云へるもの、其の情を察す

菅公榮達

べし本朝文粹卷五 藤原人頭狀。越て一月、再び式部少輔に任せられ、翌月左中辨を兼任し、禁色の衣服を許さる。翌年寛平四年一月、從四位下に叙せられ、同十二月左京大夫を兼ねぬ。公は是間に於て於て學者としての一大事業を成せり、類聚國史二百卷、目二卷、帝王系圖三卷の著述是也。翌寛平五年二月參議に任じ、式部大輔と左大辨とを兼ねぬ。次で又勘解由長官と春宮亮とを兼ね、女衍子を入れて女御と爲す。是間官位昇進の速なること、遙に儕輩を凌げり。翌年寛平六年八月遣唐大使を命ぜらる。公上表して遣唐大使廢止の議を建つ、許さる。是れ當時の歴史に於て記憶すべき一事項なるを以て、特に建議の案文を左に掲ぐ。

請令諸公卿議定遣唐使進止狀

右臣某謹案、在唐僧中顯、去年三月附商客王訥等所到之錄記、大唐凋弊載之具矣、更告不朝之間、終停入唐之人、中璫雖區々之旅僧、爲聖朝盡其誠代馬越鳥、豈非習性、臣等伏檢舊記、度々使等或有渡海不堪命者、或有遭賊亡

遣唐使を廢するの議

身者唯未見至唐有難阻飢寒之悲如中璫所申報未然之事推而可知臣等願以中璫錄記之狀遍下公卿博士詳被定其可否國之大事不獨爲身且陳狀誠伏請處分謹言。

寬平六年九月十四日大使參議勘解由次官從四位下兼守左大辨行

式部大輔春宮亮菅原朝臣某

菅家文
草卷九

是の間官位の進むと共に帝の恩寵益々加はりし者の如し。寬平六年九月菅家の門生吉祥院に集まりて公が五十歳の賀會を開きしことあり時に一老翁の足に草鞋を穿ちたるもの、飄然として至り文章一通砂金一包を堂前に置きて去る。其の文に曰く、

傳聞菅家門客共賀知命之年弟子雖削跡人間無名世上尙數記淳敦之風多改春味之過古人有言無德不報無言不酬深感彼義欲罷不能願田地捨此沙金以表中誠之不輕沙以祈上壽之無涯莫疑其人可求其志遠居北闕之北遙增南向之和南北野

菅公五十の
賀、字多帯人
を以て砂金を
贈らしむ

沙金を送りたるものは即ち帝なりしと謂ふ。是事にして信ならば殊恩日に深きを見るべし。

寬平三年より九年に到るまでの公の經歷は位階次を越て進めるのみ他奇の記すべきもの無かりき。寬平遺誠に「多受諫正」の文字あるを以て見れば是間諷諫献替する所少らざりしなるべし。放鷹の御遊ありし時「今年鳥獸何の罪ありて此を獵り給ふ」と諫めたるがときは蓋し其の一例ならむ

古事類聚

寬平九年に到りて政治界の風雲漸く動き初めたり。公の生涯に於ける一大轉機漸く近からむとす。是年六月公權大納言に任じ右近衛大將を兼ね氏の長者となる。幾も無く帝公に謀りて俄に位を太子教仁に譲る。太子年履に十三。帝の壽亦僅に三十二。禪位に際し外議紛々として止まず。公帝に勸めて曰く、大事再び舉ぐべからず躊躇せば變あらむと、這般の事蹟傳ふる所何の消息ぞ。

寬平九年、政
界の風雲漸く
動く

宇多帝讓位の理由如何

(11)

寛平三年以降の宇多帝の事蹟を案ずるに、帝が藤原氏を抑ゆるの計畫着々其の歩を進めつゝあるを見る。基經の薨するや、直に菅公を樞要の職に擧げ、爾來時平に對して常に多く下らざる地位を保たしめたり。時平參議たりし時、菅公藏人頭たり。時平中納言右大將たれば、菅公參議式部大輔より幾もなく中納言たり。時平大納言たれば、菅公權大納言たり。政治上に相角逐するの狀を見る。寛平五年、敦仁親王を立て、皇太子となるや、帝は獨り公に謀りたるのみ、一も藤原氏の族に諮詢するの無かりき。是時太子僅に入歲。是間の事情を察するに、帝の志亦自ら明なるが如し。當時基經の女温子入りて女御となり、時平の女養子亦尙侍たり、而して何れも子なし。敦仁は藤原高藤の女胤子の出なりと雖も、高藤は藤原氏の本系に屬するものに非ず。想ふに、帝は温子養子の子無きに乘じ、特に幼冲の敦仁を太子に立てたるに非ざる乎。是の謀議に興りしは、菅公のみなりし事、並に立太子と同時に菅公

俄に春宮亮となりて内育の職に當りし事は、何れも是間の消息を彷彿たらしむるものにあらずや。帝が敦仁を立て、藤原氏の跋扈を抑えむじたる事は、争ふべからざる也。寛平七年、公が帝の遜退を力争せしは、事由明ならずと雖、後二年帝再び讓位の意を告げし時、斷行の利あるを勸めしは、蓋し藤原氏の反抗、是間に生せむことを恐れられたればなるべし。帝寛平遺誠中には、是の時事情を述べて曰く、

至○于○今○年○告○菅○原○朝○臣○以○朕○志○必○可○果○之○狀○菅○原○朝○臣○更○無○所○申○事○々○奉○行○至○于○七○月○可○行○之○儀○人○口○云○々○殆○至○於○欲○延○引○其○事○菅○原○朝○臣○申○云○大○事○不○再○舉○事○留○則○變○生○云○々

是に依て見れば、禪位の事定まりし後も人口紛々として爲に一時中止せむとせられたり。然るに菅公獨り帝に勤めて斷行するを得たりしが如し。所謂人口の紛々たるもの、其の何事なりしかは、知るべからずと雖も、或は當時己に藤原氏の間、に異議を挟むものありしならむか。是の如きは藤原氏

宇多帝と菅公
と藤原氏の
關係

の側より見て随分有り得べき事なれば也。菅公帝の志を體認して是の間
に周施したる事も亦疑ふべからざる事實ならむ。若し夫れ宇多帝が斯る
大計畫を立て給ひながら何故に菅公と共に躬ら其局に當り給はざりしや、
是れ他無し、帝の藤原氏に於けるや、擁立の恩あり、信頼の誓あり、基經死とす
雖も子弟一族皆存す、帝獨り是の恩誓を捨て、其の勢力を打撃するに忍び
給はざりしならむ。是を以て藤原氏と何等特殊の關係無き新帝を立て、時
平等の尙は未だ成熟せざるに乘じて、其の宿志を果さしめ、むとの教旨なら
む。而して新帝年僅に十三、素より是の如き大計を了し給ふべきに非ず、專
ら補弼の任に當れるものは即ち菅公なりき。宇多帝讓位後の公の責任や
重大地位や危殆なりと謂ふべし。

若し夫れ公と宇多帝との間に如何の成約ありしや、或は暗依默契に過ぎ
ざりし乎、今日に於て確知するに由無し。然りと雖も、公の地位より察する
も、公は實に帝の志を繼紹すべき人たるなり。況むや公の事蹟に就いて仔

菅公の地位の
危殆

細に考ふれば、單に暗依默契とのみ見るべからざるものあるをや。

(四)

公の責任の重大なる事は略し是を言へり。唯公の地位の危殆なる事に
就いては、少しく藤原氏と公との關係を一言せざるべからず。

藤原氏が冬嗣以來外戚政略を以て皇位を籠蓋し、以て權勢の地歩を確立
したる事、並に是の政略の實行し得べからざる場合には、則ち代ふるに擁立
政略を以て以てしたる事等は、前章略し是を説けり。即ち文徳、清和、陽成の
三帝にありては、外戚の威重あり、光孝、宇多二帝にありては、擁立の恩誼あり、
藤原氏は是に據りて動かすべからざる勢力を扶植したりし也。而して是
れをしも尙は足れりとせず、他方に於ては、同族以外の人材にして、他日自家の
專横の障害なるべき者は、凡て是を抑制迫害し、以て將來の憂患を未萌に防
がひ、ことを力めたり。安部、安仁の如き、藤原、保則の如き、橘、廣相の如き、何れも是
の例に非るは無し。安仁は文徳天皇に仕へ、良房の太政大臣攝政たりし時、

藤原氏の異族
排斥主義

安部安仁、藤原保則、橘廣相

右大將たり。氣宇寛弘、政務の才を以て著はれ、時流望を屬す。嘗て國司となりし時、令名到る處に高し。嵯峨天皇嘗て吏才を論じて、安仁を第一と稱し給へりと云ふ。是の如き人物は良房等の最も好まざる所なりし也。保則は藤原氏なりと雖も、旁系に屬して基經等と近らず。是を以て其人物材幹當代の一人なりしにも拘らず、身を終るまで志を得ざりき。出羽秋田大に亂るや、基經特に保則に懇請して鎮撫の任に當らしむ。保則秋田に赴き、一兵を勞せずして大寇を平げ、勳功赫々として京師に還る。時人皆以爲らく、朝廷必ず高官を以て殊功に酬ふるならむと。然るに基經顧みず、是を以て上下其の賞罰を譏り、保則の不遇を憐みき。保則畢竟藤原氏の爲に謀るに、英才保則の如きもの、授くるに高官を以てす可らず、功ありと雖も賞すべからざる也。橘廣相が阿衡問題の爲に迫害せられたるも、前に言へる如く藤原氏が同族以外に權勢を附與せざらむが爲也。是の如き政治的嫉妬は後代まで繼續せり。師尹の源高明を除き、兼通の中書王を退けしは皆是の類

也。蓋し藤原氏は壘閣の權柄を以て自家の世襲財産の如く思惟し、他族の是を得たるもの、若しくは得むとするものを排斥し、迫害することを以て正當防衛の如く信せしならむ。

菅公は是の如き事情の下に宇多帝の殊寵を受け、而して方に藤原氏の正嫡たる時平と並行して天下の大政に參與せむとする也。否寧ろ藤原氏を超越して獨り冊立の帷箚に參畫し、嘗て基經が光孝、宇多二帝に施したるもの、今は公却て是を醍醐に行ひたるの觀あり。藤原氏たるもの何如ぞ晏然として傍觀するを得むや。幸にして時平年尙弱く、自餘の碌々たるもの能く爲す無しと雖も、而かも時平にして年齢漸く加はり、能く父祖の積勢と自家の歴史とを自覺し、初めひ平公の位地や果して依然たるを得べきか。畢竟公の地位は、安仁、保則、廣相の地位也。唯良房、基經の在らざるを異なりとすべさのみ。

菅公の地位は安仁、保則、廣相の地位也

菅公と藤原氏との關係は實に是の如くなりき。而して是のとき關係

の下に宇多は位を幼冲の醍醐に譲れり。而して醍醐に譲りたるは來るべき藤原氏の跋扈を未然に防遏せむが爲なりき。宇多は是の目的の爲に、新帝をして公に信任せしむるの必要なるを認め所謂「寛平遺詔」を書して公の重すべき所以を懇示せり。冊立の功を以て公一人に歸したるか如き明に宇多の用意を見るべき也。

略前右大將菅原朝臣是鴻儒也又深知政事朕選爲博士多受諫正仍不次登用以答其功加以朕前年立東宮之日只與菅原朝臣一人論定此事其時無共相議者一人

醍醐即位の年昌泰二年時平左大臣となり公右大臣に任せらる。素より宇多上皇の推薦に本けるなるべし。公三度以上表して是を辭すれども聽されず。其の初表の文に曰く、

臣道眞言伏奉今月十四日詔旨以臣任右大臣仰戴天慈不知所措謝臣地非貴種家是儒林偏因太上皇往年拔擢之恩自至諸公卿今日昇進之次無

菅公右大臣に任せらる

右大臣を辭するの表

寝無食以思以慮人心已不縱容鬼瞰必加睡毗伏願陛下高廻聖鑑早罷臣官非唯不奪志於匹夫亦復得從望於衆庶不堪懇款屏營之至上表以聞臣道眞誠惶誠恐頓首々々死罪々々謹言草卷十

次表三表共に同一の意を反覆して切に職を罷められむことを悃願せり。第三表の中に曰く

臣地望荒蕪魯魯以箕裘之遺業天資淺薄飾以蓋雪之朱光不圖太上天皇拔於南海前吏聖主陛下不棄於東宮舊臣吹毛之疵遂榮華以鋒起鎖骨之毀隨爵祿以荐臻嗟嗟樞衣不遑星霜僅移一十潤屋無限封戶忽滿二千臣自知其過差入就恕被盈溢頓覆急於流電傾頽應於踰機而已草卷十

「人心已不縱容鬼瞰必加睡毗」と云ひ「人就恕被盈溢頓覆急於流電」と云ふ公亦自ら自家の地位甚だ危殆に瀕せるを覺り愛感して措かざる者の如し。吾人は是に於て公の心事に關して一點の疑惑無き能はざる也。公が右大臣を辭する三通の上表は決して尋常一様の慣例的辭表とのみ見るべき

三度び右大臣
を辭したる管
公の心事を評
論す

に非ず。公の衷心より起りたる決心なること寧ろ明なりとす。果して然らば、公や先帝の宿志を遺却して自家の安逸を是れ求めたるの批難を免れ得べき乎。藤原氏の暴横を抑えむとする先帝の宿志は公に於て或は與り知らずと謂はむか、然らば則ち公や先帝殊遇の本旨を解せざる昧者なりとの誹詆を如何にして避け得べき乎。況むや今にして是の如く言ひ得べく、ひば公が從來の進退は殆ど無意義に歸すべきをや。公の賢明にして、何ぞ先帝の心事を了せざるの理あらむや。帝が如何なる憤懣を以て阿衡詔敕の改作を命じ給ひし乎、何故に基經の薨去を待ちて公を儒臣より抜き給ひし乎、何故に基經時平の女に子無きに乗じて俄に醍醐を太子に立て給ひし乎、而して其時何故に藤原氏には諮詢せずして公一人に謀り給ひし乎、何故に帝は是の憤懣と希望とを懐いて早く位を新帝に遷り給ひし乎、而して何故に時平良相を差措いて特に公に託するに後事を以てし給ひし乎。良しや宇多帝にして明に是事を言はざるも公の賢明にして安ぞ、這般の消息を悟

管公の性格より見れば怪むに足らず

らざるの理あらむや。夫れ悟て而して尙ほ且何故に右大臣の職を辭したる乎。藤原氏を抑ゆる者は藤原氏と同等以上の官位を擁する者ならざるべからざるや勿論也、公にして若し先帝の本旨を體認し今上遺託の大事に背かざらむと欲せば、安ぞ一身の危害の故を以て是の重大の事局を逃避すべけむや。右大臣の辭退にして果して公の衷心に出でたりとする乎、吾人は公の心事に疑無き能はず。人或は公が身の危殆を悟りたるを稱して先見の明ありとなす。然れども今の時は先帝の宿志を言ふべきの時也、私見の明暗を言ふべきの時に非ざる也。論者の思はざる甚矣。然れども公の性格より見れば是の如きは多く怪むに足らざらむ乎。吾人先に第三章に於て反覆辨證したる如く、公は一身の利害に冷淡なる人に非ず、而して剛毅適往の意力に乏しく、極めて境遇に動かされ易き人たる也。公は感情の人にして意志の人に非ず、咏嘆の人にして活動の人に非ず、理の命ずる所意是に赴て他を知らざるが如き果斷忍耐は公に於て多くを望む

吾人は宇多天皇の抜擢を賞する能はず

大政大臣任命の内旨一公受けす

嗚呼大事は逸せり長へに歸るべからず

べからざる也。先帝の御慮那邊に在るかは恐くは公の熟知する所而かも多感なる公は其境遇に感觸せられ遂に公義の重きを捨て、一身の危きを憂へたるに非る乎。吾人は公の如き詩人に負はしむるに是の如き大責任を以てしたる宇多帝の所謂「抜擢」を多く賞賛すること能はざる也。而して吾人は公が太政大臣の推擧を受けざりし一事に於て殊に是の恨を深うす。昔公右大臣に任せられたる翌年昌泰三年一月、天皇朱雀院に行幸し、密に先帝と謀り、公をして大政大臣たらしめむとす。蓋し兩帝の意に以爲らく、左右大臣並立して政務を執る時は、往議一決せず、事却て二道あり。左大臣時平は年少氣鋭にして未だ大事を托するに足らず、公は年耳順に近く、事に老練にして學才一世に冠たり。宜しく太政大臣たらしむべしと。乃ち公を召して教旨を告ぐ。公固く辭して受けず、奏して曰く、今日獨り臣を召して事無くむば人必ず怪まむ、乞ふ獻詩の事ありて召されたるに託せむと。一時を獻じて退く北野様。嗚呼大事は逸せり、長へに歸るべからず、太政大臣を辭

宇多帝の無念果して如何ぞや

したるとは公が謙退の徳を成すに似て實は大義に於て欠くる所あるを免れず。先帝の遺憾深く察し奉るべき也。蓋し當時時平年廿八、藤原氏の勢力漸く加はらむとす。今にして抑えずむば、或は遂に乘すべきの機を失せむ。即ち公を抜いて太政大臣と爲し、以て時平の上に置かば、一時或は超次の詆あるも、大勢一決又動かすべからざるものあらむ。是の如くにして藤原氏の權勢を殺ぐを得ば、是れ宇多帝が阿衡問題以來の宿志はじめて達せりと謂ふべき也。先帝は是の如く思惟し給ひしならむ實に是の如く思惟し給ひしならむ。而して公や固く辭して受けざる也。先帝の無念果して夫れ如何ぞや。抑々先帝公を儒林に抜いて異數の抜擢を加へ、殊恩幾年、遂に右大臣の尊貴に上らしめしもの實に主として是の一日の任命あらむがためならずや。而して公や是を受くることを肯せざる也。是の職公今受けずむば他日誰か是を受けむとする。公に代て藤原氏を制せむとする者果して何處に求むべしとする乎。公にして苟も先帝の殊遇に感じ、其の宿志

吾人公の爲に深く是事を傷む

を奉體せむ乎、須らく感激して是の任命を受領せざるべからず。是の任命を受領せば、公の地位は一層の危殆を増すべき也。而かも若し藤原氏百余年の積弊を一日に折伏し、其跋扈を永久に防遏し、以て先帝多年の憤懣を慰め得べくむば、公が一身の危殆又何があらむ。或は是の事成らざるやも計り難し、而かも奉公の大義は是の如くにして、初めて全うせられ得べきに非ずや。公の辭したるは其器に非るが爲乎、時平を以て自ら公に比せば、則ち如何。公にして受けずば、即がて受くべきもの、時平なるとは、明白なる事体に非ずや。今や國家の大事定まらむとするに際し、謙讓の虚禮を事とするは、迂儒の事のみ、一身の危殆を慮るものは、忠勇の士に非ざる也。吾人深く公の爲に是を傷む。

然れども公や素詩人として生れたるもの、政治家として生れたるものに非ざる也。吾人は政治家として公を責むるの酷なるを知ると雖も、而も宇多帝の寄託に關しては、遂に是の如く言はざるを得ざる也。畢意公を擧げたる者も、宇多帝なり、公を陥れたるものも、亦宇多帝なり、詩人たる菅公將た何の罪する所ぞ。吾人公に恨無き能はずと雖も、而かも公の衷情は、則ち深く諒恕せざるべからず。

天道是非乎、俄に知るべからず

嗚呼、天道是非乎、吾人は是の間に於て、公の天分の大成せられつゝあるを見る也。公や讚岐にありし時、詩人なりき、而して京師に歸りて政治家となりき。蓋し公は政治家として、大に失敗するに非ずむば、詩人として、大に成功する能はざりし也。今や政治家として、大に失敗すべき時は、來りぬ、吾人公の爲に、塵せむか、將た吊せむ乎。天道の是非、俄に知るべからざる也。

第八章 政治上の菅公其四(流竄)

公に對する嫉妬——時平——菅公の愛蔵——三善清行の書——菅公の左遷——左遷の罪狀——公の連累——公果して罪ありしか——久米氏の説——井上氏の説——公の左遷は斷じて證據也——公と醍醐帝——公の進退の批評

菅公の風體
嫉妬の中心

當時菅公の一身は嫉妬の集まる所なりしが如し。公自ら「猶踞爐炭以待燒亡履冷水而期陷沒」と云ひ「吹毛之疵遂榮華以鋒起銷骨之毀隨爵祿以荐臻」と云へるもの眞に誇大の言に非りしなるべし。昌泰二年八月家集二十八卷清公集六卷是善集卷十卷道真集十二卷を奏進せる時帝の賜ひたる叙威の詩の如きは明に公の恩寵甚だ輕からざりしを證するに足る。

門風自古是儒林、今日文華皆盡金、唯詠一聯知氣味、况連三代飽消吟、琢磨寒玉聲々屢裁制、餘霞句々侵更有菅家勝、白樣從茲拋却匣塵深北野錄起上、菅家の榮譽亦極まれりと謂ふべし。菅家素と貴種に非ず、古人以來名儒林の間に高しと雖も、而かも位官の次を以てすれば、宗室名流の間に立て冠蓋の

時平たるもの
安んずるべ
けむや

榮を競ひ得べきに非ず。然るに公や數年の間に讃岐守より累進して右大臣に上る、滿廷の耳目を聳動して嫉妬の標的となる、寧ろ自然の數なりと謂ふべし。而して是の嫉妬心の最も盛なるものは言ふまでも無く藤原時平也。昌泰三年時平年二十九才氣人に勝れ、矜高自ら持す。彼れにして藤原氏の積勢を自覺したるの時、冬嗣良房以來の皇室の關係に想到したる時、其の父基經が二代の攝政關白を追懷したる時、而して君恩今や一儒臣たる菅公の上にありて自家の殆ど遺られむとするを見たる時、時平たるもの如何ぞ恬然にして爲す所爲きを得むや。況むや先帝と帝と公を招で密に太政大臣任命の旨を傳へたる事の彼の耳に入りたるに於てをや。彼れは明に帝室の好意自家の上に在らざるを看取せり、而して是れ皆菅公が要路にありて君恩を恣にするが爲なるを認識せり。時平たるものは是に於て奮然として厥起せざるを得むや。彼れ才幹あり、知略あり、而して徳義無し。自家の爲に謀りて利ありと信するもの事として爲さるる所無かるべき也。是の

菅公漸く其身の危殆を憂ふ

如くにして彼れは内に黨與を結び、外は菅公の行爲に注目して、偏に機に乗ずべきを期待せり。

多感なる菅公は、是時孤立の身の漸く危殆に近きたるを、自覺せり。而かも公の性格として、其機先を制し、自ら進で敵黨を打破するの快舉に出づる能はず、是の將に來らむとする攻撃に對して、一も防備する所無く、唯退いて自家の憂悶を咏嘆するのみ。公の詩はより復漸く悲し。

丞相度年幾樂思今震觸物自然悲聲寒絳緯風吹處葉落梧桐雨打時君富

春秋臣漸老恩無涯岸報猶遲不知此意何安慰飲酒聽琴又詠詩

是れ左遷の前年の九月十日、清涼殿に於て九日の後宴に於て咏せしもの也。帝深く感動し、躬ら御衣を脱して公に賜ふ、嗚呼是れ所謂「恩賜御衣」なりし也。是の詩是の衣果して後日の讖を爲せり。翌月十日、公上表して右大將を辭すれども聽されず。翌十一日、三善清行公に書を送りて高踏勇退を勸む。其文頗る公の當時の境遇を想はしむるものあり。

「恩賜の御衣」

清行頓首謹言、交淺語深者妄也、居今語來誕也、妄誕之責誠所甘心、伏冀尊閣特降寬容、昔某者遊學之次、偷習術數、天道革命之運、君臣尅賊之期、絳侯之家、創論於前、開元之經、詳說於下、推其季紀、猶如指掌、斯乃尊閣所照、愚儒何言、但離朱之明、不能視睫上之塵、仲尼之智、不能知篋中之物、聊以管穴伏添、橐籥伏見、明年辛酉之運、當變革、二月建卯、將動干戈、遭凶衝福、雖未知誰是、引努射市、亦當中薄命、天數幽微、縱難推察、人間云爲、誠足知亮、伏惟尊閣挺自翰林、超昇槐位、朝之寵榮、道之光花、吉備公外、無復與美、伏冀知其止足、察其榮分、擅風情於煙霞、藏山智於丘壑、後生仰視、不亦美乎、努々力々、勿忽鄙言、清行頓首謹言。

清行公に勇退を勸む

又以て公の地位の甚だ危殆に迫れるの狀を見るべし。或は清行の是の書を以て、自ら爲にする所ありとなし、翌月上りたる革命議に「明年辛酉は易の革卦によりて革命の歲なり、故に年號を改め警衛を嚴にすべし」との意を書きたるに照し、清行を以て暗に公を「君臣尅賊」の叛者に擬したるなりと論ず

又以て公の地位の甚だ危殆に迫れるの狀を見るべし。或は清行の是の書を以て、自ら爲にする所ありとなし、翌月上りたる革命議に「明年辛酉は易の革卦によりて革命の歲なり、故に年號を改め警衛を嚴にすべし」との意を書きたるに照し、清行を以て暗に公を「君臣尅賊」の叛者に擬したるなりと論ず

るものあり。一理無きに非ずと雖も、是の如きは清行を疑ふこと甚だ過ぎたるが如し。清行は始より公と親善なりと謂ふべからず。巨勢文雄清が行を薦めたる時、公は冷笑して顧みざりしが如き、又其の書中にも公と「交淺」きを言へるもの、是を證するに足れり。而かも清行を以て時平菅根の一輩となすは或は酷ならむ。清行が是の書を送りたる意中、或は公の榮達を嫉むの情はありしならむ。唯何れにせよ、此の書に資りて公が當時の境遇を察するは、毫も妨げ無かるべき也。

(二)

菅公は清行の勸を顧みざりき。是の如くにして昌泰三年は去り、延喜元年は來りて、時平等の志を得べき時期は遂に到達しぬ。而して菅公は俄然として太宰權帥に任せられて筑紫太宰府に左遷せられぬ。時は維れ延喜元年昌泰四年正月二十五日。其詔に曰く、

右大臣菅原朝臣翰林興利俄爾上利而不知止足之分有專權之心以佞諂

菅公太宰權帥に左遷せらる

之情、欺惑前上皇之御意、然乎恐惶上皇之御情、大欲行廢立、離間父子之志

破兄弟之愛、詞者順仁之天心者、逆是皆天下所知、奈利不宜居大臣之位

詔敕の旨意を案するに、藤原氏の公に對する嫌疑嫉妬の情狀殊に昭々たり。其罪狀を數ふれば、止足の分を知らざる事其一也。專權の心ゆる事其二也。上皇に諂て其意を欺く事其三也。廢立を行ひて帝の弟齊世親王を立てむとしたる事其四也。廢立の事は素より時平等の讒誣に出でたりと雖も、其餘の三者は、藤原氏が平生公に於て是も嫉惡に堪えざる所なり。而して徒に嫉惡するも素より左遷の罪名たるを得ざるを以て、茲に齊世親王を拉し來て廢立の一事を虚構し、以て少帝の心を激せしむ。敵黨の心事極めて分明也。殊に注意すべきは、藤原氏が公を陥るゝとともに、宇多上皇の政治上の容助を杜絶したるの用意也。上皇の政見は、一として藤原氏抑制の大方針より打算せられざる無し。是を以て上皇と帝との間を隔絶するは、時平等の最も須要とせし所、詔書の中に「欺惑前上皇之御意」と云ひ、「恐惶上皇之

藤原の心事極めて分明也

公を陥れたる
黨與

御情』と云ひ、以て暗に公の企てたる廢立は上皇の意に出でたることを示したるは、即ち這般の用意ならすむばあらず。

公を陥れたる讒者は言ふまでもなく、時平にして、源光藤原定國、藤原菅根等其の重なる黨與なり。時平は藤原氏の正系を紹ぎて一族の勢力を代表するもの、公の仇敵たるは論を待たず。源光は仁明天皇第三の皇子、醍醐帝の外舅にして、門地一世に隆きにも拘はらず、官は大納言にして公の後に在り。小人光の如きもの、素より公に嫌焉たる能はざる也。定國は高藤の子もして、醍醐の母兄たり。而して官は中納言右大將に過ぎず、如何ぞ公の一儒林より出で、臺閣の上に坐するを好まむや。若し公微りせば、光も定國に、其の官位今の如く卑からざるべき也。菅根は式部少輔文章博士たり、官位に於て公と相去ること頗る遠し。加ふるに今の職を得たるは公の推薦に本けるを以て、時平に黨して公を陥るべき理無きが如し。唯曾て殿上に庚申の夜遊ありし時、公の意に忤ひて額を打たれしことあるを以て、平生公

を怨むこと久しと云ふ。是れ時平等と共に推舉の大恩ある公を陥れたる所以ならむ。

管公宇多上皇
に哀訴す

是の如くにして公は讒者の爲に左遷せられたり、名は左遷と謂ふと雖も實は流竄なりき。恐らくは、公は早晚是事あらむとを豫期せざりしに非るべし、而かも一朝にして是の急激の轉變に遇ふ、働して哭するも尙ほ足らざる也。公悲に勝えず、歌を上皇に奉りて其情を哀訴す。

流れぬくわれは水屑となりぬども
君しがらみとなりて止めよ

上皇是の歌を見て大に驚き、帝に面して公を申救せむと欲す。而かも菅根等宮門を塞いで上皇を入れず、諸陣の警衛を戒厳し、衛士をし席を下らしめず。上皇は終日陣外に佇回せしが、遂に帝と見る能はずして還り給ふ。是れ一月三十日の事なりき。翌日警吏公を護衛して太宰府に赴く。

公に二十三子ありき、其の幼少なるもの獨り公に従て筑紫に赴くを許さ

公の子弟及び
連累

れ、餘は悉く公に連坐して左遷せらる。右少辨高視は土佐に、式部大丞景行は駿河に、藏人兼茂は飛驒に、文章得業生淳茂は播磨に、流徒各、其の處を異にす。菅家以外に於て公の黨與と目せられたるもの近衛中將源善は出雲に、大春日晴蔭は參河に、右大史藤原諸明は遠江に、源巖は能登に、源敏相は但馬に、山口高利は伯耆に、少納言和葉貞世は美作に、良岑貞成は長門に、前攝津守源兼則は阿波に、何れも、遠竄せらる政事要略御縁起開書。蓋し是等の人は平生公と親故ありしが爲なるべし。時平尙は是をしも足れりとす、菅門の弟子朝に在るものを擧げて悉く是を追放せむと欲せしが、三善清行の諫止に依りて僅に事無きを得たり。

菅公の政治的生活は是の如くにして全く終りを告げぬ。宇多帝の拔擢を被りてより前後十年に亘れる公が榮達の歴史は、一朝讒者の爲に急轉直下の覆没を遂げ畢矣。宇多上皇の宿志亦同時に水泡に歸し、藤原氏の黨與は全く其の志を得ぬ。菅公太宰權師に左遷せられたる即日、源光は右大臣に

上り、藤原定國は右大將に任せらる。

(三)

熟く菅公左遷の史蹟に就いて思料すれば、自ら疑團の禁すべからざるものあり。醍醐の聖明は史家の等しく認むるところ、讒奸の是の間に入る如何ぞ夫れ容易なりしや。宇多上皇は帝父たり、公を救はむと欲して參内せむと欲せし時、有司何爲ぞ無禮彼が如かりし乎。事頗る解すべからざるに似たらすや。

想ふに是等の疑問を解釋するに當り、先づ以て明かにすべきは、菅公の罪狀也。公果して罪ありし乎、將た其所謂罪は時平等の讒誣なりし乎。歴史家中或は是の如き疑問を以て尙ほ公の大徳を傷くるものとなさむも、而かも疑問は遂に疑問なり。先づ是の疑問を明瞭にするに非ざれば或は恐る當時の史蹟遂に解し難からむを。

世に往々菅公を以て眞に廢立を計りたりとるすものあり。久米邦武氏

菅公果して罪ありし乎

久米氏の説

の如きは其の一人也。久米氏は國史の大家にして識見共に尋常學者の比に非ず、其の論する所傾聽すべきものあり。氏が菅公を有罪と斷ずるは、主として扶桑略記に載せる宇佐奉幣使清貫の復命を根據とし、宇多上皇公を救はむと欲して宮に入る能はざりし事を以て其一證となせり。其文に曰く、
前略 扱左遷は右中將源善と同時なれば其連座なりとす。扶桑略記に其七月宇佐奉幣使清貫侯帥菅原朝臣氣色及府使等中略但帥見氣色殊示窮體前日言意既似理伏其詞云無所自謀但不能免善朝臣誘引又仁和寺御言數有奉承和故事耳と有。試に之を解するに、理伏とは思當りて理狀したるとの意ならむ、自分は謀りしこと無けれども源善より誘引せられることを免れず。亦上皇より毎々承和の故事を承りたることはありとの辨解と見えたり。承和の故事は嵯峨帝の讓位を云ふ然れば廢立の事は全く形跡無きに非るなり。因て推量するに醍醐帝己に御成人にて叡慮方に朝政を振肅するに銳なれば上皇は世を亂し給はむこ

井上氏の説

とを愛ひ給ひて公に已を得ざる時には讓位をさせよとの旨を諭し給ひしとのありしならむ。其は公去りて後の改革の發したるにて思ひ合はせらる。左遷の當日法皇馳參内裏然左右諸陣警固不通仍法皇敷草座於陣頭中略晚景還御とあるは嫌疑の法皇にも及びたる故なり。今の世に於て敢て斯る警拔なる史評を公の上に加ふるは久米氏に非ずして誰か是を能くすべき。是の殆ど神聖犯すべからずとせられたる傳説的人物に臨むに純然たる批評的態度を以てしたるは深く多とすべき也。然れども其の所論に至ては首肯し難きものあり。清貫復命の事は大日本史の菅原道真傳既に少しく辨明する所あり、近時井上哲次郎氏亦精細に是を駁撃せり。今吾人の意見を述ふるに先ち讀者は此の兩説を對照せらるべし。井上哲次郎氏の説に以爲らく、
是れ清貫の復命を云ふ最も信すべからざるの記事なり、殊に其以理伏といふは恰も菅公が眞に不軌の企ありて遂に之れを懺悔せられしが

如きを意味するなり、若し此事あらば、豈に去年今夜云々の詩あらんや、凡て後集に載する所の詩は、皆真情を吐露するものにて、其罪なきを訴へざるはなし、清貫が上申は、賢人を屈辱したるが爲めに起れる悔恨を醫せんが爲めに捏造せられたる、讒徒の言のみ、抑清貫は何故に宇佐御幣使となりたるか、其年の六月十四日に、怪物あり、又七月二日に雷鳴大に動さしかば、人皆恐怖して、神罰至れりと想像して、心に安んぜざる所あり、是れ其宇佐の使ある所以なり、然るに神罰は他に原因あるにあらず、唯、罪なき菅公を放逐したりといふこと、良心を責めて恐ろしきなり、即ち良心苦悶の胸中に存するか爲めに如何なる天變地異も皆怖るべき者となれり、此傾向は其後益強大となれるを以て知るべきなり、若し菅公にして眞に罪ありて已に理に伏せしとせば、良心の苦悶は直に消滅するを得む、是れ清貫が上申の必要を來たせし所以なり、北野菟草に云く、

清貫者讒徒也。延喜帝自元信讒故以其徒僞忽被載御記者。

是れ善く讒徒の計畧を看破せるものなり、太陽六卷 第一號

菅公に廢立の罪狀無しとするの點に於て吾人は井上氏の説に左袒せざるを得ざる也。凡そ歴史上の疑義に關して、若し正確疑ふべからざる具體の證據無き時は、是を裁決するものは當時の情勢と人物の性格とならざるべからず。清貫は何人なりや、藤原保則の子なりと雖も、果して其父の如く公明の人なりしや否や。且つ當時宇佐の奉幣は、井上氏の説ける如く、菅公の流罪に關するものなるは、想像し得べきを以て、清貫或は上下の心を安からしめむが爲に、理伏云々を復申し、帝是を信じて御記に留められたるものなるやも知るべからず。兎に角、疑はしき證據也。さればとて「清貫者讒徒也」と斷言せる北野稿草も亦強ちに獨り信憑すべき者にも非じ。菅公神化を旨とせる文書として、是の如き筆法は極めて普通に有り得べき事なればなり。潜に想ふに、是の疑問の暗黒を照すべき光明は、寧ろ當時の情勢と公の

二説の論議共に不十分也

當時の政治界の状況

性格とに求めらるべきに非る乎。

今當時の政治界の情勢を窺ふに、公をして醍醐帝の廢立を行はしめざるべからざる事情は果して是れありし乎。若し是れ有りたりとすれば其は何處に存すと爲す乎。公は自ら事を好むの人に非ず、若し公にして是の如き計畫を爲したりとすれば、其は宇多上皇の意を承けたるものに外ならざるべし。然らば則ち上皇は何故に醍醐帝の遜位を必要なりとせられし乎。先にも詳論せる如く、上皇の宿志は藤原氏の抑制と皇權の擴張とにあり。醍醐帝にして廢黜せらるべくむば、其の原因は帝が是の宿志に副はざる爲ならずむばならず。而かも吾人は、毫も是の如き事實を認むる能はざる也。帝の菅公を恩遇せらるゝ事、毫も上皇と異なる無し。家集を上りたる時、菅公に賜ひたる詩は明に是を證す。而して他方に於ては、藤原氏に私して上皇の宿志を空しうするの恐あるが如き御行爲ありたること無し。況むや御齡厩に十七其の御性行明かに定まれるにあらず、是の間に於て上皇が帝を

宇多帝に廢立の意志あるべき理なし

嫌忌するが如き謂れありと信する能はざる也。久米氏が「醍醐帝己に御成人にて、叙慮方に朝政を振肅するに鋭なれば、上皇は世を紛亂し給はむことを憂ひ給ひて、公に已を得ざる時には讓位をさせよとの旨を諭し給ひし事のありしならむ」と説けるは、少しく揣摩臆測に過ぎたらすや。然らば則ち廢立の事、上皇關知し給はずして、公獨り是を企てしとすべき乎。菅公の性格より見て、吾人萬々是事あるを信する能はざる也。況むや公が流竄中の詩を見るに、帝恩の無涯を感佩し、心事の清白を訴ふる者に非るは無し。太宰府に於ける公は真正の詩人也、言々肺腑を絞り、語々血誠を瀝す。些の僞情の是間に交る無き也。公は平日と雖も、隱忍情を矯むるの人に非ず、太宰府に於ては殊に天眞の爛漫として、愁苦の間に發はるゝを見る。公にして萬一罪あらむ乎、而して其の左遷は是の罪に對する相當の制裁ならむ乎、公の詩は決して其の冤枉を訴ふる是の如く痛切激越ならざるべき也。公を以て廢立を謀りたるの人となす知らざるも亦甚し。

菅公自ら是の非謀を企てしとする乎、是亦最も信じ難し

公の左遷は全く時平等の讒構による

以上論ずる所にして大に謬らすむば公の左遷は全く時平等の讒構に本
けり扶桑略記載する所の宇佐奉幣使に關する醍醐御記は虚妄なりと斷せ
ざるべからず。

(四)

公の罪無きは是を了せりとせむ而かも聖明なる醍醐は何故に容易く讒
者の言を信じ給ひし乎。吾人は帝の少壯にして尙ほ思慮に乏しき事を以
て是疑問を説明するの外無き也。而して公に對する畏憚の情と齊世に對
する猜疑の念と亦共に帝の聰明を掩ふに力ありしが如し。頼襲既に是の
事を論じて頗る人情を盡せり。曰く、

夫家宰之寵於父者其子必憎之憎其倚父寵以制我也以爲我自有所用何
必是且己所用與己年齒相若志趣相投而父所用皆否民庶之家且然況人
主有天下者乎人主之所樂者此位也故其所忌莫甚於兄弟之逼於己中其
所忌以使恣其所樂宜乎其言易入也況出於己所用常所愛信者之口乎故

頼襲の說

而かも聰明な
る醍醐帝は何
故に是の讒を
容れたるか

延喜之貶菅公不必待時平之數言也其情素然也日本政
紀卷二

菅公を以て家宰の父に寵ある者に比し醍醐を以て其子に比し而して情
同じからずして己を制するの力あるもの子必是を忌むべきを言ふ。頼
氏の言恐らくは醍醐の心事を語り得たるものならむか。若し夫れ宇多上
皇が公を救はむが爲に參内せし時朝臣の上皇を遇し奉ること何ぞ彼が如
く禮無かりしや。恐らくは嫌疑亦上皇の上に懸りしが爲なるべし。公が
廢立の非謀を以て上皇の意に出づとは時平等が申請したる左遷の詔敕中
に明言せる所也。是の如く明言して公と上皇との間を疎隔するは先にも
説ける如く藤原氏の將來の爲に必要な事なりし也。想ふに上皇の參内
を要して是を妨げしは獨り菅根等の所爲のみに非ず恐らくは帝の意亦茲
に存せしならむか。上皇亦是を強ひ給ふこと能はず終日草座を敷きて陣
前に留まれるもの御身の上に懸れる嫌疑に憚る所ありしか。是の想像中
らすも雖も遠からざらむ。

(五)

吾人菅公の史蹟を想ふ毎に、公の進退に恨無き能はざる也。公の情や察すべきも、公の行や甚だ憾むべし。公が當時の地位の危殆なる、公の既に熟知せるところ、三善清行の封書を待て而して知らざる也。而して公晏然として是の間に居る、無謀も亦甚しからずや。蓋し當時公の爲に謀るに、取るべき道二あるのみ。進で太政大臣の職を拜して大に自家の權勢を張るべの一也。退て右大臣の官を辭し、恬退靜默、自ら全うするは其の二也。宇多上皇の公に寄託したる大任に就ては、吾人數々是を言へり。公にして苟も是を體任せむ乎、其地を堅め、其を位を高うし、實力に於て藤原氏を超駕せむことを務むべし。清行の言によるも、當時公の門弟諸司に半すと云ふに非ずや、公若し是の輩を糾合し、正理公道によりて嚴に自ら守らば、朝庭の事未だ俄に知るべからざる也。況むや當時公の名聲京師を鼓舞し、上下望を屬するもの甚だ少からざりしをや。又況むや、帝寵未だ移らず、而して上

皇後に在りて是を援引し給ふをや。公にして進で爲す有るの心ある乎、太政大臣の内旨は實に千歳の一遇と謂ふへし、公や須らく是の恩命を拜受して、大に感憤興起する所あるべかりし也。是れ即ち外敵黨に對して機先を制し、内一身の上に安住の地を與ふる也。而して是の事必ずしも私己の爲のみに非ず、實に上皇寄託の存する所なるを想は、大義名分の上に於ても、毫も累する所無かりし也。然れ共是の如きは公の性格として到底望むべからずとせむ乎、公は何故に吾人の所謂第二の道を取り、禍の未だ身に及ばざるに當り、清行の忠告に従ひて早く急流勇退を斷せざりし乎。是の如くせば外に止足の徳あり、内に保全の利あり、公の爲に謀るに頗る可ならずや。然れども是れ亦公の性格の許さざる所なりしならむ。一身の危殆は公の尤も憂ふる所なりと雖も、兩帝の恩寵も亦帝の尤も感激する所也。退かむ乎、身は安きを得べきも、君恩を空しうするを奈何。止らむ乎、君恩に背かざるを得べきも、身の危きを奈何。公や素感情の人にして、意志の人に非ず、斷

公を陥れたるものに公自らの性格

せむと欲して断する能はず空して中流に佇回して遂に讒奸の計に陥る公が此間の心事最も諒とすべき也。嗚呼公を禍したるものは宇多に非ず醍醐に非ず時平光定國菅根の輩に非ず實に公其の人の性格也。

然れども公の流竄は公の爲に悲むに足らざる也。國民は小政治家を失ひたる代りに今や大詩人を獲たり。公よ時平等をして其の爲す所を爲さしめよ而して安じて太宰府に行け。其處には學者よりも政治家よりも更に大なる天分の公を待ちつゝある也。

第九章 詩人菅公

公太宰府に赴く—護送の官符—太宰府の境遇—菅家後集—公の詩—貧苦と疾病—「燈滅」—公の病没—太宰府の左遷—公の人物—菅公と屈原との比較—詩人としての菅公

(一)

菅公太宰府に赴く

昨は臺閣の寵臣、今は邊陲の遷客

延喜元年二月一日、公京師を發して太宰府に赴く。従ふ者は小男と少女と味酒安行と名くる一門生とのみ。其子の官に在るもの、處を異にして盡く流徙せられ、其他門下郎等一人も公に伴へるもの無し。夫人女子亦隨ひ行くを許されず。敕使藤原真興等、衛士若干人を率ゐて護送せるのみ。嗚呼昨は臺閣の寵臣、今は邊陲の遷客、何等の轉變、何等の悲惨ぞや。住み慣れし紅梅殿を出づる時、平生愛せる庭前の梅花を見て、悽惻の情に勝えず、一首を咏して曰く、

こち吹かばにはひおこせよ梅の花
あるとなしとて春をわするな

又櫻樹に結ひ附けたる歌に、

櫻花ぬしを忘れぬものならば

ふきこむ風にこぼつてはせよ

京を離るゝ數日夫人に送れる歌あり、

君がすむ宿のこすゑをゆくも

かくるゝまでにかへり見しかな

敕使藤原真興は攝津に於て公に別れ、右衛門少尉善友益友衛士二人を率ゐて代て筑紫に赴く。當時の太政官の官符を見れば、公は殆ど純然たる四人にして、任中俸給を賜ること無かりし也。其の文に曰く、

太政官符太宰府左衛門少尉正六位上善友朝臣益友左右兵衛各一人、右

件人爲領送權帥從二位菅原朝臣發遣如件、府宜承知之、但在中雜俸料並

監從及不預釐務、依前員外帥正三位藤原朝臣吉野例行之、又山城攝津等

國無給食馬路次國亦宜准之、政事要略

父子一時に五處に離るゝ、口昔ふ能はず眼、中血あり

公の前途や實に慘憺たりと謂ふべし。夫の白樂天が北窓三友を想うて、二

十八韻の詩を作りたるは、蓋し是時なり。中に自ら境遇を述べて曰く、

自從敕使驅將去、父子一時五處離、口不能言、眼中血俯仰、天神與地祇、東行

西行雲眇々、二月三月日、遲々重關警、固知聞斷、單寢辛酸、夢見稀、山河遼矣

隨行隔風景、黯然在路移、平到請所、誰與食、生及秋、風定無衣、菅家後集

字々人の腸を斷つ。行き行いて河内國土師の里に到り、道明寺に次る。道

明寺は菅家歴代の寺にして、當時菅公の姨覺壽尼あり。蓬萍一度び別るれ

ば、何れの時を期してか相會するを得む。公惜別の情を唱うて曰く、

啼かばこそ別をいそげ、鶏が音の

聞えぬさとのあかつきもがな

播磨國明石の驛に宿れる一夜、驛長公を見て其の轉變の甚しきに驚く。公

乃ち一聯を作て自ら慰めて曰く、

驛長莫驚時變改、一榮一落是春秋、大鏡

『山河遼たり行に隨て隔たり風景黯然として路に在て移る』長亭短亭幾びか公を送迎し、二月三月幾度びか去來して、公は遂に太宰府の配居に到る。

(二)

太宰府の配居は公にとりて絶好の詩境なりき。外に名利の競争なく、内に危殆の憂悶無し。公や靜に往時を懷慕し、現境を思料し、咏嘆によりて其の哀情を遣るべき也。天は公に授くるに、詩人の天分を以てし、而して先づ公に與ふるに政治家の境遇を以てせりき。公の政治家たりしや、煩惱内に公を苦め、讒奸外に公を陥れ、遂に公をして無告の流人たらしめき。然れども悲い哉、是の如くするに非ざれば、公は遂に詩人たる能はざりし也。而かも公は死に到るまで、是の天分の地に居るを悲しみ、靜に春秋の榮落を觀じて何時かは昔日の榮華に歸る有むを望みたりき。是の憂愁と希望との現はるゝ所に、公の天分は遂に大成せられたり。而して公自らは毫も是を知らざりし也。嗚呼天道の冷酷無情何ぞ一に是に至るや。

太宰府の境遇

公自ら知らずして其天分を全うせり

太宰府に於ける公の詩

太宰府に於ける公の詩は甚だ多からず、然れども一言一句と雖も、精靈の聲ならざるは無し。文字時に洗練ならず、蘊思必ずしも巧緻ならずと雖も、真情常に紙面に注溢して、公の面目躍如たるを覺ゆ。是を南海の詩に較ぶれば、意更に摯實、情更に痛切、感極まる處往々人をして卒讀に堪えざらしむ。詩も茲に到りては、徒らに技工のみに非る也。薨する時、集めて一卷となし、封緘して紀長谷雄に送る。長谷雄是を見、天を仰で嘆息せりと云ふ。今の所謂『菅家後集』と稱する者は是也。今左に其五六を摘録せむ。

自 詠

離家三四月、落涙百千行、萬事皆如夢、時々仰彼蒼。

是れ後集巻頭の詩也。公が昨今の轉變具に一夢に較ぶべし。其の筑紫に在るや、門を杜ちて一步も外に出でず、都府樓は近しと雖も、纔に瓦色を望み、觀音等は遠からずと雖も、只鐘聲を聞くのみ。警吏の門を守るあるに非るも、公自ら檢束して遙に謹慎の意を致し、也。其詩に曰く、

自 詠

不出門
 一。從。請。落。在。柴。荆。萬。死。競。々。踟。躕。情。都。色。樓。縱。看。瓦。色。觀。音。寺。只。聽。鐘。聲。中。懷。
 好。逐。孤。雲。去。外。物。相。逢。滿。月。迎。此。地。雖。身。無。檢。繫。何。爲。寸。步。出。門。行。
 秋氣漸く催し旅雁度ること頻也。憐むべし公は尙は何時かは京師に還る
 の日あるべきを思量して、一縷の望を撃きし也。旅雁を見て遙に情を托す、
 何ぞ夫れ悽愴たる。

聞旅雁

聞旅雁
 我爲遷客汝來賓、共是蕭々旅漂身、秋枕思量歸去日、我知何歲汝明春。
 重陽の佳節は來れり、而かも公は唯獨り敗屋の下に愁臥するのみ。遙に去
 年今夜清涼に侍するを憶へば、感慨何ぞ勝るじや。有名なる『九月十日』の絶
 唱は、實に是の感慨を暢べたる也。

九月十日

九月十日

去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持每日拜餘香。

秋夜

秋夜

秋夜
 十日去て十五日來る。月光鏡に似たるも罪を明にする無く、風氣刀の如き
 も愁を破るに由無し。顔容日に衰へて、千里誰にか訴へむ。即ち唱うて曰
 黄萎顔色白霜頭、况復千餘里外投、昔被榮花簪組縛、今爲敗謫草萊囚、月
 光似鏡無明罪、風氣如刀不破愁、隨見隨聞皆慘慄、此秋獨作我身秋。
 公配居に到りてより三月にして、家書初めて至り、具に消息を傳ふ。公の家
 には夫人と女子とあるのみ。秩祿官沒せられ、家産漸く傾き、園内の樹木を
 賣り、家屋の一部を人に貸して儘に生活を支ふるを見る。而かも一言の飢
 寒の苦に及ぶもの無し、公の懊惱察すべき也。

讀家書

讀家書

讀家書
 消息寂寥三月餘、便風吹着一封書、西門樹被人移去、北地園教客寄居、紙裏
 生靈稱藥種、竹籠昆布記齊儲、不言妻子飢寒苦、爲是還愁懊惱余。

罪無くして是の流竄に遇へりと雖も公は一度も君王の不明を恨み奸臣の
讒構を怒りし事あらず偏に一身の不遇を嘆じて天命の否塞を悲みたるの
みなりき。唯其の身の罪無くして汚名を千歳に遺すは公の忍ぶ能はざる
所也。故に公の詩輒もすれば是事に及ぶ。『惡名遂欲調未曾邪勝正』と云ひ
『月光似鏡無明罪』と云ひ『君察我無辜爲我請冥理』と云ふ皆然り。殊に是の
如き境遇にありて尙ほ君恩を感謝す亦以て公の性格の甚だ高くして且美
なるを見るべき也。悲哀措く所を知らざる時は公は其の安心を佛教の中
に求めたり。左に引く所以て證と爲すべし。

叙意

略前 反駁何遺恨辛酸是宿緣微々拋愛樂漸々謝葦腹合掌歸依佛廻心學習
禪厭離今罪網恭敬古真筌皎潔空觀月開敷妙法蓮誓弘無誑語福享不唐
捐熱惱煩纒滅涼氣序罔愆略後

南館夜開都府禮佛識悔

禮佛

叙意

晚望東山遠寺

人慚地獄幽冥理我泣天涯放逐辜佛號遙聞知不開發心北向只南無

晚望東山遠寺

略前 佛無來去無前後唯願拔除我障難

偶作

病追衰老到愁趁請居來此賊逃無處觀音念一遍

偶作

貧苦と疾病

然れども公は死するまで安立の地を得る能はざりき。時に或は『生涯無定
地運命在皇天』と悟り時に或は『大奇春夏秋冬盡爲我終無拔苦聲』と歎す公は
是の迷悟の間に彷徨して遂に解脱の道を得ざりし也。殊に最後の一年間
は貧苦と疾病とに苦悶し數々憤激の情を漏せり。雨夜及び風雨の二詩具
に是間の不滿を訴へたり。

雨夜

雨夜

春夜漏非長春雨氣應暖自然多愁者時命如乖限心寒雨亦寒不眠夜不短
失膏燿我骨添淚流我眼脚氣與瘡癢垂陰身遍滿不替取諸身屋漏無蓋板

風雨

架○上○濕○衣○裳○篋○中○損○書○簡○况○復○厨○兒○訴○竈○頭○爨○煙○斷○農○夫○喜○有○餘○遷○客○甚○煩○懣○
煩○懣○結○胸○腸○起○飲○茶○一○椀○飲○了○未○消○磨○燒○石○温○胃○管○此○治○遂○無○驗○強○傾○酒○半○盞○
且○念○瑞○精○光○念○々○投○冊○歎○天○道○之○運○人○不○一○其○平○坦○

風雨

朝々風氣勁、夜々雨聲寒。老僕要綿切、荒村買炭難。不愁茅屋破、偏惜菊花殘。
自有年豐稔、都無叶口澹。

書を讀むに油無し

是に依て見る時は、公の居館は落莫たる破屋にして、衣裳架上に濕ひ、書簡篋中に損ずる程なりき。年豊にして民富めるにも拘らず、公の居る所食無き事あり。『況復厨兒訴、竈頭爨煙斷』實に悲惨の極と云ふべし。加ふるに公は脚氣と瘡癩とに苦めども、醫藥是に適するもの無く、廬に一塊の温石と半盞の酒とあるのみ。是間尙は佛を念じ、書を讀みて、其心を安せむとす。公の心事果して如何ぞや。時として、は公は書をだに讀むこと能はざる也。『燈滅』の二絶は、讀む者をして卷を掩うて哭せしむ。

燈滅二絶

燈滅二絶

脂膏先盡不因風、殊恨光無一夜通。難得灰心兼晦迹、寒窓起就月明中。
秋天未雪地無螢、燈滅拋書暗淚零。遷客悲愁陰夜倍、冥々理欲訴冥々。

漢詩の外公に和歌の咏あり、又以て當時の境遇を想ふべし。其の四五を左に録す。

公が當時の和歌

或夕をちかたに煙たつを覽て
夕されば野にも山にも立つけふり
なげきよりころもえまさりけん
鏡大

雲の浮き漂ふを見て
山わかれとびゆく雲のかへりくる
かけ見る時ぞなほたのまゐる上
同

月のあかさ夜
海ならすたいよみ水の底までも

さよき心は月ぞてらさむ上

雨のふる日

あめのしたかわける程のなればや

着てしぬれぎぬひるよしも無き上

野を咏せる歌

つくしにも紫おふる野邊はわれど

なき名かないむ人ぞさこえぬ今新古集

公の薨去

延喜三年二月二十五日公は是の如き惨憺たる事情の下に病没せり、時年五十九。京師を出でしより二箇年余。其墓所を安樂寺と云ふ。越て二年公の隨臣味酒安行、始めて神殿を安樂寺に立て、天満大自在天神と稱せりと云ふ。

左遷と公の品性

是の如く、太宰府の左遷は、嘗に公をして其の詩人の天分を全うせしめたるのみならず、其の人物の上にも一層の品位を加へたり。井上哲次郎氏は

菅公の最も熱心なる歎美者なり。嘗て是事を論じて曰く、

若し菅公をして平和に生命を送り平和に紅梅殿に薨せしめば吾人は決して今日の如く公を景慕するに至らざりしならむ。但々公意外の災難に遭遇して悲むべき逆境に陥り所謂盤根錯節の機會を得て、氷雪よりも厲しき清節を露はされたるによりて吾人は其人格の迥に群衆に抜いて千歳に秀る者あるを知る也。果して然らば左遷豈公の爲に悲むに足らむや。因りて之を考ふるに時の小人菅公を滅さむと欲して之を排擠せしむ。其結果は反りて公をしど其の徳を大成せしめ自ら小人の汚名を取れり。是故に彼等は公の肥料となりて一の賢人を出だしと謂ふも不可なきなり。

論じ得て剴切なりと謂ふべし。

(三)

菅公の性格に就いては第三章既に是を詳説せり。讀者公が一生の事業

を概観して、再び其の性格を細想せば、公の爲人更に明瞭なるものあらむ。菅公の人物に對する倫理上の批評は暫く措き、何人も認めざるべからざるは公は是の如き種類の人物中に於て稀に見る所の高美なる性格を有せる事也。吾人は本邦に於て公の匹儔に想到する能はず、公に似たるものは夫れ楚の屈原乎。試に吾人をして是の二者を比較せしめよ。

夫れ屈原の爲人を觀るに、道を正して容れられず、行を直うして斥けらる。身は帝王の一族、廟堂の大夫、一朝讒奸に陥れられて江湖に放浪す。類る菅公の事境に類す。既に罪無くして江湖に放たる、能く怨み悲む無きを得むや。而かも怨みて亂れず、悲みて狂せず、一身の轉軻を嘆じて天道の渝らざるを頼む、離騷の一篇其辭何ぞ傲にして、其志何ぞ潔き。是れ猶ほ菅公の咏嘆に似たらざるや。其性相近く其事亦相類す、然らば則ち屈原と菅公と全く同じき乎。吾人の見る所によれば、屈原は菅公より、智に於て、翻達に意に於て強烈なりき、但其の傾く所は、則ち同じ。

方正容られず、身流竄の人となるや、原や窮愁措く所を知らず、怨嗟の聲甚だ哀しかりき。菅公と毫も異なる無し。但原の沈淪は、自ら事を起して敗れたるに本く、菅公の全く他に動かされたと同じからず。是を以て原に在ては悲哀の中に憤慨あり、管に君王の不明を恐むのみならず、讒奸を惡むや甚だ切也。是の意力の發動は、菅公に於て見ざる所也。而して原の悲憤には尙ほ一分超絶の境地あり、彼は其直情經行以外に於て靜に人生を觀じて天命を樂むの理想界を有したり。菅公が終始一身の煩悩を擺脫し、能はざりしに比すれば、其識見亦一層翻達なるものあるを見る。而かも原や尙ほ人也、人として血あり、涙あり、肉體あり、情慾ありき。是を以て理に於て安立の地を得たりしも、情に於ては煩悩の奴隸なりき。流竄より汨羅に至る幾多の辭賦は、是の間の煩悩を抒べたるものに外ならざりき。是の點に於ては、彼れは菅公と其の軌を等ふせりと謂ふべし。

試に屈原の辭賦に就いて其の性格を見む、乎彼は離騷經の初に於て自ら

叙して曰く、

帝高陽之苗裔兮、朕皇考曰伯庸。攝提貞于孟陬兮、惟庚寅吾以降。皇覽揆余
于初度兮、肇錫余以嘉名。名余曰正則兮、字余曰靈均。紛吾既有此內美兮、又
重之以脩能。

先づ「高陽之苗裔」を標榜し、内美脩能を誇揚し、矜持自ら高ふするところ、菅公
稍、是に近し。進で今古の興廢、治亂の條貫を述べ、「惟、黨人之偷樂兮、路幽昧以
險隘。豈余身之憚殃兮、恐皇輿之敗績」と云ふに至ては、其の忠篤の心、菅公稍如
かざるが如し。

葦不察余之中情兮、反信讒而齊怒。余固知謗々之爲患兮、忍而不能舍也。指
九天以爲正兮、夫唯靈脩之故也。

以爲らく、其言行はれず、其の直却て患を爲さむこと、初より知らざるに非れ
ども、天に代て正を行ふ者は、利害の爲に黙止する能はず。是の凜烈たる
大義の精神は、昔公の遂に及ばざる所也。公を以て感恩の人と云ふは善し

矜高なる所、
屈原と菅公と
相似たり

其の大義の精
神に至ては、昔
公遂に屈原に
及ばず

屈原は自ら勸
き、昔公は人に
勸まざる

善し、忠勇の士とするは則ち未し。公は讒奸前に塞れども敢て掃攘せむと
せず、手を空うして其の構陷を待たりき。是點に於ては、吾人深く、公の意力
の足らざるを惜むと同時に、屈原の凜乎たる精神を賞揚せざるを得ず。原
其情を抑えて、自ら慰めて曰く、

朝飲木蘭之墜露兮、夕餐秋菊之落英。苟余情其信姱以練要兮、長願頌亦何
傷。中塞吾法夫前脩兮、非世俗之所服。雖不周於今之人兮、願依彭咸之遺則。

是れ一身の榮辱を超越して、自ら安ずる所あらむとする也。「余が心の喜ぶ
所なれば、九死と雖も其れ猶ほ未だ悔ひず」と云ひ、「清白に伏して直に死する
は、因より前聖の厚うする所也」と云ひ、「人生命あり、各々錯る所あり、心を定め
て志を廣うす、余何を恐れむ」と云ふを見れば、其胸中良し、光風霽月の觀無し
とするも、尙ほ毅然として現世の外に立つ所あり。徒に憂悶の中に憤死し
たるものと同日の論に非ざるを見る。吾人は是の點に於ても、我菅公が其
の末日に於て、百尺竿頭、一步を進めざりしを痛恨する者也。「漁父」の一篇に

屈原の超悟達
觀は昔公遂に
如かず

到りては、更に従容自得の趣あり。畢竟原は一面に於て人生に執着せしむ、其の他面に於ては窮達の外に容與として天地人生を遠觀せるを見る。菅公が米油の欠乏を訴へしと、其情に於て甚だ同じからざるものあり。菅遷原を評して『渾汗泥の中に疏濯し濁穢を蟬蛻し、以て塵埃の外に浮游し、世の滋垢を得ず、嚼然泥して滓せざる者也。此志を推すに、日月と光を争ふと雖も可也』と稱揚せるは、必ずしも過賞に非るべし。

是の如く菅公と屈原とを對比し來れば、其の性情の相近きものあるに拘らず、其の人物及び情操の高潔偉大なる點に於ては、菅公遂に一籌を屈原に輸せざる可らざるが如し。吾人は公の爲に深く是を悲む。是を公の詩に就いて言へば、公の詩の短所は餘りに人間らしき所にあり。時に天命を云ひ、冥理を説くもの無きに非ずと雖も、其の十中の八九は一身の榮辱に執着すること寧ろ太だ過ぎたり。其衣服口體の不滿を訴ふるもの、如きは悲惨は則ち悲惨なりと雖も、人をして高大なる詩的同情を起さしめ難し。是

評菅公の詩の批

を以て公の詩は人心を現世以外に鑿揚するの力に於て少しく欠くる所あるに似たり。蓋し公の人物性格おのづから然らしむる乎、抑も是を以て公に望む、或は望むもの、謬なる乎。

然れども是の如きは強ひて全きを求むるのみ、公に於て多く累とするに足らざるべし。要するに公は天成の詩人也、其の性格は全く詩人の性格也。若し詩人として生れたるに非ず、公は何人としても生れざる也。幸にして天の公に待つ所のもの、公自ら知らずして是を成せり。窮愁の間に死せりと雖も、又何の悲む所かある。今や公は天満宮の祭神として千歳の下に廟食す、而かも公にして靈あらば寧ろ詩人として崇拜せられざるを恨みとすべし也。

第十章 菅公の崇拜

延暦寺座主尊意に關する神異譚——清涼殿の雷火菅根の震死——
 時平の病死——右大臣公忠の冥府談——僧日藏の冥府談——大政
 權天としての菅公——沙門道賢の冥府談——北野天神の縁起——官
 位追贈と託宣——菅公の神異譚と公の人物——兩部神道者流の附
 會説——菅公の威靈に關する諸種の譚説——文學の神としての菅
 公

(一)

生前の菅公は既に叙し畢矣。乃ち茲に死後の菅公を一言して是の巻を終るべし。

死後の菅公に關する事譚は、歴史と云はむよりは寧ろ傳説也、傳説と云はむよりは寧ろ神異譚也。是等の神異譚は、菅公の威靈を顯彰せむが爲に傳へられたるものなるべしと雖も、其實却て公の徳を傷くるもの甚からず。殊に僧侶の徒牽強附會の説を立て、以て自ら爲にする所あるは、公の爲に深く悲むべき也。事素より神怪不測、常識の能く了解し得べき限にあらざる

公に關する神異譚は多く公の徳を傷く

を以て、吾人は茲に其の眞偽に就いて批判するを爲さるべし。唯主として北野縁起に據りて公の威靈に關する傳説を綜合し、以て菅公崇拜の由来を示さむと欲す。事素より悉く信を置くに足らざるべしと雖も、亦以て我國民が死後の菅公に就いて如何の觀念を有せるかを測知すべし。

(二)

公の神異譚は、延暦寺の座主尊意に關するものより始まる。是れ公の死後幾も無き時の事也。尊意一夜壇前に靜坐せし時、房戸を叩く音連りなり。尊意戸を開いて是を見れば、衣冠束帶の人立てり、まさしく菅公の化來也。尊意恐惶、公を持佛堂に迎へて來意を問ふ。公曰く、吾れ洛中に入り、玉城に近きて、吾が生前の愛憎を晴さむと欲す。唯恐る、上人法驗によりて吾が計書を妨げむことを。願くは宣旨上人を招くことあるも決して行く勿れと、尊意答へて曰く、公と吾とは年來師壇の契あり、希くは公の欲する所に從はむ。唯天下皆王土也、宣旨三度に及びて而して尙は行かざることを如何と。

延暦寺の尊意に關する神異譚

公色を變じて起ち、尊意の供せる柘榴を嚙て、房戸に向て吐く。柘榴忽ち火炎となりて、火將に屋に上らむとす。尊意水を盥で厩に消止することを得たり。

清涼殿の雷火

是の事ありてより、幾もなく、陰雲暗愴として、京師を覆ひ、雷電晝夜を絶たず。人心洶々皆以て菅公の祟となす。公卿震慄、一人も殿に上るものなし。左大臣時平曰く、菅公朝に在りし時、位官吾下にあり、今薨じて靈となるも、何ぞ我に禮無からむやと。劍を拔て、獨り清涼殿の階上に立つ。帝三度び宣旨を尊意に下し、災異遂に鎮まるを得たり。然れども、延喜八年十月、又雷火の災あり。藤原菅根震死す。翌九年、時平亦病に伏す。醫藥效無く、祈禱驗なし。時人皆菅公の祟と爲す。時に立照律師の弟子に淨藏なるものあり、年尙壯なりと雖も、法徳當代に冠たり。乃ち召して、時平の病を禱らしむ。一日、菅公の靈、淨藏の父善相に示現して曰く、吾、帝釋天の允許を受け、今や機到りて、怨敵に報いむとす。然るに、汝の子淨藏、忽ち吾を降伏せむと欲す、汝速

菅根の震死と時平の病死

右大臣公忠の冥府談

に是を制せよと。善相大に恐れ、是の事を淨藏に告げて出で來らしむ。時平遂に死す。其の家人一族死するもの少からず。

當時右大臣公忠なるものあり、延喜廿年四月、頓に死し、三日を経て蘇生す。即ち二子に助けられて參内し、奏して曰く、臣頓死して炎魔王宮に至れり。

暫く門前に佇立せし時、身長丈餘、衣服束帶の人、申文を捧げて祈願するを耳にせり。文中數々、延喜帝の所爲を彈劾するの語あり、乃ち其人の菅公なるを知る。紫衣の冥官三十人許、其左右に並ぶ。其の一人微笑を合で曰く、若

し延喜帝にして改元せば如何と、臣是の狀を見て陛下の爲に憂懼に堪えず、敢て奏すと。帝大に驚き、直に敕を下し、菅公の官職を復して、右大臣となし、位一階を進めて從二位となし、昌泰四年延喜元年一月二十五日の宣旨を盡く燒棄せしめたり。翌五月、年號を改めて延長となす。

然れども、菅公の祟は尙未だ熄まず。延長八年六月、清涼殿に雷火あり。大納言藤原清貫は火上衣に移りて顛倒し、右中辨平希世は顔燒爛して仆る。

再び清涼殿の雷火

藤原是茂、弓矢を取て是に赴きしに、立るに震死し、近衛忠包、紀蔭連等亦火焔の中に悶絶す。帝亦是より病あり。同年九月位を朱雀天皇に譲り、幾もなく崩す。

僧日藏の冥府談

公の神異譚は當時早く既に佛説中に攝取せられたり。大和金峰山に僧日藏なる者あり、承和四年八月朔日頓死し、五日を経て蘇生す。其間金剛藏王に導かれて普ねく冥府の狀を觀るに、兜卒内院炎魔王宮以下の六道、毫も經典の所説に違はず。菅公は大政威徳天と稱せられ、鹵簿の儀、供御の奉國王に勝れり。威風莊嚴近くべからず。其前後を警衛する侍徒、眷屬異類、異形の類、數ふるに遑わらず。或は金剛力士の如く、或は雷神鬼王の如く、或は夜叉羅刹の如く、其宮殿は極樂淨土の如し。池中に島あり、花鳥樹木、阿彌陀經説く所に異ならず。島中に壇あり、壇上に蓮華あり、華上に寶塔を安せり、寶塔中金地の法華經あり、其の東西に兩部の曼陀羅を懸く。其北一里許を隔て、大城あり、是れ即ち大政威徳天の住所也。威徳天日藏を召して曰く、吾

大政威徳天と
しての菅公

れ初め以爲らく、吾が愛憤の涙を以て日本國を浸して、大海となし、八十年を経て更に國土を建立し、吾れ是に王たらむと。然れども退て考ふるに、日本國は佛教の傳播せる國土也。吾れ素佛教を愛す、且吾が現世の怨は顯密聖教の力によりて已に其の一分を報じ、加ふるに諸佛我を感諭する事至れり、是を以て吾れ敢て巨害を作さざる也。但吾眷屬に十六萬八千の惡神あり、到る處危害を行ふ。吾も亦是を奈何ともし難き也と。日藏曰く日本已に尊閣の靈を祭て火雷天神と稱し奉れり、尊閣今に於て惡意を挾むべき謂れ無かるべしと。威徳天曰く、日本の國土は盡く吾怨敵なり、吾にして佛に歸せずむば、是の恨何れの時にか忘るべき、但人吾を信じ、吾に祈りて敢て違ふ事無くむば、吾何を感應を垂れさらむやと。

是と略し同一の傳説は、元享釋書亦是を傳へたり。唯年月と僧名とを異にせるのみ。其の文に曰く、

沙門道賢の冥府談

天慶四年八月、有沙門道賢、借冥見金峰山金剛藏王菩薩、時五色光照金峰

山賢白曰、此光何祥、藏王曰、今大政威德天來也、須臾三間、西方空中、千萬人至、儀衛偉如也、宛似王者之郊禮也、其衆時形異貌、或如金剛力士、或如電夜、又羅刹、甚可怖類、各持器仗、弓矢矛戟、大政天與藏王語曰、而欲歸去、願賢曰、將此人見我居、何如、藏王許之、使賢乘一白馬、行數百里、疾如風、至一大池、池中有大嶋、廣數百里、中有方壇、々中有蓮華臺、々上有寶塔、々中安妙法蓮華經塔、東西壁、懸兩部大曼陀羅、其塔殿麗不可言也、北有大城、々門禁衛甚嚴、又多、大政天詔賢曰、我是上人、本國菅丞相也、切利天帝字、我呼日本大政威德天、我譏配時、非不動心、我主國土一切疾病災難事、我欲惱君、臣、傷人、民、又思、以我生前悲泣之淚、化為大雨、浸日本國、為水海、經八十四年、成立國土、為我住城、然此國普賢龍猛流傳密教之地也、又應化諸聖、以悲願力、借名明神、游住諸處、覆護衆生、彼諸名神、常懇諭我、又愛重佛教、故不成巨害、但我十六萬八千諸眷屬、暴惡鬼神等、隨處與災、我尙難禁、我愛神慰、味法樂、故昔日怨、懟少息耳、賢曰、我國人民、俱稱火雷神、尊重禮敬、猶如世尊、何有怨乎、大政天

曰、國俗以我為仇讐、誰敢尊敬、又火雷神者、我第三使者、火雷氣毒王者也、非我名也、我在世時、所歷官位、有人居之、我起害意、是昔怨之甚也、而今立一誓、遣本邦上人、傳之普屬、流布若人、作我形、稱我名、懇懃尊重、我必擁護、若人聞上人言、信受崇奉、我亦不為如上之害、賢反金峰陳上事、藏王曰、我令汝向彼城者、使知世間災難之根本也、又有滿德天、語賢曰、彼大政天十六萬八千眷屬、作毒害者、天下善神、不能遮止、延長八年、憂藤清貫、希希世、逢雷震而死者、彼大雷氣毒王之為也、亦崇福、法隆延曆、檀林等諸大寺、及大內之燒災、皆是第三使者之所為也、如是諸惡神、滅法害生、皆昌泰帝、獨受其殃、譬如衆流之宗海耳、元亨釋書卷十八神仙錄

日藏閻羅王界に至るの傳説も、亦公の威靈譚として頗る興味あり。日藏炎魔王の使に導かれて諸地獄の状を見る。一の地獄に鐵窟苦所と稱する所あり、四人の罪囚是に處る。一人は物を以て肩を掩ひ、三人は裸體の儘赤灰の上に蹲踞して悲泣せり。炎魔王の使日藏に言て曰く、肩を掩へるは延喜

圓經王界に於ける延喜帝

帝にして餘の三人は臣下也。此時帝日藏を招て曰く冥府に有て罪無き者はれ君主也決して我を敬ふ事勿れ。我は父法皇の宿志に違ひ罪無くして菅公を流せる罪によりて今是の如き苦を受く。凡そ我生前に五罪あり皆菅公の事に關す。父法皇の心神を困ましめし事其^一也。我高殿に安居して父法皇を地に坐せしめし事其^二也。罪無くして賢臣を流せし事其^三也。久しく國位を貪りて佛法を害せし事其^四也。我が怨敵の故を以て他の衆生を殺せし事其^五也。唯善を修すること多きが故に是の苦を忍びたる後化樂天に生るべしと。日藏蘇生して後に具に見る所を上奏せり。所謂三人とは時平光定國なるべし。是等の事譚は兩部神道者流の附會に出でたること言を俟たざる也。

北野天神の縁起

公の威靈に關する神異譚は尙ほ是に盡さず。北野天神の縁起に關するもの、如きは世人の熟知する所也。是れ公の死後四十年天慶五年七月の事に屬す。西京七條に多治比の文字と云へる童女住みき。菅公の靈是の

女に託宣して曰く我れ現世に在りし時右近の馬場^{ウチノ}に遊ぶこと年あり甚だ其の閑勝を愛しき。我れ非道の罪を被りて今は西海の波に沈むと雖も尙は日夕是の地を忘るゝ能はず。潜に茲に遊ぶを以て無上の樂とせり。童女願くは我爲に一祠を是の地に建て我靈をして寄る所あらしめよと。文子家甚だ貧しきを以て神託を奉すること能はず。唯柴廬の中に瑞籬を結びて公を祀ること五年に及べり。

然るに同一の託宣は近江國比良宮の禰宜三和良種の子太郎九なる七才の童子に下りて右近の馬場の建祠を促せり。其託宣に曰く、

唯我居たゝむ所には老松して松の種をまかする也。我昔大臣たりし時夢に松三本生て則おれぬとみしは流さるべき相也。我曠恚のはむら天に滿ちて諸鬼神十萬五千よろづの災變をなすみな是等が所爲也。不信ならむ者をば蹴ころし正直ならむ者をば護めはれむべし。みな人加茂八幡とのみいひて我をば物ともせずおもへどもいづれの神々

左大臣追贈宣命文の怪異

も我をばえおしふせ給はじ。我筑紫にありし時、佛天に仰ぎて誓ひ給ふ。露命消なば當生に我ごとく思はざる外に災に當らむ人すべてわび悲まじどもがらを助け救ひ人を損せむ者をばたす身どならむと誓ひつゝ、思の如くなり給ふ。さても右近の馬場こそ興宴の地なれ。我かのはどりに移るべし、そのはどりに松を植うべし。云々。

是の託宣ありて後幾もなく、右近の馬場に一夜の中に數千の松を生じ、森然として林を成す。太郎九の父良種僧最鎮なるものと共に文子に謀り、同年六月九日神殿を建立せり。是れ即ち北野天滿宮の起源なりと傳ふ。

菅公に關する是の種の傳説尙ほ他に甚だ多し。例せば一條天皇の正暦四年十一月左大臣を追贈し、敕使太宰府に下りて宣命文を讀める時、案上縹紙の面自ら一詩を化出せりと云ふが如し。其詩に曰く、

忽驚朝使排荆棘、官品高加拜、威成雖悅、仁恩厚、蓬窻但羞存、沒左遷名、聖五年正一位太政大臣を贈りたる時亦一絶の詩を託宣せられたりと傳ふ。

太政大臣追贈の際の託宣

新殿の怪異

菅公の威靈に關する四種の觀念

昨爲北闕被悲士、今作西都雪恥尸、生恨死歎其我奈、今頃望足誑皇基、又天慶以來内裏火あること頻也。圓融帝の時新殿方に成りし時、工人翌日承塵の板面に汚點あるを見階に上りて是を觀るに、一夜にして蟲の蝕せる跡あり、おのづから文字を爲す。曰く

つくるとも又もやけなむ菅原や
ひねの板まのあはむかぎりは

(三)

菅公の威靈に關する傳説は、概ね左に述ぶるが如し。後世公を崇拜するは、主として是の如き傳説に本きしなるべし。今公の威靈に關する觀念を概括すれば左の四箇條に歸着するを見る。

一帝釋天の允許を受け雷火を驅りて公に無情なりし者に復讐せし事。
二大政威徳天として十六萬八千の眷屬を有せる事。
三若し人我形を造り我名を稱して感勤に尊重せば我必ず擁護せむと

誓ひし事。

四筑紫にありし時無罪に苦む人を助け有徳の人を陥る者を糺さむの誓を立てし事。

菅公が果して是の如き威靈を現せしや否やは、今是を問はざるべきも、茲におのづから起るべき疑問は、是の如きは公の盛徳として賞賛し、且つ崇拜すべき事なりや否や、是也。公が鬼神の力を假りて現世に報復するの信念は、蓋し公が愛憤の心事を憶測したるに出づ。凡人の情を以て公の境遇を推察し、以て是の如き信念を造るは、寧ろ自然の事なるべし。且公が配居の詩中、往々、死後復讐の希望あるが如く解せらるゝものあり、「未曾邪勝正」と云ひ、「人慚地獄冥理」と云ひ、冥々理欲訴冥々」と云へるが如き是なり。後人の公の崇を言ふもの、蓋し是等の事情に本さしならむか。殊に公の清白を知りて公を陥れたる奸佞の輩にありては、其の恐怖の情一層甚しかりしなるべし。然れども斯る推察は、曾に公の真情を解せざるのみならず、却て公の人

復仇の怨讐を以て公の威靈をなすものは公を傷くの大なるもの也

勢

品を下落せしめたるものと謂ふべし。公が死後の威靈は、即ち公が生前の心事也。公にして死靈となりてまで讒者に復讐するの煩惱ありて、而かも一語の是を顯はすもの無かりしとする乎、則ち公は是れ隠忍卑劣の人物たる也。讒者に復讐す、猶人情の常なりとせむ、而かも讒者の言を容れて公を竄したるの故を以て、以て危害を主上たる醍醐帝の御體の上に及ぼさむと云ふに至りては、是れ即ち公をして大不忠、大惡逆の臣たらしむる也。時平の奸惡は、其の同僚を陥れたるのみ、未だ曾て主上に對して惡意を懷きしことあらず。公にして醍醐帝を害せむとするの意志ある乎、是れ公の奸惡、時平よりも甚しき也。是の如くにして公の威靈を顯はし得たりとするものは、其の讒惡亦時平よりも甚しと謂ふべし。畢竟復讐の信念を以て公の威靈を言ふは、公の人品に對する大打撃と謂はざるべからず。大政威徳天として十六萬八千の眷屬を有することを以て、公の威靈を顯さむとするも、亦甚しく公の徳性を傷くるものと謂ふべし。殊に生前悲泣

第四の觀念の
公の公の公の
公の公の公の
公の公の公の

の涙を以て日本國を浸して氷海と爲し八十年後に至りて我自ら國土を建
設せむと云ひ唯日本は佛敎國なるの功德によりて國に是の禍害を免るゝ
を得たりと云ふが如きは即ち公を目じて國賊と爲すに等し。社稷の臣たる
公の面目果して何處に在るか。是れ素より佛敎者流か公に籍りて自家の
爲にせる附會説に過ぎずと雖も想はざるの甚しきものと謂ふべし。若し
夫れ公が「我形を造り我名を稱して惡敵に尊重せば我必ず擁護せむ」の誓
詞を爲せりとの想像によりて公の威靈を信するものは是れ亦公として尋
常一般の鬼神たらじむる也。特に公の人物徳性と何の關する所あるを見
ず。唯先に擧げたる四箇條の中の最後の觀念即ち「無罪に苦む人を助け有
徳の人を陥るゝ者を糺さむ」ことを以て公が生前の宿願と爲し是に因りて
公が死後の威靈を信するもののみ獨り昔公崇拜の理由として稱し其體を
得たるに與幾し。正を救ひ邪を討するは多くの神佛の崇拜せらるゝ所以
也必ずしも昔公に於て珍とするに足らずと雖も公は其の生前に於て自ら

公の威靈に
關する諸種の
應驗

是の如き境遇に苦みたるを以て特に是の感應あるべしと想像するは自然
の經行と謂ふべき也。
是の如く世人の昔公を崇拜する所以のもの多くは公の人物性格と何等
の關係あるものに非ず。庸人の劣情によりて猥に公の心事を臆測したるに
過ぎず。公の徳性を傷くるや頗る大なり。續古事談に公の神靈の嫉妬を
述べたる一條あり小人の搦摩眞に噴飯すべし。其文に曰く
一條院の御時六月晦日に風吹き雷おどろくし鳴りける程に母后
の御方に藤典侍と云ふ人に北野天神つき給ひてのたまひける。我家
破れたり修理せらるべし。又攝政上達部ひきくして賀茂に詣て十
列音楽奉らる美をいしよし託宣かりて歌を讀み給ひける。
うらやみに迷ひしむねのかきくも
ふるは涙のさまを見てしれ
此間殿上の殿守司一人鬼間にて死に入りたり陣の外に昇いで息出で

神皇正統記第四
神代卷

にけり、其の後攝政人々を具して北野に詣で、作文和歌ありけるとぞ。
其他菅公の威靈に關する臆説甚だ多し。或は謂へらく公は右大臣より左遷せられたるが故に、後世是の官に在るもの必ず公の榮を受けむと。或は謂へらく、公の心は藤原氏を全滅するにあり、唯時平の弟忠平其の兄に異なりて、公と親み善く配居に在し時も隨時慰問を懈らざりしが故に、其の子孫特に繁榮するを得たりと。愚管抄の傳ふる所最も絶倒すべし。其の要は、公を以て觀音の化身、邦家を守れるものとなし、日本は小國なるが故に、内覽の臣二人並び立つは、國家の利に非ず、故に公は大職冠の子孫藤原氏を守らむが爲に、故らに時平の讒口に入れりと爲すにあり。其文に曰く、

上天神は疑無き觀音の化身にて、末代さまの王法をまぢかく守らむと思召てかゝる事はありけるとあらはに知らるゝ事也。略終に時平はうせ給ひけりとこそ見えて侍めれ。此御心ならばすべて内覽の臣攝籙

の家は天神の御敵にて失はるべきにて有に、やがて時平の弟の貞信公家を傳へ、内覽攝政あやにくに繁昌して、子孫たもる事無く、今迄めでたくて過らるゝ事を深く按るに、日本國小國、内覽の臣二人ならびては一定あしかるべき、その中に大神宮鹿嶋の御一跡は、すままでたがうべき事にあらず、大職官の御跡を深く護らむとて、時平の讒口にわさど入て御身をうしなひて、しかも攝籙の家をまもらせ給ふ也云々愚管抄卷三

(三)

以上述べたる外に菅公に關して別種の崇拜あり。公を尊て文學の神と爲す是也。是の種の崇拜は何れの時に起因せるか、未だ審ならずと雖も、公を以て雷火の荒神と信じたるよりも、遙に後年の事ならむか。扶桑略記によれば、火雷天神の敕號を賜はりしは、公の薨後二箇月の後にあり。然らば當時既に公が後襲の惡靈を怖れて崇拜するの傾向ありたるものと見ざるべからず。然れ共文學の神て、觀念の初めて文書中に顯はれたるは華山

文學の神としての菅公

一條の頃、即ち公の死後凡そ八十年の後なるが如し。慶保胤が「賽音丞相廟願文中」に「就天滿天神廟會文士獻詩篇以其天神爲文道之祖詩境之主也」の句あり、以て証とすべし。本朝文粹卷十三是れ寛和二年七月の願文にして華山帝の第二年に當る。寛弘九年の大江山房の奉幣文亦公を以て詩文の神となせり。其全文左の如し。

右天滿自在天神、或鹽梅於天下、輔導一人、或日月於天上、照臨萬民、就中文道之大祖、風月之本主也。翰林之人、尤可夙夜勤勞、而性愚性劇、思以涉年、露命半徂、無益、噬臍、風景欲隱、不如傾首、昔彭祖七百載、已悔、杖晚而早衰、今小子六十餘、獨恨、趁朝以不幾、萬死也、一生也、只仰神眷而已、匡衡病中、右筆伏地敬白。

公が文學の神と仰がるゝは、其の詩文に長じたる事業より、其の主因なるべしと雖も、或は公が意中の詩句、唐に傳播せりと云ひ、或は人の夢中に入りて讀詩の法を示せりと云ふ如き、奇異譚亦與て方ありしならむか。若し夫れ

書道の神としての菅公

公が書法の神として尊崇せらるゝは、未だ其因由を明にせず。後世の人公の能筆を言ふもの多しと雖も、公が生前の事蹟は、毫も是のことを語らざるが如し。藤原基經年五十に滿る時、「右親衛平將軍其の姓名にせず」公に語て曰く、相國今年滿五十、予率諸僕可設遊宴、座後所施屏風、欲致妙絕、汝作詩、藤將軍書之、巨金、岡畫之、予願足矣。菅家文草卷二右親衛平將軍

是によりて見れば、公は時に於て當時の妙絶なりしも、書に於ては特に秀でざりしが如し。且今日公の眞蹟として傳ふる所のもの、一として信憑し難きを以て是を見れば、公が書に工なりとのことは恐らくは後世の訛傳ならむか。暫く疑を存して讀者に質す。

菅公傳終

菅公年表

仁明天皇

<p>天長十 菅公の生前十二年 清原夏野令義解を奉る</p>	<p>承和元 菅公の生前十一年 始めて白馬節會を行ふ 藤原常嗣遣唐大使小野篁副使と爲る 詔して令義解を施行す 天皇の御名は二字と定むる</p>	<p>二 菅公の生前十年 壹岐國の邊防を固め新羅に備ふ 僧空海寂す 東海東山二道に船數を増して行旅に便にす 新錢承和昌寶を鑄る</p>	<p>三 菅公の生前九年 遣唐大使藤原常嗣等風に遭て漂廻す</p>
<p>四 菅公の生前八年 京城の諸寺淫濫の聞あり乃ち別當を置く 右大臣藤原夏野薨す 陸奥課丁二千二百餘人を復すると五年</p>	<p>五 菅公生前七年 常嗣再び唐に赴く 藤原三守右大臣と爲る 書を能くする者をして金剛寺命陀羅尼經 一千軸を冷然院に寫さしむ 遣唐副使小野篁を隱岐に流す</p>	<p>六 菅公の生前六年 勅して農を諸國に勸む又畿内に蕎麥を植 しむ 遣唐使還る 藤原貞敏唐の琵琶曲を修め歸朝す</p>	<p>七 菅公の生前五年</p>

八	菅公生前四年 大宰府に詔して邊防を嚴にせしむ 藤原緒嗣等日本後紀を上る 渤海來貢す	九	菅公生前三年 嵯峨上皇崩御年五十八 伴健岑橘逸勢等反して捕へらる 皇太子恒貞を廢し道康親王を立、皇太子 渤海來貢す
十	菅公生前二年 藤原緒嗣薨す菅公の祖父薨す、年七十三 文室宮田廢反す 筑紫に防人を置きて新羅に備ふ	十一	菅公生前一年 橘氏公左大臣と爲る
十二	六月二十五日菅公生る 俗人尾張連濱主に御衣を賜ふ 新羅我漂民を送る	十三	菅公二歳 五歳に勅して所在の皇胤を甄録す
十四	菅公三歳 左大臣橘氏公薨す 慈覺唐より歸る悉曇聲音學の祖たり	嘉祥元	菅公四歳
と爲す 阿保親王薨す		流人小野篁を召還す 京師大に盜賊起る 藤原三守麿と源常右大臣と爲る 再び勸農會を發す 新羅の張寶高潛に使を遣して物を獻す是 を却く 佛を清涼殿に灌す灌佛是より始まる 淳和上皇崩す御年五十五 勅して承和二年以來の調庸未進を免す但 東海東山山陽の驛戸の田租は三年を限 り殊に原免に従ふ	

二	菅公八歳 勸農會を全國に頒つ 小野篁卒す	三	菅公九歳 平氏の祖葛原親王薨す 天皇良房の第に幸す 承和十年以降調庸の未進を免す
仁壽元	菅公七歳 皇太子を立つ生れて七箇月藤原氏の外孫 也	齊衡元	菅公十歳 陸奥反亂の兆あり是を平ぐ 左大臣源平薨す
二	全國に詔して承和六年以前の調庸未進を 免す	二	文德天皇即位 藤原氏の女數人を擧げて女御と爲す
二	菅公五歳 詔して諸國の穀價を定む 唐商船太宰府に來る 飢民を賑はし囚徒を放つ	三	菅公六歳 六衛府佐以下を分遣して大に京師の群盜 を捕ふ 天皇崩す御年四十一崩する前落飾受戒す
三	全國に令して身長六尺以上の者を貢せし む 俘囚九子廻毛等上總に反す 藤原良房右大臣と爲る 新錢を鑄る 渤海來朝す	文德天皇	

附錄

三	菅公十三歳 五世王の服色を制し諸臣に準ず	天安元 菅公十四歳 敎して新曆を造る五紀曆是也 相阪、大石、龍花の三關を置く 對島亂あり	二	菅公十五歳「臘月獨興」の詩を作る	清和天皇	貞觀元 菅公十六歳元服す、母伴氏の祝歌あり 藤原良房薨政す、攝政是より始まる 詔して新錢を鑄る 渤海入貢す	
二	菅公十七歳 天下の僧尼に詔して國祚を祈らしむ 新に釋尊式を修む 春日雄繼宮中に孝經を講す	三	菅公十八歳 宣明曆を用ふ以後八百二十三年間改曆無し	四	菅公十九歳、五月及第して文章生と爲る 海賊公行す、山陽南海二道をして追捕せしむ	五	菅公二十歳 大納言兼右大將源定亮す 新羅人因幡に漂着す、糧を給して是を還す 仁明紀を編む
六	菅公二十一歳 田租を減して民徭を増す 更めて僧綱の位階を定む	七	菅公二十二歳 大宰府對馬の銀を掘る 貢租の期に違ふ者の爲に罰則を設く	八	菅公二十三歳 應天門火あり、伴善男を伊豆に流す	九	菅公二十四歳、一月文章得業生となる 二月公正五位下を授かり下野權少掾に任す 右大臣良相薨す 再び南海山陽に令して海賊を捕へしむ
十	菅公二十五歳 左大臣源信薨す 藤原良繼卒す	十一	菅公二十六歳 藤原氏の外孫貞明親王を立て、皇太子と爲す 藤原氏宗等貞觀格を上る	十二	菅公二十七歳、傳へ言ふ是年の春、公都良香の許に於て弓矢の術を以て儕輩を驚かす 三月菅公對策に及第して中、上、第を得、九月正六位上に進む 貞觀永寶錢を鑄る 太宰少貳藤原元利唐新羅に通じて露はる大に太宰府の邊備を嚴にす	十三	菅公二十八歳、一月玄蕃助に任せられ内史と爲る、三月少内記と爲る 藤原氏宗等貞觀式を上る 渤海入貢す
十四	菅公二十九歳、一月從六位下行直講美努清名と共に存問渤海客使と爲りしが、同月十四日母伴氏の逝去に遇ひ、其職を辭す	十五	菅公三十歳、一月文章得業生となる 二月公正五位下を授かり下野權少掾に任す 右大臣良相薨す 再び南海山陽に令して海賊を捕へしむ	十六	菅公三十一歳、一月文章得業生となる 二月公正五位下を授かり下野權少掾に任す 右大臣良相薨す 再び南海山陽に令して海賊を捕へしむ	十七	菅公三十二歳 大宰府對馬の銀を掘る 貢租の期に違ふ者の爲に罰則を設く

三	菅公十三歳 五世王の服色を制し諸臣に準ず	天安元 菅公十四歳 敎して新曆を造る五紀曆是也 相阪、大石、龍花の三關を置く 對島亂あり	二	菅公十五歳「臘月獨興」の詩を作る	清和天皇	貞觀元 菅公十六歳元服す、母伴氏の祝歌あり 藤原良房薨政す、攝政是より始まる 詔して新錢を鑄る 渤海入貢す	
二	菅公十七歳 天下の僧尼に詔して國祚を祈らしむ 新に釋尊式を修む 春日雄繼宮中に孝經を講す	三	菅公十八歳 宣明曆を用ふ以後八百二十三年間改曆無し	四	菅公十九歳、五月及第して文章生と爲る 海賊公行す、山陽南海二道をして追捕せしむ	五	菅公二十歳 大納言兼右大將源定亮す 新羅人因幡に漂着す、糧を給して是を還す 仁明紀を編む
六	菅公二十一歳 田租を減して民徭を増す 更めて僧綱の位階を定む	七	菅公二十二歳 大宰府對馬の銀を掘る 貢租の期に違ふ者の爲に罰則を設く	八	菅公二十三歳 應天門火あり、伴善男を伊豆に流す	九	菅公二十四歳、一月文章得業生となる 二月公正五位下を授かり下野權少掾に任す 右大臣良相薨す 再び南海山陽に令して海賊を捕へしむ
十	菅公二十五歳 左大臣源信薨す 藤原良繼卒す	十一	菅公二十六歳 藤原氏の外孫貞明親王を立て、皇太子と爲す 藤原氏宗等貞觀格を上る	十二	菅公二十七歳、傳へ言ふ是年の春、公都良香の許に於て弓矢の術を以て儕輩を驚かす 三月菅公對策に及第して中、上、第を得、九月正六位上に進む 貞觀永寶錢を鑄る 太宰少貳藤原元利唐新羅に通じて露はる大に太宰府の邊備を嚴にす	十三	菅公二十八歳、一月玄蕃助に任せられ内史と爲る、三月少内記と爲る 藤原氏宗等貞觀式を上る 渤海入貢す
十四	菅公二十九歳、一月從六位下行直講美努清名と共に存問渤海客使と爲りしが、同月十四日母伴氏の逝去に遇ひ、其職を辭す	十五	菅公三十歳、一月文章得業生となる 二月公正五位下を授かり下野權少掾に任す 右大臣良相薨す 再び南海山陽に令して海賊を捕へしむ	十六	菅公三十一歳、一月文章得業生となる 二月公正五位下を授かり下野權少掾に任す 右大臣良相薨す 再び南海山陽に令して海賊を捕へしむ	十七	菅公三十二歳 大宰府對馬の銀を掘る 貢租の期に違ふ者の爲に罰則を設く

十五	菅公三十歳、正月從五位下に進み、兵部少輔に任せられ、二月兵部少輔に遷る 山陰及び西海の諸州に令して戒嚴せしむ 惟喬親王薨す	元慶元	渤海使來貢す 菅公三十四歳、正月式部少輔に任せられ、十月文章博士を兼ね 大江音人薨す 貞觀四季例を改めて春秋に修むることを定む
十六	菅公三十一歳、内殿の灌佛を停む	二	菅公三十五歳 出羽大に亂る藤原保則出羽權守となりて是を平く津輕渡島の夷皆服す
十七	菅公三十二歳、冷然院火あり 下總の俘囚叛す、是を平く 渡島荒狄叛す、牧宰をして是を討たしむ	三	菅公三十六歳、正月從五位上に進み、八月伊勢齋内親王行歲前次第司長官と爲る 基經文德實錄を上る、菅公是が序を書く 清和上皇落飾す
十八	菅公三十三歳、四月侍從に任せらる 帝位を陽成天皇に讓る	四	菅公三十七歳、八月公の父是善薨す、年六十九 山陽の諸邦をして邊備を修めしむ 清和上皇崩す、御年三十一 高岳親王天竺に至らむとして老嫗に薨す
陽成天皇			
藤原基經を攝政とす			

五	基經太政大臣となる 菅公三十八歳、公を誅謗するもの多し公乃ち「博士難」を作りて悶を遣る 獎學院、淳和院創立せらる	仁和元	百事先づ基經に稟して後奏聞せしむ 十陵五墓の別を改む 菅公四十二歳 基經の男時平元服す、帝爲に冠を加ふ 太宰府に令して唐物の私買を禁す
六	菅公三十九歳、正月加賀權守に任せらる、式部少輔文章博士元の如し 渤海入貢す 天皇元服し、基經三后に準せらる	二	菅公四十三歳、正月讚岐守に任せらる、文章博士式部少輔加賀權守罷めらる 四月公讚岐に赴く 八幡宮鳴動す、大に邊備を修む
七	菅公四十歳、四月權りに治部大輔の事を行ひて渤海の客を獲す、公が贈答の詩の拙なるを誹るもの多し、公乃ち「詩情怨」を作て懷を遣る 上總の俘囚反す、是を平く 太宰府司の怠慢を誅責す	三	菅公四十四歳、九月暇を賜ひて京に歸りしが翌年春再び讚岐に歸る 帝崩す、基經帝の七子定省を立つ
八	菅公四十一歳、十月大嘗會御禊前次第司次官と爲る 基經帝を廢して光孝天皇を立つ	宇多天皇	
光孝天皇		基經關白となり三后に准せらる 巨勢金岡をして弘仁以後の詩人の像を御所南廂の障子に畫かしむ 右大臣源多麿す	